

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

35

1982年 7月

座談会・日本経済分析と労働者発達の諸条件

—『講座・現代経済学』全六巻完結を記念して—

池上惇／上野俊樹／宇多真揆也
小野秀生／桜井香／戸木田嘉久／森岡孝二

論 文

現代の「地域」をめぐる対抗

山田 博文

誌上討論

基礎研の『資本論』研究をめぐって(上) 梅垣 邦胤

「再生産論」と再版生産力説 大島 雄一

翻 訳

イギリス工場監察官報告書

坂本 悠一

科学運動

働きつつ学ぶ私の経験

小森 治夫

基礎経済科学研究所

経済科学通信

目 次

第35号 (1982年7月)

座談会・日本経済分析と労働者発達の諸条件

——『講座・現代経済学』全六巻完結を記念して—— (2)

I 『講座・現代経済学』の特色

II 日本資本主義分析と発達の経済学

池上 悅／上野 俊樹／宇多真揆也／小野 秀生

桜井 香／戸木田嘉久／森岡 孝二

論 文

現代の「地域」をめぐる対抗

——自治省「コミュニティ構想」の問題点—— 山 田 博 文 (17)

研究ノート

IRIとFIASTとの協力

——イタリア私的独占体の80年代への1つの対応——

岡 宏一 (25)

誌 上 討 論

基礎研の『資本論』研究をめぐって(上) 梅 垣 邦 脩 (36)

「再生産論」と再版生産力説=技術段階説

——中村静治氏への再反論—— 大 島 雄 一 (46)

翻 訳

イギリス工場監察官報告書

——1859年10月31日付ロバート・ペイカー報告——

坂 本 悠 一 (60)

科 学 運 動

働きつつ学ぶ私の経験 小 森 治 夫 (76)

基 础 研 だ より

現代資本主義研究会の発足について 研究教育委員会・共同研究部 (82)

1982年春期合宿研究交流集会の報告 (85)

誌 上 交 流

講座・現代経済学の完結によせて 桜 井 香 (87)

読者のひろば (89)

編 集 後 記

紹 介

本誌最近号内容目次一覧 (45)

座談会

日本経済分析と労働者発達の諸条件

——『講座・現代経済学』全六巻完結を記念して——

出席者 池上惇 宇多真揆也 上野俊樹
小野秀生 桜井香 戸木田嘉久
司会 森岡孝二

司会 本日はご多忙のところを『経済科学通信』第35号の座談会のためにおこしいただきありがとうございます。はじめに簡単に本日の座談会の趣旨説明と出席者のご紹介をさせていただきます。

テーマは「日本経済分析と労働者発達の諸条件」、副題に「『講座・現代経済学』全六巻完結を記念して」と謳っています。これでおわかりいただけるように、基礎経済科学研究所の所員たちが主な執筆者となって島恭彦先生の監修で青木書店から刊行してきました例の『講座』がこのたび第Ⅵ巻『現代日本経済論』の刊行をもってようやく完結しました。そこでこの機会に、第Ⅵ巻に焦点をあてて「発達の経済学」を標榜した『講座』が日本経済分析と労働者発達の諸条件の折出という点でなにをなしえ、なにを仕残しているかを議論していただこうというわけです。監修者の島先生は第1巻の序文で『講座・現代経済学』を貫く問題意識にふれて、「それは現代の資本主義経済のもとで生存し労働する人々にくわえられる数々の障害の根源を明らかにし、それをとりのぞく共同の闘いのなかで、人間の全面発達を科学的に探究したいということである」（1ページ）と述べておられます。本日の座談会は、この問題意識に立って、『資本論』・『帝国主義論』の古典研究をとおして日本経済論までこぎつけた『講座』全体の作業がどの程度まで成功しているかを点

検する場にすることができます、と思っています。なお念のために全六巻の構成を申しますと、I『経済学入門』、II『資本論と現代経済(1)』、III『資本論と現代経済(2)』、IV『帝国主義論と現代経済』、V『現代経済学論争』、VI『日本経済論』、となっています。

出席者ですが、講座第Ⅵ巻の執筆者を代表して池上さんと小野さんに参加していただきました。池上さんは編集者として「はじめに」と「終章」とを書かれておられます。また小野さんは第2章「日本型金融資本の発展」の執筆を担当されています。それから、岩波書店の「現代資本主義分析シリーズ」のなかの『現代資本主義と労働者階級』という大作を公刊されたばかりの戸木田先生においでいただきました。この著書は「労働運動の発展の合法則性」やそれに関連した「労働者階級の変革主体としての自己形成」を基本的視点にすえており、基礎研の『講座』ともかみあう論点が随所に提示されています。私どもとしては日本資本主義の「合理化」問題や労働運動に関する先生の研究からはかねがね多くを学んできたつもりですが、今日はひとつ『講座』、とくに第Ⅳ巻について大いにもの申していただきたいものだと思っています。つぎに上野さんは、本誌の編集局員でもあります、あとでいいますように問題提起者のひとりとして出席してもらいました。『経済学とイデオロギー』という労作を有斐閣からお出

しになつたばかりのさえた感覚で論点を提示していただけるものと期待しています。それから所員および読者代表ということで宇多さんにおいでいただきました。宇多さんはさる総合商社に勤務されていて、本誌の第33号にも「総合商社における労働の動向とその明暗」という論文をおかきになっています。学者先生のまえではということで遠慮なさらずに自由にご発言下さい。最後になりましたが、本『講座』の編集で多大のご苦労をおかけした青木書店の桜井さんにわざわざ東京からおこしいただきました。編集にたずさわってのご感想や読者から寄せられている意見などをまじえて討論にご参加していただければ幸です。

I 『講座・現代経済学』の特色

司会 では本題にはいりたいと思います。はじめにまず上野さんのほうから、「『資本論』と現代経済」をテーマにした『講座』のⅡ・Ⅲ巻からみての第Ⅵ巻のできぐあいについて総括的な問題提起をお願いします。

Ⅱ・Ⅲ巻の特色とⅥ巻の日本経済分析

上野 『講座』のⅡ・Ⅲ巻は『資本論』第1巻の解説ですが、第8章の「労働日」から入っているという点で大きな特色がある。普通、マルクスのいう「労働日」とか「本源的蓄積」の章から読めという指示は『資本論』を読みやすくするものだという見方がされているのですが、この『講座』の場合は、そういう見地だけでなく、一つの特色ある見地から「労働日」や「機械と大工業」の章が重視されています。いってみれば、現実的な生活実感をふまえ、現実の総体、土台と上部構造の総体のなかで人間が生産し生活している、そういうところから労働者にも『資本論』を読めるようにしようではないか、というような解説になっています。しかも、基礎研の一つの基本テーマである変革主体形成論あるいは人間の発達の諸条件をさぐるという課題と貧困化論とを結合するという見地か

ら『資本論』を読もうとしています。そういう特色ある見地から『資本論』の全体性の今日的解釈がされているわけです。

以上のこととふまえて、さっそく第Ⅵ巻の『日本経済論』の柳ヶ瀬さんが書かれた第1章をみますと、表題が「日本資本主義の制度的基盤」となっています。これも非常に特色のある編集のやり方だと思います。これをみると、最初からやはり土台と上部構造の相互作用を一つの方法的指針として日本経済を分析しようという見地に立っていると考えられます。これは従来の類書にはないことです。普通は資本蓄積とか再生産構造とかはいっています。しかし、この『講座』のはいり方のほうが実際にはわかりやすいし、こういう具合にしたほうがいいと思うんです。

ただそういうはいり方をする場合に、『資本論』や『帝国主義論』の体系と第Ⅵ巻の関係はどうなっているか、とくに『資本論』の2・3巻が『講座』では取り上げられていないということがⅥ巻の『日本経済論』にどんな影響を及ぼしているか、その点が気になります。たとえば信用制度なり銀行資本なりを取り扱った『資本論』第3巻の分析がないということから、小野さんの担当されたⅥ巻第2章の「日本型金融資本の発展」のなかに今日の日本における信用制度なり銀行独占なりの考察が十分にはいっていないというきらいがあるのではないかでしょうか。

それからいま一つは、貧困化論や変革主体形成論と関連した、人間発達の諸条件をさぐるという問題です。第Ⅵ巻ではそれを土居さんが第6章「現代日本の貧困化と階級構成」で論じています。書かれた方は非常に苦労されたと思うのですが、『講座』のⅡ・Ⅲ巻で『資本論』にそくして展開されたことと、第Ⅵ巻の第6章で展開されているところとを比べると、もうひとつという感じもします。これは欲ばった注文ですが、現代日本経済分析で、変革主体形成という視点あるいは人間の全面的な発達の諸条件をさぐるという視点をもってきますと、人間は社

会関係の総和ですから、現代日本社会の土台と上部構造の総体、経済的・社会的・政治的・文化的・思想的な複合構造の総体、この総体の分析から主題に接近していくかなければならないということになります。ところが分析それ自体は経済的な諸条件のそれに限定されていますので、上部構造的な社会関係のなかでの人間の発達の諸条件の分析がぬけおちてしまう。そこに上部構造的な社会関係の分析をどう組み込んでいくかという課題が残っているように思います。第1章が制度論からはいっているという点に特色があるだけにあえて今後の課題として提起した次第です。

司会 上野さんからのお話を主旨は、『講座』Ⅱ・Ⅲ巻の重要な特色の一つが労働と生活の現実から出発し、資本主義社会の土台と上部構造の総体のなかでの人間発達の諸条件をさぐるという見地に立って、『資本論』の今日的解釈を試みている点にある、ということだったよう思います。また、そうした特色は制度的枠組の問題から入るようなⅥ巻の構成にも現われているが、他面、『資本論』の2・3巻が取り上げられていないことがⅥ巻にも影を落としているという点や、Ⅵ巻における貧困化論や変革主体形成論の展開が上部構造的社会関係の考察を取り込むまでにいたっていないという点に、今後の検討課題があるのではないか、ということだったように思います。こうした上野さんの問題提起を素材に、みなさんからご発言をいただきたいと思いますが、まずⅥ巻の「はじめに」をお書きになった池上先生からどうでしょうか？

池上 『講座』の特色について上野さんのご指摘の点、私も同感です。土台と上部構造の综合体としてつかむという視角は、『講座』全体の編集にあたってたえず念頭においてきたところです。その点をVI巻ではつぎのように書いておきました。「資本主義の機構、すなわち、経済的な諸関係の土台の上に、社会的諸階級がたえず再生産され、政治的・法律的・行政的・財政的な諸制度がその上にそびえたつとともに、これらの諸制度が階級間の衝突を媒介として、ふ

たたび土台に反作用をしつつ、循環をくり返し、かつ、なんらかの方向にむかって社会を移行させつつある状態——これを、日本社会の現実に即して解明してゆくことこそ本書の課題である」（7ページ）と。この見地は、平野義太郎さんの『日本資本主義社会の機構』（岩波書店、1934年）から多くを学んでいます。第2次大戦後の日本資本主義の機構を日米安保体制と憲法体制との対抗関係のなかでとらえていることもそうした見地の現れです。

IV巻の『帝国主義論』とキャピタル・ゲイン

池上 他方、問題になりました『資本論』の2巻・3巻をどういうふうに入れていくかについては、当初から第Ⅳ巻で『帝国主義論』を分析する際に目をくばり、利潤論や信用論の問題も含めて総合的に扱おうという意図があったわけです。Ⅳ巻はかなりはりきって書いたというか、それなりに課題に挑戦して、新しい問題を提起したと思っているのですが、これについては意外と書評が少なくて、私どもとしては、若干不満に思っています。

VI巻では、財政金融あるいは信用制度の意味を考える場合に、キャピタル・ゲイン（株式、国債、土地などの価格変動に起因する利得）という概念をつかって説明しています。これはおそらく従来の『帝国主義論』の理解では考慮されなかつたものだと思います。レーニンは、独占利潤の分析にさいして、独占が支配するもとでは主要な利潤は金融的術策の「天才たち」の手に帰するようになっている。その基礎には生産の社会化がある、そこに帝国主義の時代の利潤の問題がある、という意味のことを言っています。この点については青木圭介さんでしたか、『講座』IV巻の第5章「資本主義の腐朽性と寄生性」のなかで、レーニンの『帝国主義論』の論理は、独占と自由競争という二つの焦点をもつ構円にたとえることができる、独占の原理をともなつた競争から「計算可能性にもとづく投機」が生まれてくる、という言い方をしています（これはたしか高須賀義博さんが京都

においてになった時の議論のなかで出てきた論点ではなかったかと思います)。青木さんも言っているように自由競争という資本主義の一般的基礎とそれから生ずる独占との矛盾が金融資本の蓄積のあり方を規定するという見地に立って、従来、資本主義の信用制度や銀行制度の問題として扱われてきたことをとらえなおす。そうすると株式や国債や土地などの所有独占にあづかっているのは金融資本ですから、独占的産業利潤とならんでキャピタル・ゲインが決定的な利潤形態として浮び上がってくる、というようになってきたわけです。Ⅶ巻の日本型金融資本の分析でキャピタル・ゲインの問題を重視しているのもそのためです。いずれにしても、いわゆる講座派の人たちがやってきたように、『資本論』第2巻の再生産表式論から日本資本主義分析にアプローチするという方法はとっていない。最初に制度的な基盤を全体としてふまえたうえで金融資本をやり、再生産論をやり、その両者をふまえたうえで、地域問題や家族生活や農業問題などを取り上げるという具合になっています。

小野 「日本型金融資本の展開」ということで、柳ヶ瀬さんの分析された戦後日本の国際的地位、戦後日本の制度的基盤を前提にした日本独占の蓄積機構を分析しましたが、その基本的方法として、『帝国主義論』の第1章、第2章、第3章の展開方法が指針としてあったことは一見して明らかだと思います。しかし、そうだからといって『帝国主義論』の第一章から第3章にたいして形式的に戦後日本の現実を直結するというような「あてはめ」型の分析ではなく、「制度的基盤」に規定され、「憲法体制」と「安保体制」の大規模な矛盾・対抗関係をになった経済基盤の分析ということです。講座第Ⅶ巻での『帝国主義論』の理解との関係でいえば、たんにレーニンが第1章から第3章の間で独占利潤の用語で直接的に言及していないから彼には「独占利潤論」がなかったと形式的にとらえるのではなく、講座Ⅶ巻（第1章第2章）で二宮さんがのべられているように「独占価格」

プラス「キャピタルゲイン」という論理を『帝国主義論』は内容としてもっていますね。そうした『帝国主義論』の内容的な理解の上で、「制度的基盤」に規定された経済的基盤を分析するというのが課題です。幸い、『資本論』『帝国主義論』を基本的指針とした経済的基盤の諸要因の分析については、技術論、資源論、労働論をはじめ各分野の専門的検討から日本経済論に接近する労作が、中村静治先生のものなど最近相次いで発表され、日本型金融資本の蓄積を検討する場合もより深く分析できるようになりました。とすれば、キャピタル・ゲインの問題にかぎらず、従来は「系列」研究や「企業集団」の形態論的研究に主眼がおかれていた日本型金融資本の分析をもっと拡充する必要があると思います。

さきほどのお話しで上野さんから、私の論稿にかかわって、信用制度、銀行独占の制度的な分析がたりないこと、そしてそれは講座のⅡ、Ⅳ巻が『資本論』第1巻を中心として、第2巻、第3巻が入っていないことと関係があるとの指摘をされました。それについて少しコメントさせていただきます。確かにおっしゃるとおり、それらについて、その制度論は紙数の関係や出発点における柳ヶ瀬さんの「制度的基盤」論を前提していること等で十分ふれられなかつたことは事実です。しかし、信用制度、銀行独占に直接かかわったものではありませんが、日本の技術——これらは、オンライン・システムなど銀行業務の物的手段としても深くかかわっていますが——が、その生産、所有関係の故に、たいへん大型化し、大量生産・大量消費の性格をもち、それだけに、不变資本充用上の節約の論理ともかかわって、異常に回転率が高い。そういう、蓄積活動に不可欠な技術の日本の特徴のうちにも、資本論の第2巻、3巻の論理を配慮したつもりです。それに、日本の商社、銀行、国家機関を媒介とした、流通、金融、財政の集中性が、日本の場合に、技術独占、資源独占の海外依存性の「弱さ」をカバーするためにならず勤員されたという特質を強調していま

す。当然、それらの基礎をなす信用制度なり銀行独占なりにより多く言及すべきであったかもしれません、そうしなかったのは、それらの制度的形式を担い手に、日本型金融資本の蓄積の重要な特質をなすキャピタル・ゲインの蓄積が、個々の巨大企業レベルでも、いわゆる「商社機能」「銀行機能」等の高まりという形であらわれ、所有特権をつよめて、所有と労働の最高度な分離が発展していることをむしろ強調したかったことにもよったということをのべておきたいと思います。いずれにせよ、『資本論』第1巻の技術の問題と『資本論』第3巻の信用の問題とを『帝国主義論』をベースに論じている。その点は、いわゆる再生産表式論を出発点にもってこなかったことともかかわりがあると考えています。

上野 2巻の再生産表式からはいらないということには賛成です。制度論的な接近は日本資本主義の現実の機構を分析するうえで必要だと思います。ただそうする理由を『資本論』の解釈の仕方の問題として積極的に提起していたなら、VI巻が制度論からはいるという意味がもつとよくわかったのではないかということです。

戸木田 私も上野さんに同感です。VI巻ではまず、第1章で戦後日本資本主義の制度的基盤が分析され、そのうえで第2章「日本型金融資本の発展」、第3章「日本資本主義の産業構成」が展開されている。そして後段の6章で「現代日本の貧困化と階級構成」ということで労働者の発達の諸条件を考察している。こうした組み立ての相互の連関が、『資本論』との関係ではどうなっているのか、この点をもっと明解に書き込んでいただけると、もっとわかりやすかったのではないかと思います。

私の本の場合は、『資本論』との関係でいうと、資本の蓄積過程、資本主義的蓄積の歴史的傾向を基本において、今日の金融寡頭制支配の到達点と階級的対抗関係の総体を『帝国主義論』における観点を入れて分析し、また現代の国家独占資本主義の蓄積運動については、『資本論』の3巻に出てくる利潤率の傾向的低下

と、それに反対する諸要因との関係で論理を組み立てています。基礎研の『講座』のVI巻がこの点でどうなっているか。また池上さんは序論部分で、I「世界的『合理化』運動の起点としての現代日本経済」、II「日本資本主義社会の機構をめぐって」という順に述べていますが、このIとIIの関連をどう理解されているのか、その点をとくにお聞きしたいと思います。

「合理化」問題、危機論、利潤論

池上 さしあたって、いま提起された問題に限定して申しますと、「世界的『合理化』運動の起点としての」ということは、鉄鋼会社に勤めている基礎研の労働者所員がいいだしたことで、それを今日の日本資本主義を分析する場合の基本的視点として取り入れたわけです。今日の日本資本主義というのは、労使関係等において世界的に注目されており、産業ロボットの展開がそうだと思うのですが、世界的な「合理化」運動の引き金の役割を担っていると考えられる。VI巻を出す前にそういう議論があったわけです。

のちほども申しますが、基礎研の日本資本主義分析の出発点自体が「合理化」問題でした。1965年当時、戸木田先生が三井三池の争議を総括された本を三一書房から出された直後に、労働旬報社から『現代の合理化と労働運動』という本を出されたところでした。それを学習したのが基礎研運動の一つの原点です。そこで私どもが学んだことは、合理化というのは資本主義体制全体の危機の反映なんだ、労使関係における資本の巻きかえしてあると同時に、全国的規模における階級闘争の接点でもある、だからたんに企業の問題としてつかんではいけない、ということでした。

では日本資本主義の危機をどうつかむかということが問題になりますが、戸木田先生のいわれるよう利潤率の傾向的低下の問題を分析の基礎にするという考えもあります。これは戸木田慎太郎さんの場合や、フランスの国家独占資本主義論でもそうだったので、私どももその方向

を考えないというのではなかったのです。しかし、私どもはそちらへは行かないで、さきほど申し上げたキャピタル・ゲイン論へ行ったわけです。それは利潤論を危機論との関係でつかむ場合、レーニンの『帝国主義論』の見地を生かそうとしたからです。キャピタル・ゲイン論というのは、生産の集積の結果として、経済的基礎過程では過剰生産がおこり、利潤が上がりないようにみえても、金融的上部構造では巨大な利潤が得られるという論理になっている。利潤率の低下というのは、『資本論』の論理でいえば産業資本の蓄積現場の話で、現場はもうからないようにみえても上のほうではもうかっているんだ、というのが『帝国主義論』の論理である。そう考えて、経済危機が強まるもとでの利潤の問題を金融的上部構造におけるキャピタル・ゲインの蓄積の問題として展開してきたわけです。

戸木田 ずっと展開されてきている基礎研の議論の中でも、とくに私が注目していることの一つはキャピタル・ゲイン論なんです。いま問題になっている利潤率の傾向的低下法則との関連でいうと、実現利潤率がどうなっているかをみる必要がありますが、私の場合は、『資本論』第3巻でマルクスが言っているようなこの法則に反対に作用する諸要因のうちに資本の「合理化」の推進力を求めています。具体的にいうと、第1には剩余価値率 m/v の問題が出てくる。第2には、不変資本充用上の節約の問題がでてくる。第3には、資本の回転率の問題が出てくる。第4に、独占価格の問題、これは腐朽性の問題でもあります。第5には、資本輸出の問題、これは不変資本充用上の節約とも関連しており、レーニンの時代でも現代でもとくに資源・エネルギー問題と関連しています。第6は、信用とか金融とかの問題ですが、それはキャピタル・ゲインや創業者利得の問題でもある。ところがこの問題はわれわれ戦後マルクス主義の弱い点ではないかと理解しています。

③キャピタル・ゲインの問題は腐朽性の問題でもあり、経済の軍事化や国家独占資本主義の機

構と、したがってまたインフレーションやスタグフレーションの問題と、密接な関連を有しています。その点でも、國家の問題を媒介してもっとキャピタル・ゲイン論を展開していく必要があるのではないかと思っています。

小野 キャピタル・ゲインの問題は、基本的には資本所有、資本独占にもとづく所有と労働の最高度の分離なんで、その意味で少数者の「寄生虫」が、大多数の「総働き、多就業」の労働と生活に現在だけでなく将来にわたって寄生しているということなんですが、その発生のメカニズム、制度、そしてその統計的検証など多くの理論的な課題があるんですね。実現、未実現のキャピタル・ゲインとその反面としてのキャピタル・ロス、個々の企業と企業の相互分業関係、産業諸部門間や地域間、さらには、いわゆる日本のG N Pと国富、フローとストックの関係、物的資産と金融資産の関係など……。

これらの関係をとおして労働する人間に寄生する所有特権の腐敗があるわけですから、最近いわれている「福祉イコール国民のたかりと甘えの構造」などという主張を批判していくためにも、キャピタル・ゲインの問題を重視する必要があります。野村秀和先生も「三菱重工」の場合の試算を行っておられ、国レベルでは、新S N A分析でも一部でそうした解明の材料が出ていますが、労働運動や住民運動が資本とたたかう時にも、たとえば企業再建闘争などの中でキャピタル・ゲインを含む企業の財務構造の分析が実践的に必要となり行われているようです。それはとりわけ、現代日本経済における公的資金の不足（財政危機）にたいする民間資金の過剰（巨大資本の過剰蓄積）という分配関係を正していくためにも不可欠です。

司会 現代資本主義の本質認識にかかるような興味深い論点が出されていますが、それについて議論するまえにもう少し『講座』全体に関するご意見をうけたまわっておきたいと思います。青木書店の桜井さん、ひとついかがでしょうか。

『講座』と「発達の経済学」の展開

桜井 はじめに『講座』が全6巻無事完結いたしましたことにたいし、この場をかりてお祝いとお札を申しあげます。

冒頭に上野先生から、いままた戸木田先生と小野先生から大変むつかしい問題が提起されました。それに踏み込んでご議論に参加する能力はございませんので、上野先生のお話しにもあった「発達の経済学」という視点について感想を述べさせていただきます。私はさきほどからみなさまが労働者や人間の発達、あるいはその諸条件の追究、ということばを躊躇なくおつかいになっておられるのを印象深く聞いていました。ご存知のとおり、今度の講座は当初から「『発達の経済学』の体系化をめざす」ことを刊行の大目標にしていました。さきほど司会の森岡先生も紹介されましたが、島恭彦先生も第I巻冒頭に、この講座は「人間の全面発達への道を科学的に探求」するんだと宣言しておられます。しかし、私ども出版社あるいは編集者の感覚でいうと「発達の経済学」というスローガンは4年前の当時は大変つかはずらかった、教育学では当り前ですが、経済学の講座では読者に「発達？こりゃなんだ！」ということになります。そんな危惧がございました。それで、きょうここに『講座』の刊行が計画された当時のパンフレットを持ってきましたが、これには「これはいわば発達の経済学ともいるべきもの」と、回りくどい遠慮がちのコメントが付してあります。当時から4年、準備期間を含めると5年余、第VI巻を世に出した時点では、堂々と「発達の経済学の体系化めざす講座完結」というコメントを付すまでになった。これは、単に私どもの受け取り方の問題だけではないと思います。本『講座』の刊行と、この間の基礎研のみなさまのご活躍が経済学につけてわえたものは非常に大きかった、というふうに言えるのではないか。

同時に、だからこそ理論的に深めていただくべき課題も随分あるのではないか。執筆の方々

もいろいろ苦労されている。さきほど上野先生が指摘された土居先生の論文などはとりわけご苦労のあとがうかがわれます。土居先生は労働者の貧困と発達を6つの主要な侧面に分類して考察しておられます。いろいろご議論もありかと思いますが、今後「発達の経済学」を深めてゆくうえで一つの重要な手がかりを提出されているのではないか、『講座』の生み出した重要な成果の一つではないか、と思えます。いずれにせよ、今日、「発達の経済学」が堂々たる市民権を得たということは確かなことだと思っております。基礎経済科学研究所の活動につきましても同様の印象をいたしております。

余談になりますが、きょうご出席の池上・森岡両先生をふくむ方々による新企画『発達の経済学』（単行本）も進行中で、『講座』の成果をふまえた大胆な論点を出していただけるものと期待しています。

司会 つぎに宇多さん、いかがでしょう。

宇多 基礎研のゼミナールや講義に加えていただいて足かけ4年になります。私が基礎研で学んできた期間は、ちょうどこの『講座』が順次発行されてきたのと軌を一にしているわけです。それでゼミや講義に参加するなかで『講座』にも親しみをもって接していましたし、V巻やVI巻については合宿でも読む機会をもってきました。しかし、熱心なあるいは勤勉な読者ではなかったので、必ずしも充分理解できていない点があります。基礎研のゼミへ出ている者にもストレートには理解しにくい問題があるとすれば、一般の読者の場合、独習にゆだねるということでは困難が残ると思います。その点では、全国津々浦々に、学習サークルで集団的に励まし合って読めるという場をつくるのが望ましいのではないか。

私自身はホワイト・カラーの職場で働いていますが、そういうところでも「合理化」やその他の資本の攻撃が職場の専制支配という形で浸透してきています。これにどう立ち向かうか、そういうなかでみずから発達の展望をどうきりひらくか、それをみきわめる必要にせまられ

て基礎研に参加させてもらっているわけです。今日は司会の森岡さんからなんの準備もいらなければ出席してほしいということででまいりましたが、日本経済分析やそのなかでの主体形成論や発達論の問題についてみなさんのお話をうかがって、これから勉強の糧にさせていただきたいと思っています。

上野 経済学を広く労働者階級のものにするということは、いま問題になっている変革主体の形成のためにも非常に重要な課題だと思います。しかしその場合、わかりやすく説くには抽象から具体へと進むという従来の叙述の体系をバラして、生活の現実なり運動の現実なりに合わせた書物を書かなければならない。他方、労働者にいかに難かしくても、認識の順番からいえば、抽象から具体へと展開しなければならない。そういう両方の側面を考慮し、両者をうまく結合させていくというのは、大変つかしいことです。

たとえば平野喜一郎さんたちが作った『経済原論』（青木書店、1982年）の場合ですが、これは後の方に現代経済の諸問題に関する考察があるものの、抽象から具体へという叙述の体系になっています。もし労働者がこれを読むということになると、自力ではなかなか困難で、講義の場で現実との距離うめるような一定の解説が必要な体系になっているように思います。

ところが、基礎研の『講座』のⅡ・Ⅲ巻をみると、マルクスの指示にあるように、「労働日」のところから入っている。これは、労働者が経済学をとおして自分たちの現実の生活のいちばん基本的なところと知って、そしてみずからが発達していくという、そういうためのテキストですから、それにふさわしいわけです。けれども、これを抽象から具体へと叙述する従来の一般的な認識のパターンにのっとった本だとみて、その見地から批判されるとすると、それはおかしい。執筆者はそのことを承知していても、読者、ことに一般の研究者の場合は思い込みがつよく、そこまではなかなかのみこんでいないので、あえて強調しておく必要があるよう

に思います。

池上 私どもが「労働日」の章、わけても工場法の問題からはいることにしたのは、わかりやすくするという意図だけからではありません。従来の教科書ですと、マルクスの『経済学批判』の「序言」を引いて土台や上部構造などに関する史的唯物論の公式を説明しますね、あのかわりに工場法の展開をもってきているというのが本来の意図ですね。工場法の分析のうちには、土台と上部構造および両者の相互作用の分析の典型があるんですね。しかもその相互作用のなかには、経済的危機にたいする資本の側の対応があり、労働者の側からの階級闘争があり、そして工場査察官といいういわゆる中間層まで出てくる。その点で「労働日」の章は、土台と上部構造の相互作用を説明するモデルとしてはもってこいなんですね。だからわかりやすいわけです。あとでふれる「合理化」問題としても、実は、工場法に原点がある、あれで議論を立てていくと「合理化」問題の本質がもっともよく説明できる。そういう理解をもっています。

II 日本資本主義分析と発達の経済学

司会 いまお話しの点はこのあとの討論でも深めていきたいと思いますが、池上さんのほうからは今日の座談会の主題に関して、とくにⅥ巻の『現代日本経済論』の成立の背景について、まとまったご報告をお願いしてありますので、ここで第Ⅱ部のほうにすすめさせていただきます。

基礎研の歩みと日本資本主義研究(1) ——「合理化」問題から工場法へ——

池上 司会の森岡さんからは、日本資本主義分析の方法をめぐる問題と基礎研の歩みとの関連を説明するように言われています。そこでそもそもその出発点から申しますと、1965年でしたか、日本クロスという労働組合がものすごい分裂攻撃にみまわれまして、1週間位で執行部が

交替させられたのです。かなり革新的な労働組合だったのですが、それで当組合の委員長をしておられた方がいったいどういうわけでこうなったかを研究してくれと京都学習協へ言ってこられました。その当時、学習協は藤井さんが一人でやっておられ、たまたま私が相談にのったということがきっかけになって、のちに基礎研をやるようになった人たちと当時の労働組合の幹部の人たちが集まって研究会をはじめたわけです。そこではまず、アメリカ的「合理化」方式、とくにQCやZDがもつ威力が問題になりました。それでさきほど申しましたように戸木田先生の本を指針として、「合理化」運動の研究をやったんですね。「合理化」とはなんぞや、それは資本主義の危機にたいする対応である、などとやっているうちに、例の利潤率の傾向的低下法則のことが議論になり、従来の理論では「合理化」問題を利潤率低下の阻止のための搾取強化の諸方法としてつかんでいるが、それだと具合が悪いのではないか、ということになってきました。それだと資本がますます搾取を強めるという話はあるが、そのなかからは労働者がたたかって展望をきりひらくという論理は出てきにくい。利潤率が下ってくるのに対して資本がますます搾取を強めてくるということを説明していたのでは、いくら労働者に頑張ってたたかえといっても、「合理化」と本当にたたかう展望というのは簡単には出てこないのではないか、というわけです。

それではどうやって「合理化」をはねかえすか。それに関して当時私どもがやっていた議論はだいたい三つあります。一つは職場から労働組合を再建しようということです。もう一つは裁判で勝つということ。不当労働行為ではうり出された以上、裁判をやるしかない。裁判では弁護士やその他の中間層と同盟して法律を公正に適用させないと勝てない。第3には、労働時間を制限し、生活時間を拡大して、人権の基盤を確保する。なぜなら、企業ぐるみの「合理化」がすすめば、労働者は自分の生活時間から何から全部資本に奪いとられ、人権の基盤とい

うものが完全になくなってしまうからです。

「合理化」問題をこのように考えると、マルクスが『資本論』第1巻において説いている工場法をめぐる闘争の論理は格別に重要な意味を帯びてきます。工場法というのはある意味で資本主義の危機をあらわしています。労働日の制限から生ずる「危機」に対処する資本の「合理化」というものが、搾取強化と相対的剩余価値の生産にかりたてる。そのさい、資本の側の攻撃に対して、労働者は何を手がかりにたたかっていくかというと、工場法という民主主義的法律を適用させ、それによって工場労働の実態を明らかにさせながら工場検査官その他の公正なる公務員を最大限に活用して、自分たちの権利を守っていくかなければならないし、また、生活時間と労働時間を区別して、そこに人権の基礎を求める。これはマルクスが繰り返し主張していることです。現代の日本でも、「合理化」とたたかっていく場合、職場の団結を基礎に、地域における中間層などと同盟し、生活時間を確保して人権を擁護していくということが非常に重要な活路であると考えられます。それで工場法を重視し始めたわけです。そのことは『現代日本経済入門』（汐文社、1972年）にも書いています。

そういうわけで、「合理化」問題に接近するには、『資本論』3巻レベルの利潤率の傾向的低下からやるよりも1巻の工場法の分析のレベルでやるほうがよいという発想がありました。この点はある意味で発達の経済学を展開するうえでの原点になったところでもあります。発達の経済学とはなんだといわれればそれは労働者階級の人権の基盤をどうやって確保し、労働者階級が資本家階級をのりこえるエネルギーをいかにして獲得するかを考える経済学である、発達の経済学を唱えだした当時は単純にそう考えていました。マルクスも、『資本論』のなかで、法律によって労働者が売り渡す時間と労働者自身の時間とを区別する工場法というものを「『売り渡すことのできない人権』のはでな目録」にかわる「じみな大憲章」という言い方を

しています。これは強制力をともなった労働日の制限・短縮なしには真の人権は確立しえないし、それによる人権の確立こそが労働者階級の解放事業の先決条件、根本条件だということを言わんとしたものと思われます。アダム・スミスは人権の基礎を私有財産、それも自己労働にもとづく所有に求めていましたが、資本主義社会から生まれる人権思想は、それが現実化するには、労働者階級の社会的結合に支えられなければならぬ。私どもが工場法を重視したのも、資本の専制を取り締まる最初の法律としての工場法こそ、近代民主主義の基礎である、生存権的な社会権、労働する権利、教育を受ける権利、団結する権利、等々の近代憲法の社会権の基礎を説明する論理を与えてくれる、というように考えたわけです。その点、発達の経済学というと難しく聞こえるのですが、発達の経済学とは、もっと端的にいって、人権の経済学、人権の社会的経済的基盤を明らかにする経済学のことである、ということもできます。

ところで、この見地を日本資本主義分析に適用する場合は、日本においては人権の基礎と社会権的法体系が労働者階級の闘争と運動あるいは中産階級との同盟関係によって、どの程度まで成熟しているのかということを考えねばなりません。Ⅶ巻の序文でも書いたことですが、今日の日本では憲法を手がかりに労働者階級の諸権利を実体化していくにあたって、ストライキが制限されているとか、職場に憲法がないとか、いろんな要因によって、労働者階級の人権の基盤が著しく弱められています。これを突破するには、労働者階級は、農民やその他の中間層、ことに弁護士や教師や公務員といった人々と同盟していくかなければならない。そうでないと人権の基盤を拡充できないんだ、というふうに主張しております。

この点はいろいろ誤解されているところがありまして、発達の経済学は公務労働者が革命の主体であると主張していると受け取っている人もいます。しかし、そんなことを言ったことはありません。公務労働者は労働者といつても中

間層的な性格が強い労働者でありますし、それに注目したというのは、労働者階級が人権を確立するためには民主主義的な法律が生かされねばならず、それを生かしていくプロセスでは、民主主義的な法律の執行を担う専門家との同盟が必要だと言ってきたのであって、公務労働者が革命や変革の中心になるということではありません。むしろ私どもの研究の原点は、「合理化」問題にせよ工場法にせよ産業労働者とその主体形成を中心と考えておきたいと思います。

司会 いまのお話しに関連して、読者の声を代弁しなければならない編集者としてお聞きしたいのは、基礎研における公務労働の意義づけと地域・自治体研究との関連です。Ⅶ巻の序文でも、1960年代から70年代にかけての「地域における公務労働の急激な増加と、地域社会・自治体の革新を求める住民運動の激発」や、最近の「『企業ぐるみ』の地域戦略、自治体戦略の展開」を問題にされていますが、この点は、日本資本主義の機構を官僚機構の面からも分析していることとも大いに関係がありそうですので、序文を補うつもりでお話していただけませんか。

基礎研の歩みと日本資本主義研究(2)

——京都の民主府政研究——

池上 たしかに、基礎研の日本資本主義研究には、地域・自治体研究、とくに京都の民主府政研究の成果が取り入れられています。京都の民主府政研究というのは、蜷川先生が知事をやめられる8年前から始めたことです。ちょうど70年の知事選で圧勝した直後から全国的に注目されはじめ、これは研究しなければいけないということになって、自治労の人たちにも参加してもらい研究チームを組んでかなりの時間をかけてやりました。いろんな問題ができましたが、とくに議論になったのは、労働運動が地域住民運動と連携して、「憲法を暮らしのなかに生かす」という問題でした。工場法の問題はどうちらかといえば労働現場中心の問題ですが、民

主政研究のなかで私どもが得たものは、もう少し広いもので、さきほど司会者の言った日本の官僚機構とその民主化にかかる問題でした。

これは理論的に非常に大きな問題をはらんでいます。さきほど戸木田先生のお話にもありました、たとえば国家の介入をどう説明するか。普通は、利潤率の低下にたいする対応としてつかまれています。堀江正規先生もそうされています。しかしこれでは国家の介入も利潤率低下の種々の阻止要因と同列に並んでしまう。これは論理的に難点がある、たとえば不变資本充用上の節約と国家の介入とは、経済的機能として似たようなところがあつても、論理的な次元では全然違う。資本による労働者の支配と官僚機構による住民の統治とは区別して考えねばならない。そのことが京都民主府政研究の過程ではっきりしてきました。

官僚機構の問題は、従来だと、たんに政治学の課題だと切り捨ててしまうことが多かったのですが、実は経済学の課題でもあります。住民のあいだに貧困化だと労働者の生活困難だとが起こってくると、官僚機構はどう対応するか。たとえば、農民層が分解していくと、官僚機構は農民層の上層部をみずから統治機構の末端に取り込む。労働者階級が農民層やその他の中間層を同盟者としてむかえいれて革新自治体をつくると、官僚機構の末端が暮しを守るなりでとなり、民主主義的な要求を官僚機構につきつけていくことが可能になる。その意味でいうと、官僚機構論といふのは、経済理論的には、中間層のとりあいの議論なんですね。いわば、生産現場で労働者と資本家が中間職制をとりあうのと同様に、地域社会では公務労働者や中小企業家・自営業者・農民を労働者階級と資本家階級とがとおり、そういうとりあいの議論なんですね。

この『講座』Ⅵ巻でも、こうした議論をふまえて、職場と地域との両方をみすえた日本資本主義分析を試みています。工場法の論理を中心にして生産現場の問題をつかみ、官僚機構論をいれ

て地域社会の問題をつかみ、労働組合も地方自治体も民主主義の学校であるという見地に立って発達の経済学を展開していく。こういうやり方は類書にはあまりなかったことかも知れません。

発達論と変革主体形成論

戸木田 いま池上さんからⅥ巻にいたる研究のいきさつについての説明をうかがって皆さんを考えられてきたことについてはよくわかりました。そこで私の感想になりますが、おしむらくはそういうふうにⅥ巻の「はじめに」を書かれるともっとよくわかったのではないか、また、その論理で全体をしゃにむに突っ走ったほうがよかったです。執筆者のあいだでの基本的な合意点はあるにしても、個々の論文が必ずしもそういう論理で貫かれているとはいえないという感じがしたものですから。

発達論の考え方についても、池上さんの説明でよくわかりました。ただ、Ⅵ巻のそれぞの論文を読んだかぎりでは、発達という概念の位置づけについて充分な一致があるのか、この点についてはやや疑問がのこりました。池上さんの説明では、労働者階級の人間としての全面発達が労働・生活の場でさまざまな条件によって阻害されている、この阻害条件が労働者階級の団結と階級闘争によって排除されていくのに応じて、人間としての発達もすすむということでした。だが、それぞの論文を全体として読んだ印象としては、労働者階級の全面発達が階級闘争を媒介せざるをえないこと、この点についていま一つ鮮明さを欠くように思いました。

ところで発達論は、最近のいわゆる変革主体形成論にたいして、どのように自己の立場を区別されるのでしょうか。私は、変革主体の形成とは労働者階級の「数の多数」の団結であり、労働組合運動の階級的・民主的潮流の形成、労働者階級を中心とする大衆的前衛党の前進こそが中心課題だと考える、つまり「伝統的立場」にいぜんとして固執しているのですが、最近の

変革主体形成論とは、これを「批判」的に「のりこえよう」と意図されている理論のことをここではさしています。池上さんの説明によると、発達論では、労働者階級の団結と階級闘争が発達の条件をつくりだすことが強調されており、この点は最近の変革主体形成論とはニュアンスがちがうのではないか、と思います。

変革主体形成論では、労働者階級の団結と階級闘争の発展それ自体を論ずるというよりは、個々の労働者がいかに主体的に変革主体として自己形成するかに主要な関心がむけられているように思います。こうした議論が、労働運動の右傾化、「中流意識」、組織の官僚化といった問題状況を背景にしていることは理解できます。しかし、個々の労働者の変革主体形成を論ずるにあたり、労働者階級の団結と階級闘争、これらとの結節に重大な関心をよせることなくして、変革主体の形成を論じうるとは私にはとうてい考えられません。

発達論は、論理的には労働者階級の団結と階級闘争が媒介されることになっていますが、さきにもふれたようにⅥ巻の諸論文に一筋の赤い糸としてつらぬかれているかといふと、その点はやや迫力に欠けるという印象をうけます。資本主義の発展は、巨視的には労働者階級の「数の増大」とともに、団結への客観的条件も成熟させ、停滞や曲節を経ながらも、結局のところ労働者階級の組織と運動を発展させずにはおきません。そして、こうした歴史的過程をつうづる基本的人権の拡大・進化が「全面発達」の場を構築してきたことも確かです。

だが、Ⅵ巻に即していえば、問題は現代日本資本主義の現実、労働運動や民主主義運動の現実をふまえて、労働者階級、勤労諸階層の団結を拡大し、それに依拠した階級闘争をつうじて、どのように「全面発達」の土台を拡大するか、ということだと思います。ところが、この点ではかなり一般的・理念的な指摘にとどまり、運動の現実を充分に射程のなかに入れた闘いの方向の指示にはなりえていないのではないか、と思われます。それは、たとえば現代の労

働運動における階級的・民主的潮流と右翼的潮流とのたたかいが、あまり念頭に入れられていないという点にも見られるのではないでしようか。

もちろん、このように言うと、さきの池上さんの説明にあったように、50年末の炭鉱「合理化」反対闘争の経験と教訓、革新自治体と住民運動の教訓、民間大企業における右翼的潮流の問題、そういう運動上の諸問題を認識するがゆえに、発達論の構築、人間としての全面発達の方向性という問題を提起したのだ、といわれるかもしれません。しかし、いづれにせよ、発達論については認識論レベルの問題と運動論レベルの問題とが充分な説得力をもつまではまだ整理しえていないよう思います。これがこれから問題ではないでしょうか。

桜井 個々の論文をとってみると池上先生が「はじめに」で展開された論理で一貫されていないものもある、それが惜しまれる、という戸木田先生のご指摘は、私にも感じられる部分もございます。が、これは講座の場合いわば避けがたいことですし、むしろ私の実感では、Ⅵ巻にかぎらず全巻・全章を貫く視点の共通性こそ、よく配慮された構成と並んで本『講座』の大変すぐれた点と思えます。講座という出版形式では、逆にいろいろな論理なり視点で共通の問題に迫るという考え方もありますが……。

それから戸木田先生のご指摘にもございましたが、『講座』の全巻を読んでみて「オマエはこれで『発達の経済学』が十分わかったか?」といわれますと、まだまだ理解できないこともあります。運動論としてはとてもよくわかるのですが、たとえば史的唯物論との関係とか、従来のマルクス経済学との関係とか、…、今後、私どもにも理解できるようもっともっと平易に系統立てて展開していただきたいと思います。

それはともかく、この『講座』が読者には非常に新鮮に受けとめられたことは確かで、従来、経済学の講座ものを出したさいにはなかつたような反響がありました。たとえば、第Ⅰ巻

と第Ⅱ巻が出されたあとに、教育学者の方から、執筆者にたいしてどうしたら連絡がとれるかという問い合わせがありました。とくに教育学者が注目されたのは、二宮先生がⅡ巻の「大工業と住民生活」（第5章）の章で、協業と分業の問題を展開されている部分だと思われますが、おそらく教育学をやっておられる方の琴線にふれるような論点がそこにはあったのだと思います。もう一つ感想をいえば、Ⅰ巻の「入門」からⅥ巻の「日本經濟論」にいたるまで本『講座』の特色の一つに技術の問題の重視がありますが、とりわけここでは技術を担っている人間の問題が視野に入っている。これは私どもが從来出してきた日本經濟論や技術論関係の著作にはなかったことです。

宇多 『講座』における「発達の経済学」というのは、少くともⅠ巻の「経済学入門」と『資本論』を取り扱ったⅡ・Ⅲ巻に関するかぎり、非常に魅力的な、われわれ労働者に興味深い問題を提起されていると思います。これはその一例ですが、たまたま書店の経済学関係の書棚のまえで友人とばったり会って、何を搜しているのかと聞くと、「別に」と言う。それでこれは面白いから読めというと、さっそく買い求めてくれました。その友人は類書とちがって生活と労働に密接した展開になっているところがわかりやすかったと言っていました。彼は技術論に关心を持っていましたし、いまは『経済科学通信』の読者になってくれています。

第Ⅵ巻の日本經濟論については、まだ十分には読めていません。私自身、『通信』に「総合商社の労働の動向とその明暗」という一文を書かさせてもらいましたが、日本經濟の具体的現実の分析において労働者の発達の諸条件を考えるのは実に難しいことだと痛感しております。資本のもとで労働がどのように一面化させられているか、労働能力がどのように委縮させられているかを言うことはたやすい。しかし、労働者の発達の諸条件なり主体的力量なりがどのように蓄積され集積されているかを言うのは難しい。総合商社の労働の特殊性もあるかもしれま

せんが、Ⅵ巻の執筆者たちの苦労のほどが理解できるような気がします。

日本經濟分析と家族・地域・共同体

司会 これまでの議論では、「日本經濟分析と労働者発達の諸条件」というテーマをめぐって、工場法と土台・上部構造の相互関係の問題、金融資本の資本蓄積とキャピタル・ゲインの問題、再生産表式分析や利潤率の傾向的低下法則と関連した日本資本主義分析の方法の問題、資本主義的「合理化」の本質規定の問題、産業や地域における労働者階級の構成および中間層との同盟の問題、日本經濟分析と技術の問題などが取り上げられてきました。どれももっと時間をかけて深めていきたいのですが、今回の座談会すべてにかたをつけるということはどうていできません。他方、まだ議論させていない『講座』の重要な特色の一つに、はじめにも言ったように、家事労働や保育、教育、医療、サービス、その他の公務を家族の生活と労働の問題としてとらえて、家族の共同的生活様式の解体を戦後日本資本主義の再生産過程の基底に位置づけて分析する、ということがあります。この点での『講座』の特色やねらいについて、最後にみなさんからご意見をうかがっておきたいのですが……。

上野 家族の解体の問題は、従来だと社会学で扱われたカテゴリーですね。そのことはⅥ巻の6章で社会学者の言説を引用して、それで変革主体の形成の問題を扱おうとしていることからもみてとれます。

ヨーロッパでも同様のことがあります。イギリスのジョン・ユーリという社会学者が『資本主義社会の解剖』という本を書いています。その序文で、これまで経済学には、上部構造的諸関係をもっぱら経済的諸関係から説明する還元主義と、上部構造を土台から切り離す自立主義との対立があったと書いています。社会学では10年も前にとっくにその対立をのりこえているのに、経済学ではいまになってようやく上部構造的問題をとらえる動きがでてきた、と

いうことをヨーロッパ、とくにイギリスの経済学者の研究動向をみて指摘しているわけです。家族というカテゴリーを取り扱うさいはとくにそうですが、変革とか発達とかを問題にする場合は、人間は経済的諸関係だけで発達するわけではないのですから、どうしても上部構造論的な要素がでてくる。そうすると、社会学で従来問題にしてきたことと、経済学で問題にしてきたこととの接点をさぐることが必要になってきます。私自身の感想でも、これまでどちらかというと経済還元主義的な分析にとどまっていたが、それをのりこえるための理論的模索がようやく出てきた、という気がしています。

戸木田 家族共同体や地域共同体の解体という問題は非常に関心をもっています。ヨーロッパをまわっていただいた印象からいっても、日本ぐらい家族と地域の解体が高度成長の過程でドラスチックにすすんだ国はないのではないか、という感じがしています。私どもは戦前の日本資本主義の特質を山田盛大郎先生や平野義太郎先生から学んだわけですが、戦前と対比においても、戦後日本資本主義の特質をとらえる場合、家族や地域の解体という視点からとらえることは一つの重要な視点だと思います。

それから、上野さんがおされた経済還元主義という点についていようと、私などはどちらかといえば経済還元派になるのでしょうか、経済的土台のうえでの労働運動、あるいは資本と労働との階級闘争に最大の関心をもち、制度的な上部構造的な問題を取り上げる場合にも、経済的土台の分析を重視してきました。この点は、はじめにご紹介いただいた私の本のなかで、労働運動の発展の合法則性を分析している場合も同様です。

ではなぜ経済的土台の分析を重視するのか。それは私が『資本論』1巻24章の有名な「資本主義的蓄積の歴史的傾向」の現代的展開に関心をもっているからです。マルクスはご承知のように、「今度収奪されるのは、もはや自分で営業する労働者ではなくて、多くの労働者を搾取する資本家である。この収奪は、資本主義的生

産そのものの内在的な諸法則の作用によって、諸資本の集中によって、行なわれる。いつでも1人の資本家が多くの資本家を打ち倒す」と指摘したあと、つぎのように述べています。「この集中、すなわち少数の資本家による多数の資本家の収奪と手を携えて、ますます大きくなる規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的応用、土地の計画的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、結合的社會的労働の生産手段としての使用によるすべての生産手段の節約、世界市場の網のなかへの世界各国の組入れが発展し、したがってまた資本主義体制の國際的性格が発展する。この転化過程のいっさいの利益を横領し独占する大資本家の数が絶えず減ってゆくにつれて貧困、抑圧、隸属、墮落、搾取はますます増大してゆくが、しかしまた、絶えず膨張しながら資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大していく」（大月書店全集版第1巻、994～995）。

これを現代的に展開するとなると、さきに問題となった信用制度や財政・金融の発展、株式会社や国有企業といった所有形態・経営形態の変化、独占と国家との関係などが問題になってきます。私は「労働者階級の変革主体としての自己形成」の諸契機を論ずるには、これらの問題を日本資本主義分析のなかで具体的に解明しなければならないと考えています。

司会 従来、社会学で取り扱われてきた諸問題を『資本論』をお手本に経済学の問題として分析する、そのためにも生産過程および蓄積過程の分析を重視するという点では、基礎研の『講座』もそうなっていると思います。戸木田先生は私のどちらかといえば経済還元主義だとと言われましたが、これは社会学の問題だ、あるいは政治学の問題だということで切り捨ててしまうのではなくて、家族的諸関係から国家的諸関係までを経済的土台にそくして可能なかぎり経済学的に分析してみるというのは、悪しき経済還元主義とは別のものではないでしょう

か。この点では、『講座』第Ⅱ巻で引用したところですが、レーニンのいう『資本論』は「資本主義的社会構成体の全体を、生きた構成体として——すなわち、日常生活の諸侧面や、この生産関係に固有な階級敵対の実際上の現れや、資本家階級の支配を保護するブルジョア的な政治的上部構造や、自由・平等等々のブルジョア的観念や、ブルジョア的家族関係をともなった構成体として——読者にしめした」（全集第1巻、134ページ）という指摘が参考にされてよいと思います。

池上 私もそう思います。家族や地域を経済学的に分析する場合、問題はなにを理論的指針にするかということですが、私どもは共同体という概念を使っています。従来はどちらかというと商品生産の範疇だけで見ていることが多かったといえます。しかしたとえば労働者階級の数がふえたからといってすぐにそれが労働者階級の形成になるかというと、それはいかない。労働者がまだまだ古い意識に毒されているとか、人権の基盤を欠いた「共同体」意識が資本のイデオロギーによってとりこまれるかといった問題があるわけです。

戦後の日本経済のように、技術が発達し、生産力が高まり、産業構成が急速に変っていくということがありますと、当然労働者階級には潜在的能力、マルクスのいうクラフト・ポテンツが蓄積されることになります。しかしその能力は民主主義的諸条件、とくに人権の基盤がないと顕在化しないわけです。大工業の発展は古い共同体的な諸関係を解体して、労働力を流動化するとともに、協業を基礎とする労働者の社会的結合をもたらし、工場法などの民主主義的法律や教育制度によって人権を確立せざるをえないような条件を生みだす、それを手がかりに労働者階級は大工業がつくりだしたクラフト・ポテンツを顕在化させて資本家階級をのりこえる力量を身につけていく、というのが私どもの

『講座』の考え方です。その点をⅥ巻の「はじめに」では、つぎのように述べています。

「したがって、かかる生存競争——近代的竞争と支配秩序としての共同体的規制の結合された『たえがたい生存競争』——を緩和しつつ全面発達の土台を現実のものに転化していくには、『職場に憲法を』確立する一方、労働時間を短縮し、働きつつ学ぶ権利を確立することによって発達の場を拡大していく労働運動が必要とされる。そしてこの労働運動が、労働条件だけでなく、労働者家族の生活要求をも組織する共同体的な業務を遂行し、今日、大企業の資本側によって組織されている生活要求（年金、保養所、スポーツ施設、音楽会にいたる）を自分たちのものとしてとりかえし、それを背景として、日本における家族生活の再建にとりくむとき、生存競争の場を発達の場へと転換していくきっかけが生みだされるであろう」（12ページ）。

こうした見地からの分析が首尾よくおこなえているかどうかは読者の評価にまつほかはありませんが、私どもが家族の問題をなにゆえに、またどういうふうに論じようとしているかということだけはわかっていたいだけるものと思っています。

司会 司会としては、予定の時間もすぎましたので、いまの池上さんのお話しをもって座談会の結びにしたいと考えます。この座談会で提起された問題は、おそらく、現代資本主義研究会の日本資本主義部会や経済理論部会でも今後議論になるでしょう。読者の方からもご注文やご批判を本誌によせていただけるものと期待しています。議論の行方いかんではまた今日の出席者のみなさんからご意見をたまわらねばないこともあるやもしれませんが、その節はまたよろしくお願ひします。

本日はどうもありがとうございました。

現代の「地域」をめぐる対抗

——自治省「コミュニティ構想」の問題点——

山 田 博 文

1 「地域」と「コミュニティ」

国家は、階級性、権力性とともに地域性の観点から定義されなければならないことは、良く知られていることではあったが、60年代後半からの住民運動や革新自治体の発展、あるいは70年代後半に入ってのそれらの一定の停滞が、この「地域」の理論を一層深めることを、科学的経済学の大きな理論的課題とした。また、「地域」は、今日、自治体のあり方をめぐる諸問題を含めて、支配階級と民主主義運動との大きな対抗の場を形成している。端的な表現をするならば、支配階級はもはやこれまでの地域支配形態では、「地域」を支配することができなくなりつつあり、また民主主義運動は、支配形態としての「地域」を批判するだけではなく、民主主義的な地域形態を生みだすことがもとめられるようになっている。

「コミュニティ」はさしあたりそうした支配階級の側からの新たな地域支配形態=住民統合の形態としてうちだされてきたものといえる。同時にそれはいまだ完成されたものでないがゆえに、住民の民主主義運動にささえられた、新しい民主主義的地域形態への幾つかの要素も入りこんでいるといえる。

小論では、こうした問題意識を含みつつ、行政施策としての「コミュニティ構想」が、現実にどのように展開されているかを批判的に検討しつつ、その弱点をふまえながら、民主主義的地域形態にかんする理論的吟味をおこないたい。

ところで、コミュニティのもとでくりひろげ

られる行事や各種の活動は、防犯から生活環境改善、レクリエーションにいたるまできわめて多様な顔をもっている。また、ひとつのモデル・コミュニティにおいても、掲げられた各種の活動計画がそれぞれ満遍なくスムーズに遂行されているわけではなく、ある部分は突出し、ある部分は停滞ぎみというようなアンバランスな発展をみせている。

そこで、まずははじめに「防犯・防災」と「生活環境の整備」という対極に位置する二つの活動をとり出し、コミュニティのあり方への問題提起としておこう。

第一のケースはN区の場合である。N区では、災害時に備えて防災情報システムの機械が設置されようとしている。N区はモデル・コミュニティではないが、防災問題はのちにみると政府の唱えるコミュニティ活動のひとつの中である。N区の防災システムはつぎのようになっている。区役所を基地局として、区幹部、警察署、消防署、広報車、出張所(41)、小・中学校(59)、区民防災組織のリーダー(200)の計300ヶ所に端末局を置き、基地と無線で結ぶ。基地局は日本警備保障㈱の中央管制室(SDセンター、世田谷区八幡山に54年4月完成、現在同社のSPアラームなどをコンピューターで操作)につなぐ。基地局は平時は無人で、300の端末局およびシステム構成機器は中央管制室によって24時間監視されるしくみである。基地局には大容量記憶装置がセットされ、区内の防災情報が収集されるが、非常時にはこの基地局が災害対策本部となって被害状況の把握や住民への情報の伝達を行うことになる。

このシステムの特徴は、地域・災害の種類とその状況などを数字で組み合わせた符号によってデジタル送信できることである。○町△丁目×番地は、たとえば（0123）というかたちで地点に番号がふられている。そのコードは基地局（日本警備保障㈱のコンピューター）に記憶されている。このことは、300の端末局からの情報によって、N区の地域住民の動向は、いわば背番号制を介してすべて1点に集中して把握されることを意味している。このような防災情報システムの完成間近いN区は、「防災の日」に陸上自衛隊第一師団の参加する大がかりな防災訓練の開催予定地となった¹⁾。

第二のケースはA市の場合である。ベッドタウンとして人口急増の著しいA市は、ここ数年、住民参加によるユニークなまちづくりを試みている。その中心は、経費は市が負担し、労力は住民に提供してもらう「住民による地域生活環境整備推進事業委託」である。A市もモデル・コミュニティではないが、生活環境整備はいうまでもなく政府の唱えるコミュニティ活動の柱にほかならない。A市では、ゴミ収集所や雨水排水用側溝、通学路などの補修・整備について、町内会・自治会・班から申し込みがあると、まず職員が現場に出向き住民と話し合う。その上で住民側は、申請書・見積書・図面をそろえて提出し、市は審査のうえ委託金額を決定し通知する。A市のコミュニティづくりは二段階にわけられる。まず第一段階では、生活環境を住民自身の手で調査・診断し、地域カルテ（コミュニティ・カルテ）をつくることだった。記入する調査項目は、大別して「まちの利便性」「まちの安全性」「まちの快適性」「農業の保全」の四つであり、さらに約100の小項目ごとに記入方法が指示されている。この実態調査であつた要望は約2,000件におよび、その結果は「住民による生活環境実態調査図集」に編集される。第二段階は、このような調査をふまえて、生活環境の問題点を明らかにする作業である。「住民による地域生活環境診断調査」がそれである。各町内会・自治会下の1200

余りある組（班）で記入された「診断調査表」は、市の手で要望・意見ごとに1枚ずつカード（連絡処理票）に転記され整理される。カードは市の関係各課にまわされ、各課は要望への具体的対応、実施期間を検討する²⁾。

このようにA市の場合には、一見過重ともおもわれる手続きと労力をもって、住民の創意と工夫を引き出しつつ生活環境づくりに取り組んでいる。

さて、いまコミュニティ活動について二つの対照をなすケースをとりあげた。すなわち、N区の場合には、地域・住民（住居）の背番号制ともいべき、もっとも「合理的」かつ一点集中的性格をもち、A市の場合には、「金は出すが口は出さない」式の生活環境改善の姿であった。いいかえるなら、N区の場合は、行政当局による住民管理の姿であり、A市の場合には住民自身の要求に根ざした行政の姿があった。ここに取り上げた二つのケースは、すでにのべたように、いずれもモデル・コミュニティ地区ではないし、いわばアトランダムに引き合いに出してきたにすぎない。ただ共通しているのは、「防災」も「生活環境整備」も、ともに政府の提唱するコミュニティ活動の柱として位置づけられ、セットされていることである。

このようにしてみると、自治体における諸活動が、ただ「コミュニティ活動」として命名されることそれ自体に問題をみつけ出すことはできないであろう。たとえばさきのA市の場合でも「コミュニティ・カルテ」との名称を使用している。たしかに「コミュニティ」という言葉ほど多様な使われ方をしている言葉もめずらしい。たとえば、G. H. Jr. ヒラリーは、94種の定義を各種文献から拾い出している³⁾。

それゆえ、問題は、70年前後につぎつぎに打ち出されてきた政府・行政当局のいうところのコミュニティとはなにか、それはいかなる問題関心から出発しているのか、が問われなければならない。

2 「コミュニティ」構想の問題点

政府・行政当局のコミュニティ構想が登場し始めたのは70年前後、とりわけ70年に入ってからであった。たとえばつぎのようである。国民生活センター「コミュニティの形成と住民」

(66年)、国民生活審議会調査部「コミュニティ生活の場における人間性の回復」(69年)、自治省「コミュニティ(近隣社会)対策の推進について」および「コミュニティ(近隣社会)対策の推進に関する事務処理要領について」(いずれも71年)、「コミュニティ(近隣社会)対策要綱の改訂について」(72年)、その後自治省はひきつづき各都道府県知事に次官通知を送りコミュニティ対策の推進を唱えていく。社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対応する社会教育のあり方について一答申一」

(71年)、経済同友会「70年代の社会緊張の問題点とその対策試案」(72年)、日経連「企業と地域社会についての行動指針」(74年)、などである。直接コミュニティと銘打ったものであれ、社会教育や社会緊張を問題とするものであれ、これらの標題から共通してうかがわれるには、社会的・地域的変動に積極的に対応してゆこうとする政府・財界の意欲的姿勢にほかならない。

戦後の高度成長が地域社会に急激な変動をもたらしたであろうことは容易に推測されるが、さしあたってコミュニティ構想の対象となる地域社会の変動に視点をすえるなら、それはつぎの二点に集約されうるであろう。第一は、町内会などに代表される従来からの地域組織が弱体化してきてること、そしてそれに代わる新しい組織がまだ確立されていないこと、第二は、そのような地域組織の停滞現象とともに、住民感情や意識においても、マイホーム主義にみられるいわゆる個人主義的傾向や革新自治体の登場にみられる自治意識の高揚など、いわゆる多様化が進行し、従来のような地域ボスを頂点とする少數の「指導者」の意見が住民のあいだに浸透しにくくなっていることである。

コミュニティ構想の背景が以上のものであるなら、その目ざすところも、従来の地域組織の弱体化を傍観視して、行政に役立つ組織が地域に存在しないままにしますのではなく、積極的に従来のものに代わりうる組織と、新しい地域指導者層を育成してゆくことにおかれる。

ところで新しい組織と指導者の育成といつても、それらは地域住民を相手としている以上、政府・行政当局が地域住民をどのように理解しているかによってその性格や方向性もかわってくるといえよう。そこで、やや長文と思われるが、まず自治省コミュニティ研究会のメンバーに住民像やコミュニティの目的について直接語ってもらうことにする。「大衆社会状況の出現と行政国家の進展、特殊的にはそれらに拍車をかけた高度成長政策の推進は、住民の孤立分散化を招き、住民要求のエゴ的性格を高め、行政への住民の依存心を強めた。このような誤れる利己主義、地元主義は、いまや地方政治から国政に至るまで蔓延し、住民は往々にして行政との関係において主体性のない無責任な受益者と化してしまっている。こういう困難な状況のなかから、つねに他への配慮をもった主体的行動的な真の主権者たるにふさわしい住民像を築き上げることは決して容易でない。だが、このような連帯感の醸成なしに、今日多くの行政施策はその実現が困難になりつつある。とりわけ住民間の深刻な利害対立をともなうようなものは、行政の独力ではらちがあかず、住民参加による関係住民相互の調整努力が不可欠となる。そして、この調整のための訓練の場は、住民がおたがいを見とおせるコミュニティの範囲において最もよく準備される⁴⁾」。

みられるように、ここには非常に明快に問題が提起されている。住民とは、「主体性のない無責任な受益者」であり、コミュニティとは「住民間の深刻な利害対立」をともなうような問題を、「住民参加による関係住民相互の調整」、いいかえるなら住民による住民の管理で解決する場ということになる。このような見解にあっては、そもそも主権者は住民であるとい

ったきわめて自明の常識すら入り込む余地はないであろう。また、かりにある地域で住民運動が発生し行政当局がなんらかの要望をつきつけられるような事態となったときには、その運動と意見の対立する住民を見つけてきて、住民の間で利害対立があるので行政体はなにもできないといった論理を貫く場としてコミュニティがとらえられているといえよう。換言するなら、住民内部の意見や利害の対立を巧妙に利用することで行政体の責任と負担を糊塗し、畢竟、住民による住民相互の監視と牽制を通じて統治を円滑なものならしめる最小の地域単位、そこにコミュニティの存在意義をみい出すことになろう。

ところで、自治省が各都道府県知事へ通知するコミュニティづくりの公式文書のなかには、住民やコミュニティにかんするさきにみたような基本的認識がそのままストレートに反映しているとはいえない。一見するとむしろ逆の印象すら受けるともいえるようである。以下少しく紹介しよう。まず「趣旨および方針」について、「住民は、快適で安全な生活環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことを欲している。このような望ましい生活は、住民の日常生活の場である近隣社会の整備とあわせて、住民の地域的な連帯感に基づく近隣生活が営まれてはじめて実現されるものである」、しかし今日では、住民の生活の「動態化」、行動圏域の「広域化」の一方で、文化・体育・レクリエーション施設の不足などにより「住民は近隣社会に対する関心を失ない、人間は孤立し、地域的な連帯感に支えられた人間らしい近隣生活」ができなくなっている。そこでこうした現状を開拓するために「新しいコミュニティづくりに資するための施策をすすめることとする」と謳っている。そして市町村に「モデル・コミュニティ地区候補地調査」を配布し、小学校区を単位として各地にモデル・コミュニティを設置する(74年現在で83地区)。モデル・コミュニティ地区では当該の都道府県レベルと市町村レベルでそれぞれコミュニティ研究会を設置する。その

構成は都道府県レベルでは関係部課長、学識経験者、市町村レベルでは町内会会长、青少年団長、PTA会長、防犯協会会长、社会教育委員などによっている。これらの各々のコミュニティ研究会が自治省のコミュニティ研究会と連絡をとり、審議・答申を行ってゆく。コミュニティでの活動としては「ア、交通安全、防犯、消防救急その他の生活の安全の確保の推進に関する事。イ、社会福祉の増進、健康の管理に関する事。ウ、生活環境の清潔、静かさおよび美観の維持等に関する事。エ、お祭、運動会、ピクニックその他のコミュニティ行事に関する事。オ、文化、体育およびレクリエーション活動に関する事。カ、市町村行政に対する住民の意思の反映に関する事。」となっている。そして、このような活動のための施設づくりの財源は、各種補助金およびコミュニティ・ポンド(地方債)の発行に依存する⁵⁾。

およそ以上の概略をもって、70年代初頭からコミュニティ行政が急速に展開されてきた。したがって、今日に至ってコミュニティ行政もほぼ10年間におよぶ「実績」を獲得したことになる。周知のように、70年代は社会的・経済的にも地域・自治体においても大きな変動を経験した。そのような変動の時代において、コミュニティづくりの運動は、初期の期待と不安といった状況からより具体的に各方面で種々の問題を顕在化させてきている。

まず第一は、コミュニティ行政の出発点にみられる、行政主導型、上意下達型の「官製コミュニティ」との批判があげられる。下から胎動する住民運動に比し、コミュニティの呼びかけが中央政府・行政当局の報告や通知を契機として天下ってきた事実は、地域の自主的活動の蓄積よりも行政側からの組織づくり、「実績」づくりの先行を裏打ちしている。その好例は、当のモデル・コミュニティ(群馬県前橋市広瀬コミュニティ)のある用地街頭で配布されたビラにしめされる。そのビラはつぎのようである「団地住民の大部分が戸惑っている間にも、国・県・市の計画はどんどん進められている。

今まで2回程開かれた準備会で、一体何が審議され、検討されたのか、それすらも私等には知らされておりません。コミュニティ・センターは、お役所仕事としては、驚く程の早手廻しで工事が進められていますが、もっと生活に密着した問題の解決がほしいものである。『コミュニティ問題』を軸にして、住民自治の確立と発展をみんなの力で実現しよう。一人でも多くのみなさんの御参加を心からよびかけます』〔広瀬地区コミュニティを考える会（準備会）⁶⁾〕

産声をあげたモデル・コミュニティにおいて、最初に発せられた地元住民の声とは、以上のようなものであった。

それは、コミュニティ行政の核心を見抜いた正当な自治意識の目であったといえるであろう。周知のように東京都は81年度予算で「マイタウン東京」の一環として800名のコミュニティ・リーダーの育成を決定した⁷⁾。コミュニティ・リーダーとは、現場でコミュニティ活動を先導・指導してゆく人物である。したがって、コミュニティ・リーダーはコミュニティ活動の是非を事实上決するほどの役割を担わされているといってよい。行政当局はその人物像について「住民一般の総意と利害を代弁するといった代表型のリーダーではなく、特定の生活領域において専門性（タレント性）を発揮する型のリーダーである⁸⁾」と規定している。よく知られているように住民運動や市民運動のリーダーは、住民自身の要求、利害、総意を卒直に代弁し、活動する人々によってになられてきた。むしろ専門的なものは運動体内部の二・三の専門家や運動を理解してくれている外部の専門家に協力してもらうのがつねであった。行政当局のリーダー像はこうしたいまでのリーダー像とはまったくちがっている。このちがいはコミュニティ行政の特徴をよく示しているようである。コミュニティ行政においては、それぞれの地域の歴史や産業、人々の生活習慣・文化や伝統などの特性を考慮し、その地域ならではのコミュニティをつくりあげることに主たる視点がおかれるのではなく、あらかじめ行政当局が上

から全国画一の活動計画を立て、この企画化され单一化された活動計画の達成にむけて住民を組織化し、動員することにある。コミュニティ・リーダーも、そのようにしてあらかじめ行政当局によって敷かれた数本のレール（活動計画）をはみ出すことなく、そのかぎりで専門性を発揮し、無事に終着駅まで住民を送り届ける役割をになわせられることになる。住民の創意性・自主性は、そのような「活動計画」の「実施」に擦り替えられ、その地域に見合った住民の地域生活の充実はむしろ従たる位置におかれることになる。このことは、共通目標、共通のシンボル操作を通じた上からの住民統制の危険性を示唆している。コミュニティ・リーダーや社会教育主事は、地域住民の日々の必要から生じてきた種々の要求や学習意欲を先取りして、あらかじめ計画しておいた官製のプランに住民を参加させることで住民の不満を解消させ、学習意欲を満たし、同時に住民が本来望んでいた要求の解決の方向や学習内容とはちがったものを体得させることで、地域における住民の意識統制を推進することにもなりかねない。その意味でコミュニティ行政は、第一に、住民運動の先取り、住民参加の制度化・システム化による「住民運動ごろし」「住民自治ごろし」、第二に、現実の社会的矛盾や支配メカニズムとの対決・直視を回避させる現実隠蔽機能、第三に、連帯感・仲良しおしつけと「人づくり」政策である、との批判は正鶴を射る批判といえよう。⁹⁾

コミュニティ行政の二番目の大きな問題は、「高度成長」による急激な地域変動にともなう住民の多様な行政需要を住民の負担によって解決してゆこうとすることがある。コミュニティ・ボンドとは、市町村が、コミュニティ施設の整備に要する経費にあてるために起こす地方債（枠外債）であり、当該住民を対象として公募するというかたちをとる。利率は6.5～8%，借用期間はだいたい5年で、住民の引受金額は1,000円を単位としている。

いま兵庫県神戸市のモデル・コミュニティ丸山地区を例にしてみよう。丸山地区で募集した

コミュニティ・ボンドの総額=施設費の住民負担は、3,000万円（実際の住民引受額は2,182万円）で、コミュニティ・センター事業費1億5,000万円の20%にあたった。引き受けた住民の世帯割合は18.1%で、引き受け件数では1万円以下が74%であった。小口の引き受けが圧倒的多数を占めた¹⁰⁾。

自治省行政局行政課課長補佐木村仁氏は、コミュニティ・ボンドの発行による施設費の住民負担の「大きな効果」についてつぎのようにいう。「それは、住民がコミュニティ施設の整備に資金を提供するというかたちで参加することが、施設に対する住民の愛着心を育て、コミュニティに対する帰属意識と連帶意識を育てることなるという効果である¹¹⁾」。

コミュニティ・ボンドの発行の意義を住民のコミュニティに対する帰属意識・連帶意識の高揚にもとめる説明は説得的とはいえない。コミュニティ施設が住民の日々の文化的・生活的要 求を真に満たすものであるなら、それらの施設に囲まれたコミュニティは住民1人1人にとって強力な帰属意識・連帶意識の場となりうるであろう。このことは施設費を自己負担しているかどうかの問題とはまったく別個の問題である。それにもかかわらず、行政当局があえてさきのような不自然な説明をするゆえんは別に存在している。それは、「高度成長」のもとで、政府と大企業が地方自治体を資本の強蓄積のための下請機関に動員し、大企業には特権的減免税、公的資金、土地・水・産業基盤など独占的な利潤追求の便宣を与えてきた帰結として、住民の生活基盤や福祉に関する行政経費は切りつめられた。そして、住民の行政需要は受益者負担原則の徹底を通じて解決していくといった財政体質によるものである¹²⁾。コミュニティ・ボンド発行の根拠は、生活環境破壊の当の本人である巨大企業群、およびそれと結びついた政府の責任、高度成長型財政の功罪を不間にしたままで、財政危機のツケを住民に押しつけることにあるといえる。

第三の大きな問題は、従来の町内会・自治会

の弱体化のなかから、新しい共同社会の形成を謳いつつ登場したコミュニティ行政も、じつは隣組の復活、町内会のテコ入れ、ボス支配の強化、行政の下請化という従来の悪しき伝統的地域社会の高次元の復活ではないか、という点である。その端的な例は、すでにはじめのコミュニティ行政の紹介でみたように、自治省の援助によって形成・指導される市町村のコミュニティ研究会の構成メンバーが町内会・PTA・青少年団・消防・防犯など従来の地域組織のトップによって占められていることに明瞭に示されている。市町村レベルのコミュニティ研究会は、むしろ従来分散していた地域ボスの小権力を一ヶ所に統合することにあったといえなくもない。

モデル・コミュニティに指定されると多額の補助金、地方債の発行が認められ、そこに住民の施設建設のための豊富な資金が発生する。この資金をバックにコミュニティ研究会に結集したかつての地域ボスの発言力は今までよりも強化される。また、できあがった施設の利用は、住民の労力と費用負担でおこなわれるため、時間的にも、経済的にもそれなりのゆとりのある人々のあいだに「事実上のミニ権力」を発生させることにもなる。これらのこととは、行政当局の上からの呼びかけと援助でコミュニティづくりが行なわれる場合、むしろさけられないことであり、また、従来からくり返されてきたことがらでもあった。現存する行政体の体質には手を触れることなく、もっぱら住民の意識改革=帰属意識・連帶意識の高揚をめざすコミュニティ行政に住民自身の生活に根ざした自治意識、権利意識の育成をそのまま期待することはできない。むしろそうした住民の自治意識や権利意識の抑制にこそコミュニティ行政のネライがある以上、その行政をになう地域組織も新しい衣をまとった伝統的地域組織の高次元の復活に帰結してゆくことは予想された結果であるといえる。

3 住民にとってのコミュニティ

コミュニティという言葉はもうかなり流行しているので、だれでも一度は耳にしたにちがいないが、この言葉もまた一般の流行語よろしくその意味するところはかなりあいまいである。とはいえ、通説的見解に従うなら、コミュニティとは、一定の地域で、共通の社会感情・意識をもって営まれる住民の共同社会である。アソシエーションが、特定の目的、特定の利害関心を追求する組織体を意味するのにたいして、コミュニティの場合には特定の目的や利害に左右されることのない人々の地域共同社会を意味している。

戦後の高度成長は住民の伝統的な地域組織を崩壊に導いていった。伝統的地域組織は、もちろんその時代の地域のひとつの共同社会を形成していた。古くから存在する地域組織の成立根拠はさしあたってつぎの二点にもとめられるであろう。第一は、当時の住民をとりまく自然環境の厳しさに比して相対的に低い生産力水準のもとで、住民が地域で生活してゆくためには互いに手をたずさえ、自然の厳しさに対決してゆかねばならなかつたことである。地域が同時に生産の場でもあった農耕や漁業を中心とする日々の作業は複数の人々の協力を必要としたからである。そして第二は、時の権力者の統治形態のひとつに地域組織が加わっていたことである。権力者は、住民をして相互に監視させ反体制的な動きを住民内部で自発的に解消する組織を温存し、育成したからである。地域ボスは、権力当局と結びついて、認可権・許可権、補助金や融資を利用しながら、住民を巧みに管理してきた。そうすることで、地域的閉鎖集団の頂点に位置する地域ボスは、集団内部の住民の不満を巧みに解消しながら、中央政府→地方行政体と下降する権力のタテ社会型支配を維持してきた。伝統的な地域組織では、近代民主主義の精神や住民の自主的判断による行動は抑えこまれ、本来行政の責任と負担で行なわれるべき諸事業に半強制的に住民が動員される。

このようにして成立し、温存されてきた伝統的地域組織も、「本源的蓄積期」に匹敵するような戦後の資本の高度蓄積メカニズムのなかで衰退過程をたどる。農作業・漁業の大型化・機械化は人々を古い集団的労働から解き放つ。重化学工業化とともになう労働力の急激な移動は、過疎・過密という対極的形態をとりながら農村と都市の伝統的地域社会に地殻変動を呼び起こす。また公害反対の住民運動・市民運動の高揚、各地での革新自治体の誕生などが、古い地域ボスの支配基盤をくつがえす。こうして、伝統的地域組織は、高度成長それ自体と高度成長のもたらした諸矛盾の累積の結果急速に衰退過程をあゆむことになった。

だが、伝統的な地域組織の衰退のあとに残ったのはなになのか。人々は生活の場において地域組織を形成することなしに豊かな社会生活を送れるであろうか。

最近とみに喧伝されている大地震や防災対策、青少年や児童の成長のための各種の施設や文化・スポーツなどの行事、老人問題や医療・衛生問題、など、数限りない生活全般にわたる問題群と取り組んでゆくには、それ相応の知識・経験の交流と体得、住民相互の理解と協力、それを支える地域組織はいうまでもなく不可欠なはずである。それでは、住民はふたたびかつての地域ボスの君臨する伝統的な地域組織の復活を期待しなければならないのだろうか。これもまたそうではないだろう。

では住民にとってのコミュニティづくりとはなになのか。コミュニティのそもそもの提唱者R. M. マッキーヴァーの古典的著作『コミュニティ』によると、コミュニティとは地域住民の意志や関心を単位として成立する共同社会であり¹³⁾、それはあるべき事、すなわち當為概念を意味していた。住民の意志や関心を中心的内容とするコミュニティ概念は、それらを深部において規制する地域社会の歴史的・経済的問題をはじめから回避し、考察の枠外に置いていた。その意味で、コミュニティ概念は理想的・觀念的なフレームワークのなかで成立している。

コミュニティの理論上の出発点がかりにそのようなものであったとしても、コミュニティが地域住民の現実生活のなかに足場をつくり、行政施策として胎動しへじめるやいなや、地域社会がそれまで経験してきた歴史的・経済的問題と深くかかわらざるをえなくなる。すなわち、戦後の高度成長が地域社会の変動にどのようなインパクトを与えるものであったか、その功罪はなにかを不問にはできないはずである。地域社会の帰属意識や連帯意識を抽象的に謳い、住民の自覚や責任を強調することは、行政体の責任や自覚を回避することになり、住民相互の信頼感はコミュニティ・リーダーや小数指導者への信頼感に容易に転化する。

このようにみると、住民のためのコミュニティづくりにとって、行政当局の謳う帰属意識や連帯意識は出発点であるのではなく、むしろその結果ということになる。コミュニティが、その本来もっていた当為概念としての狭いワクを打ち破り、住民の意識の問題、抽象的な人間性一般の問題に解消されることのない、住民自身の生活全般にわたる問題解決の場たりうるには、コミュニティづくりにおいて、住民自身が日々の生活のなかで生じた問題を卒直に出し合い、1人1人の創意と工夫をもって「まちづくり運動」を推進してゆくこと以外にはない、といえるであろう。コミュニティ行政の危険な中身を見抜き、未然に防止する最善の途は、じつは住民自身の手になる、生活そのものに根ざしたコミュニティづくりの運動である、といえるからである。

注

- 1) 自治体研究社編集部「地震防災キャンペーンの裏で」『住民と自治』1979年10月号、27~34頁を参照。
- 2) 同上、「生活環境実態調査からコミュニティづくりへ」1979年6月号、78~81頁を参照。
- 3) Hillery, G. H. Jr., Definition of Community; area of agreement, Rural Sociology 1955 Vol. 20, No.2. 周知のようにコミュニティ(Community)なる概念は社会学から出発している。この概念の社会学における学説史の検討については、さしあたって雀部猛利「コミュニティの概念とその構造に関するアプローチ」『コミュニティづくりの理論と実際』関西大学経済・政治研究所、1978年を参照されたい。なお、G. H. Jr. ヒラリーの指摘も本書によっている。
- 4) 自治省コミュニティ研究会「コミュニティ研究会報告」地方自治制度研究会編集『新コミュニティ読本』第1部コミュニティ対策の総合的検討、ぎょうせい、1977年、17頁。
- 5) コミュニティに関する以上の紹介は昭和46年4月3日付自治行第23号自治事務次官通知「コミュニティ(近隣社会)対策の推進について」および自治行第24号、自治省行政局長「コミュニティ(近隣社会)対策の推進に関する事務処理要領について」、自治省行政局行政課主査・中川浩明「コミュニティ計画の現状と問題点」、兵庫県神戸市企画局調査部主査大河原徳三「コミュニティ・ボンド発行の足跡」、いずれも地方自治制度研究会編『コミュニティ読本』1973年、帝国地方行政学会所収、を参照している。
- 6) 同上書、226頁。
- 7) 東京都生活文化局「都のお知らせ」1981年3月10日、第389号。
- 8) 国民生活審議会調査部会編『コミュニティ——生活の場における人間性の回復——』コミュニティ問題小委員会報告、大蔵省印刷局、1970年、22頁。
- 9) 高寄昇三『コミュニティと住民組織』とりわけ「第6章 コミュニティ行政の論点」、勁草書房、1979年、を参照されたい。
- 10) 大河原徳三「コミュニティ・ボンド発行の足跡」地方自治制度研究会編『コミュニティ読本』160~172頁。
- 11) 地方自治制度研究会編、同上書、127頁。
- 12) コミュニティ行政の受益者負担の側面についての批判は、たとえば遠藤・坂野・深井編『地域自治の政治経済論』自治体研究社、1977年、316~317頁、を参照されたい。
- 13) R. M. MacIver, COMMUNITY; A Sociological Study; Being an Attempt to Set Out the Nature and Fundamental Laws of Social Life 1917, 中・松本訳『コミュニティ』、ミネルバ書房、1975年、「第2部第2章コミュニティの諸要素」を参照されたい。(筆者 所員・東京支部)

IRI と FIAT との協力

—イタリア私的独占の80年代への1つの対応—

岡 宏一

はじめに

イタリアの左翼の運動はめざましいものがある。共産党は国政選挙で30パーセント以上の票を獲得し、陰に陽に共産党の協力なしには与党のキリスト教民主党といえども、国政を動かし得ない。一方、労働運動に目を転じても、CGIL（イタリア労働総同盟）は430万の組合員を持ち（イタリア総人口は5,000万余）、さらに CISL（イタリア労働組合連盟、300万）、UIL（イタリア労働連合、110万）を加えての三大労組連合が成立し、単一のナショナルセンターへむけて大きく前進している。

イタリアの政治運動、労働運動の紹介は、我が国へも広く行なわれている。しかし、その中にはイタリアと日本の国情のちがいを無視して、イタリアの運動をそのままに日本に導入しようとする論調や、その裏返しになるのだが、日本の情勢を念頭においてイタリアの運動を批判する論調もみうけられる。

いずれの場合もその運動の拠ってたつ基盤たるイタリアの社会構造、経済構造の研究がなおざりにされた上での議論であるように思われる。そう考えて見わたしてみると、イタリアの社会構造、とりわけ経済構造に関して日本に紹介された論文は、政治、労働運動のそれに比して圧倒的に少ない¹⁾。

しかし、イタリアの経済構造の把握なしにイタリアの政治、労働は語れない。少なくとも、イタリアの構造改革と呼ばれる路線の理解には、それがどのような対象を、どのような主

体で、どのような方法で変革しようとしているのか、これらのいわば総体的把握が不可欠であると考えられる。そうした問題意識から研究に着手したのが、拙稿「イタリア経済の基礎構造——国家企業と私的独占の関わりを中心にして」（基礎研 研究年報1981『労働と研究』No. 4所収）であった。この拙稿はイタリア経済の最も基底にあると思われるイタリア金融資本の実態と役割を探り出すことを目的として、イタリアの独占資本の動向を追ったものであるが、その中から、国家持株会社組織というイタリア経済独特の組織が浮かび上がってきた。そしてその国家持株会社組織は決して国民の側にあるのではなく、逆に国民には隠されたところで、私的独占と強い結びつきを持って、資本として運動していることがみえてきた。そこで本稿では、国家持株会社組織の代表格たる IRI と、私的独占のナンバーワン FIAT との結びつきに視点を定めてもう少し掘り下げた議論を試みる。

注

1) 数少ない文献のなかで、こうしたかかわりを具体的に分析していく非常に参考になるのが、尾上久雄『経済計画と構造的諸改革』岩波書店、1968。

取扱っている主題は労働運動であるが、経済学的な示唆に富むのが、山崎功『イタリア労働運動史』青木書店、1970。

国家持株企業についての分析の比較的くわしいのが、渡会勝義「イタリアの国家持株会社組織」、『経済評論』1974、7~10所収

I 交わされた協力推進覚書

1981年の7月8日、IRIとFIATの間で、産業協力を推進するための覚書が交わされた¹⁾。(IRI, FIATの持株系統は、図1, 図2, 図3を参照)

この覚書は、1. FIAT・AUTO²⁾とFINMECCANICA(具体的には、ALFA・ROMEO)が協力すること。2. TEKSIDとFINSIDERが協力すること、という2本の大きな柱から成っている。

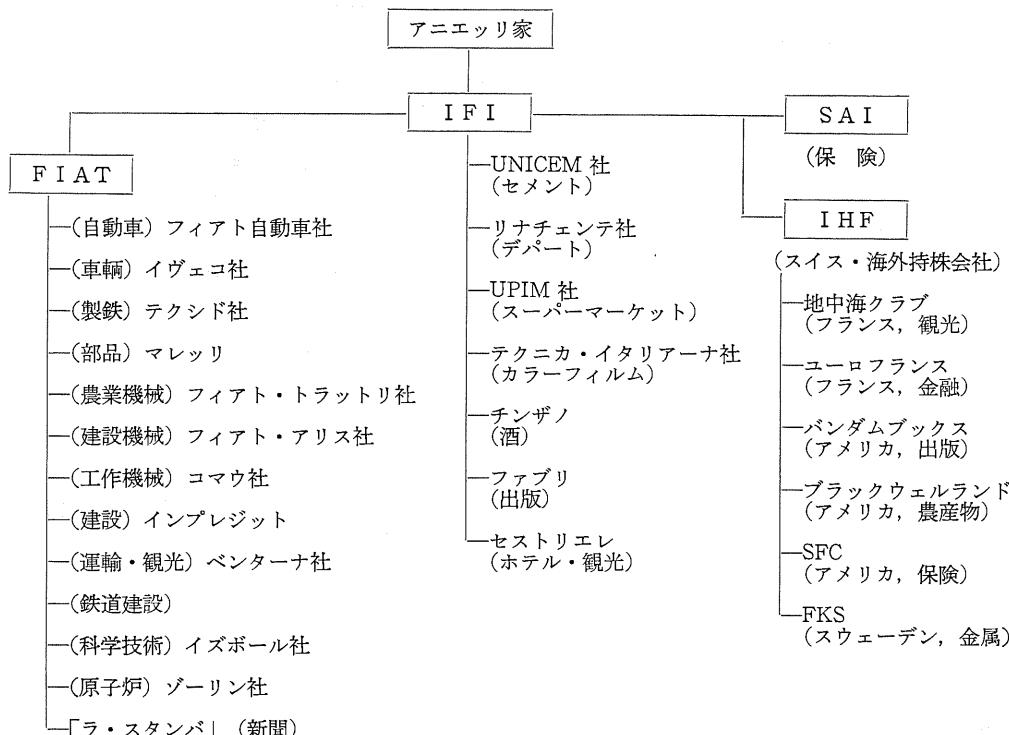
具体的な内容としては、TEKSIDを国家持株企業グループに編入する。すなわち、①圧延

部門をITALSIDERに移し、②ステンレス・スチール部門はTERNIグループに移し、③TEKSID・NUOVA・SIAX社はPIOMBINOグループに入れる。

FIAT・AUTOとALFA・ROMEOは合弁企業設立とか、エンジンを共同開発するとか、共同生産するとかは考えていないが変速装置、トランスミッション装置などの共同開発、共同生産などを考えていこうということを内容としている。

すなわち、FIATは自動車産業などに力を集中し、FIATグループの不採算部門である鉄鋼部門を国家持株企業グループに移し、FIATの

図1 アニエッリ財閥



〔出所〕藤川鉄馬『イタリア経済の奇蹟と危機』、渡会勝義『イタリアの国家持株会社組織』、Who owns whom 1978などより作成。

(注1) IFI, フィアト, IHF は持株会社。

すなわち、IFIの株の過半をアニエッリ家が持ちフィアト、IHFの株の多数をIFIが持つというシステムをとっている。

(注2) ここにあげた企業は、主な企業で、who owns whom 1978(London)はFIATの子会社として、357社。IFI。11社を掲載している。(海外を含む)

必要とする鉄鋼材は、国家持株企業の FINSIDER グループが、責任を持って供給するという体制を整えることとしたのである。

FIAT は80年決算で、510億リラの利益をあげたものの、鉄鋼部門で433億リラの赤字を記録していたために、この鉄鋼部門の切りはなしは大きな効果が期待されている。

FIAT のG・アニエッリ社長は、1982年1月20日、同社の重役会でこう述べている。

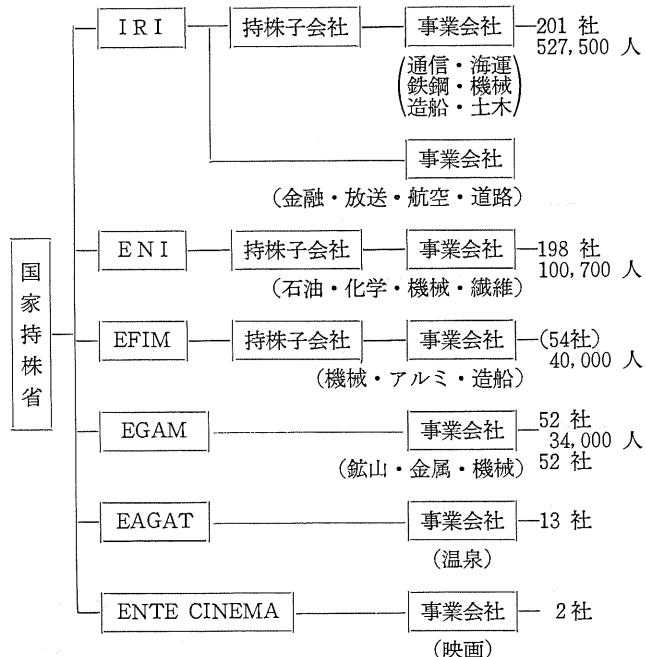
「81年は当社の発展においてターニング・ポイントを画した年であった。……」³⁾

FIAT グループは81年の総売上高22兆リラ

(グループ内取引は除く)で、80年度より22パーセント増加した。その間に従業員は約3万人減って、より合理化が行なわれたことを物語っている。

各部門のうち、自動車部門と鉄鋼部門が赤字決算であったが、自動車部門の赤字は南米の傘下企業への資金援助を主な原因としていて、販売実績では、国内市場で949,000台を売り、前年比のほぼ横ばい、国内市場シェアも51.6パーセントと前年レベルを維持している。海外市場では、前年比8パーセント増の533,700台を売り、欧州市場シェア13.5パーセントと欧州市場

図2 国家持株会社組織(1976年)



IRI (Istituto per la Riconversione Industriale) 産業復興公社 1933年設立

ENI (Ente Nazionale Idrocarburi) 炭化水素公社 1953年設立

EFIM (Ente Partecipazioni e Finanziamenti Industria Manifatturiera) 製造業金融公社 1962年設立

EGAM (Ente di Gestione per le Aziende Minerarie e Metallurgiche) 鉱物、金属管理公社 1958年設立

EAGAT (Ente Autonomo di Gestione per le Aziende Termali) 温泉管理公社 1958年設立

ENTE CINEMA Ente Autonomo di Gestione per Cinema) 映画管理公社 1958年設立

○企業数および従業員数は、藤川『イタリア経済の奇蹟と危機』より

○EFIM の企業数は、渡会「イタリアの国家持株会社組織」より

○EGAM は、1977年解散、事業会社はIRI・ENIに移管

〔出所〕図1と同じ

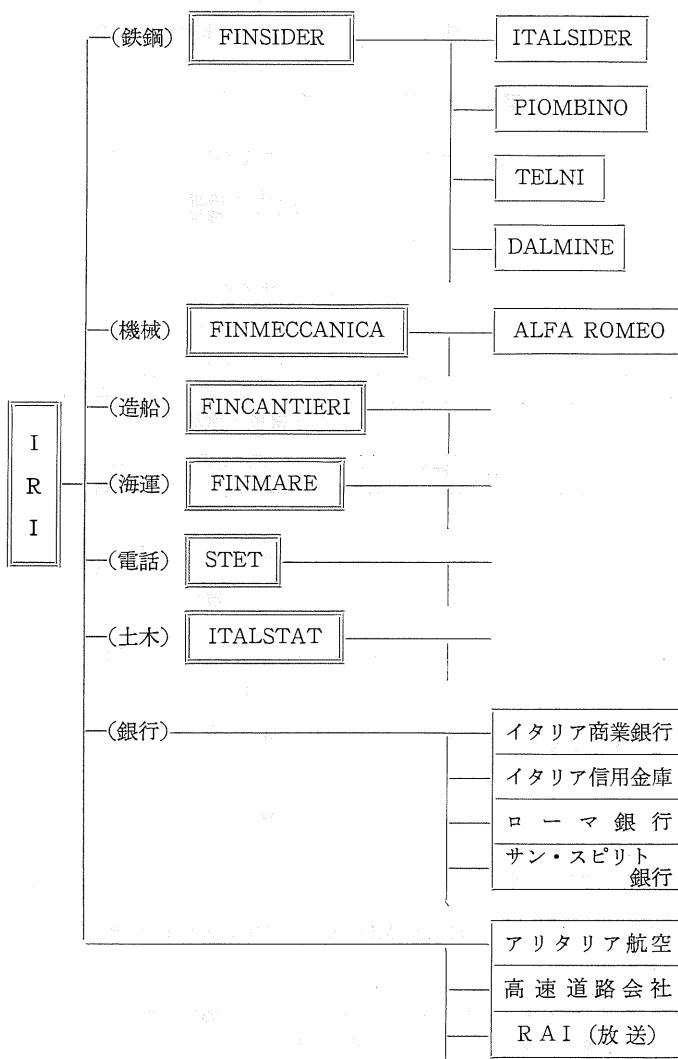
最大のシェアを確保している。したがって全く不調であったのは鉄鋼部門のみであるといえる。

一方、IRIの方はどうか。表1にあるように、国家持株会社グループは全体として膨大な赤字をかかえている。とりわけ IRI グループはその団体の大きさも影響し、多額の負債をかかえている。FINSIDER 傘下の鉄鋼企業は1

日40億リラの赤字を生み出している勘定になり、FINSIDER 再建計画が81年10月に発表されたが、それによると81年から85年の5年間に、7兆5,000億リラの補助金を注ぎ込む計画となっている。

また自動車部門でも、FIAT グループが順調な生産を続けているのに対し、ALFA・ROMEO は81年度で、国内市場シェアは前年の6.9

図3 IRI 傘下の主な企業



○ () は産業部門、[] は持株会社、[] は事業会社をあらわす。

(出所) 図1と同じ

表1 国家持株会社 (IRI, ENI, EFIM) の赤字額推移

(単位: 10億リラ)

グループ名	1978	1979	1980	1981 (推定)
IRI	△ 1,137.3	△ 1,436.3	△ 2,713(注)	△ 2,770(注)
ENI	△ 353.0	42.0	118	△ 854
EFIM	△ 103.3	△ 185.3	△ 76	△ 229
計	△ 1,593.6	△ 1,579.6	△ 2,671	△ 3,853

(注) 銀行部門は除いた数字

(出所) ジェトロ「通商弘報」 1982.1.28

パーセントから 6.5 パーセントに後退してお
り、81年度決算は 1,000 億リラの赤字が計上さ
れた⁴⁾。

この覚書の交換は、イタリアの国家独占資本
の「危機」乗りきりのひとつのパターンとして
注目に値する。

以下、国家持株会社組織の歴史を追いなが
ら、「危機」乗りきりについて検討を行なって
みよう⁵⁾。

注

- 1) ジェトロ『通商弘報』1981.7.21
- 2) FIAT AUTO は、表1—2 のいう、フィアト
自動車、後出の TEKSID はテクシド社のこと。
また TEKSID・NU-OVA・SIAX 社は TEKSID
の子会社。
- 3) ジェトロ『通商弘報』1982.2.8
- 4) 同1982.1.28および2.8
- 5) 国家持株会社の歴史と私的独占との関わりにつ
いては、拙稿「イタリア経済の基礎構造——國家
企業と私的独占の関わりを中心に——」基礎研研
究年報『労働と研究』1981. を参照されたい。

II 国家持株会社組織

国家持株会社の歴史は、1933年の IRI の設立にさかのぼる。しかし、IRI 成立の必然はさ
らにさかのぼり、イタリア重工業の形成の19世
紀末まで至らねばならない。

1868年、リソルジメント¹⁾により、イタリア
全土の王となったサルディニア王は、王国の富
国強兵を断行し、軍需産業としてイタリア重工

業はおこされたのである。「イタリアで重工業
の発展が活力を得たこの時代の特徴は、その発
展が——競争が工業発展に拍車を加えたイギリ
スやフランスのような外国とは異なって——独
占集中が経済全体で支配的になった、その時に
はじまる、ということ²⁾」であった。

王国政府自らが、銀行を整備し、独占に厚い
庇護を与え、第1次世界大戦を経て、急速な成
長をとげていった。

1915年に、3,000万リラの資本金だった鉄鋼
のアンサルドは、1918年には、5億リラに、
1916年に3,000万リラだったイルバ鉄鋼は1918
年に3億リラに、自動車のフィアトは1915年
の資本金2,500万リラから、1918年には2億
5,000万リラに急成長し、この間に集中、集積
をくりかえし、イタリア割引銀行——アンサル
ド、イタリア商業銀行——イルバ、エディソン
(水力発電)、イタリア信用銀行——フィアト
などの金融資本形成へと連なっていった。

しかし、後発の資本主義として出発し、その
需要の多くを軍需に依存していたイタリア金融
資本の脆弱性は一挙に露呈することになった。
第一次世界大戦の戦勝国とは名ばかりで、得る
べき何ものもなく、反対に、対外債務の重圧、
復員軍人の増加、物資の不足の前に、重工業の
縮小生産と失業の増加をもたらした。そして、
1921年には大戦中急激な成長をとげたアンサル
ドとイルバが倒産した。アンサルドの倒産は、
イタリア割引銀行をも巻添えにするという金融
資本にとって潰滅的な打撃を与えた。

このような吹き荒れる不況のなかで1922年、ムッソリーニによるファシスト政権が誕生したが、彼は金融資本と手を結び、金融資本の被害を最小に抑えつつ、この危機を乗りきろうとした。すなわち無限な融資をくりかえしながらこの危機乗りきりを策したのであった³⁾。

しかし、1929年ウォール街に端を発した世界恐慌はイタリアに波及し、1931年のイギリスのポンドと金の交換停止は、国際通貨体制を崩壊させ、これまで、預金流出を海外の資金によって抑えてきた各銀行は、それを支えることが出来ず、急速な流出を引き起した。

この窮状打開のため、IMI（イタリア動産金庫、Istituto Mobiliare Italiano）が、政府系金融機関の払込資本金5億リラと、政府保証付き社債で設立された。しかし、イタリア銀行（中央銀行）の貸出しが増加を続けファシスト政府はIRI設立にふみきったのである（1933年1月）。

IRIは設立と同時に主要銀行の救済に乗り出し、イタリア商業銀行の株式資本の94パーセント、イタリア信用銀行の同じく78パーセント、ローマ銀行の同じく94パーセントを取得した。そしてこれらの銀行から引き継いだ産業資産を管理した。

ファシスト政権は、IRIを通じて、私企業の「損害を国民化し、利益を私企業化」する活動を続けるのみならず、次々と国家持株企業を作り、重工業、エネルギー、運輸、通信などを手中に収めていった。

戦後、ファシスト政権は崩壊したが、国家持株企業は生き残り⁴⁾、マーシャル・プランの受け入れを経て⁵⁾、イタリア経済は「奇跡の時代」をむかえたのである。

この奇跡の時代は、ENI（炭化水素公社Ente Nazionale Idrocarbini）の設立（1953年）によって出発した。戦前、ファシスト政権により設立された、AGIP（イタリア総合石油会社、Azienda Generale Italiana Petroli）、ANIC（全国水素化合物燃料会社、Azienda Nazionale Idrogenazione Combustibile），

SNAM（全国メタンパイプライン会社、Società Nazionale Metanodotti）の3社を中心とした持株会社としてENIを創設し、ENIグループを形成し、エネルギー確保に乗り出し、ヨーロッパの他国よりも安い労働力をフルに利用し⁶⁾、国家持株企業グループを拡大していく。そしてこの間に、ソットゴベルノ⁷⁾という、国家持株企業の高級幹部層を形成していくのであるが、彼らは、政府与党キリスト教民主党的領袖達と、独占資本の資本家達の接点として、かつ三者一体となって、イタリアの支配階級的地位を確立していったのである。

「奇跡」にかけりが見えはじめた1971年、GEPI（産業投資会社、Gestioni e Partecipazioni Industria）が設立された。

GEPIは、IMIが50パーセント、他の50パーセントをIRI、ENI、EFIMの国家持株会社が均等に出資して作った企業であるが、他の国家持株会社が国家持株省の監督下⁸⁾にあるのと同じがい、全くの私的な民間会社という形として設立された。

ソットゴベルノ達は、この会社を利用して私的独占を救い、自らの地位を安定させていった。たとえば、設立の翌年1972年は総選挙の年であったが、救済を行なった企業が、ピエモンテ州（D・カッテン労相の選挙区）、ベネト州（F・アグラーディ国家持株相の選挙区）に集中していたというの、全くの偶然と果していえるのだろうか。

注

1) Risorgimento. 当時多くの王国、公国そして教皇領に分割されていたイタリアの統一運動。1861年に、ローマとベネトを除き統一が達せられ、サルデーニア王国の国王ヴィットーリオ=エマニエーレⅡがイタリア王となり、1866年ベネト、1870年にローマを併合し完全に統一がなしごられた。

2) イタリア共産党中央学校局『イタリアマルクス主義』植原義信訳、1962、p. 71

3) ファシスト政権は、経済分野への介入、特に高価な犠牲を払った介入の公表を押さえてきたが、

戦後、政府の推計によれば、当時（1923年）の貨幣価値で50億リラが救済に使われたという。（松浦保他『イタリア経済』1968, p. 63）

- 4) ファシスト政権は国内の反ファシショ統一戦線と連合国軍によって崩壊し、1943年、イタリアはドイツに対し宣戦布告を行なった。そして戦勝国として残ったイタリアは、敗戦国として終戦をむかえた日本のような連合国軍による完全な旧体制解体は行なわれず、国家持株企業も温存されたのであった。
- 5) 1947年、時の首相デ・ガスペリ（キリスト教民主党）は訪米し、マーシャル・プランを含む多大な援助と引き換えに、閣僚の中の共産・社会党員、および政府と国家持株企業の幹部の中のレッドページを約束して帰国し、それを断行した。
- 6) 当時イタリアは大量の失業（1951年、失業率9パーセント、1957年、7パーセント、藤川鉄馬『イタリア経済の奇蹟と危機』1980, p. 472）を持ち、これらが下層をなし、貧困の南部から北部へ奇跡の10年間（1952～62）にイタリア人口の四分の一にあたる約1,200万人が移動し、農村の崩壊に拍車をかけた。このような安い労働力をイタリア金融資本は充分に活用することができた。続くイタリアの危機は、このようなルートによる労働力の供給にブレーキがかかったのもその一因となつて起きたともいえよう。
- 7) Sotto-governo 準政府と訳せよう。国家持株企業の幹部は、巨大な国家持株企業の事実上の支配者として君臨し、国家企業資本家といえるような行動を行なつた。典型的なソットゴベルノとして、かつての ENI 総裁、故エンリコ・マッティイは映画にもなつた。

- 8) IRI の場合、形式的に国家持株省の監督下にある。形式的にといふのは、他の国家持株企業も同様であるが、国家持株省の管理監督下にあるのは、前出表2に示した国家持株省に直結する持株会社だけで、傘下の各企業は法的には全くの民間の私企業である。

しかし、IRI などが監督下にあるために一定の制約があるのも事実である。

III イタリアの鉄鋼と自動車産業

さて、以上述べてきたような歴史を背景にもつ国家持株会社、しかもその中の最大手の

IRI と私の独占の雄 FIAT の交換覚書の意味するものは何であろうか。この設問に答えるうえで、その覚書の中でお互いに協力することになったイタリアの鉄鋼業界、自動車業界について少しみておく必要があろう。

（1）イタリアの鉄鋼業

イタリアの鉄鋼業を表わす一つの指標として、次のような数字をあげよう。粗鋼生産高 24,283,000トン（西欧では、西ドイツの41,253,000トンに次いで第2位、第3位はフランスの22,837,000トン。日本は102,105,000トン。表3-1）、ITALSIDERのTARANTO製鉄所の粗鋼生産能力1,150万トン（表3-2）の数字は世界屈指の大製鉄所であり、表3-3に示すように FINISIDER 全体としてみても大製鉄企業である。

しかし、ここにいまひとつの興味深い表がある。（表3-4）

これは製鉄業のみではないが、その過半を製鉄業が占めているので製鉄業の大勢はつかむことができる。

就業者1人ないし2人の冶金業が、企業数649社、就業人員960名、10名以下の企業数1,610社、就業人員6,104名、冶金業全体に働く

表3-1 世界の粗鋼生産高

（1978、単位千トン）

ソ	連	151,400
U	S	124,315
日	本	102,105
西	ド イ ツ	41,253
中	中 国	31,780
イ	タ リ ア	24,283
フ	ラ ン ス	22,837
イ	ギ リ ス	20,302
ポ	ー ラ ン ド	19,251
チ	エ コ ス ロ バ キ ア	15,294
ベ	ル ギ ー	12,601
ブ	ラ ジ ル	12,106

（出所）山地八郎『世界の鉄』、全国加除法令出版。

表3-2 世界の代表的な製鉄所

	粗鋼年産能力 (単位・万トン)
日本钢管・福山(日)	1,600
マグニトゴルスク(ソ連)	1,500
川崎製鉄・水島(日)	1,200
クリボイログ(ソ連)	1,200
住友金属・鹿島(日)	1,150
イタルシデル・タラント(伊)	1,150
テッセンG・ハンボルン(西独)	1,100
新日鉄・君津(日)	1,000
神戸製鋼・加古川(日)	1,000
新日鉄・八幡(日)	900
住友金属・和歌山(日)	900
川崎製鉄・千葉(日)	850
新日鉄・大分(日)	800
ユジノール・ダンケルク(仏)	800

(出所) 表3-1と同じ

表3-3 粗鋼生産からみた世界の鉄鋼大企業
(資本主義国)

	粗鋼年産 (千トン)	国内シェア
新日鉄(日)	31,229	30.6%
U.S.スチール(米)	23,415	18.8
ベスレヘムスチール(米)	17,062	13.7
B. S. C.(英)	16,680	82.2
日本钢管(日)	13,382	13.1
フィンシデル(伊)	12,056	55.1
住友金属(日)	12,025	11.8
川崎製鉄(日)	12,023	11.8
テッセン(西独)	11,833	28.7

(出所) 表3-1と同じ

人員に対する比2.6パーセント。

ここにイタリアの鉄鋼業の二極分解を見ることができる。つまり大きな臨海製鉄所が、国家持株会社 FINSIDER のグループの各企業に作られている一方で、労働者1人から10人までの小さな「製鉄所」がこれまた数多く存在する。

これらの零細製鉄所は、鉄の三角地帯¹⁾の周辺、そしてアルプスの山間部で、アルプスの水力発電所で作られる電力をエネルギー源に、イタリア国内、さらにはE.C.の他地域から送られ

表3-4 イタリアの規模別にみた冶金業

企 業 規 模	企 業		就 業 者	
	企 業 数	割 合	就 業 者 数	割 合
総 数	3,055	100	228,996	100
1人 ま た は 2人	649	21.2	960	0.4
3人 一 5人	547	17.9	2,115	0.9
6人 一 9人	414	13.6	3,029	1.3
10人 一 19人	508	16.6	6,945	3.0
20人 一 49人	481	15.7	14,853	6.5
50人 一 99人	205	6.7	14,412	6.3
100人 一 199人	117	3.8	16,612	7.3
200人 一 499人	78	2.6	23,146	10.1
500人 一 999人	30	1.0	19,802	8.6
1,000人 以 上	26	0.9	127,122	55.5

(出所) 1971年度国勢調査
Annuario Statistico Italiano (ISTAT)

てくるくず鉄を原料に、電気炉製鉄法²⁾により細々と製鉄を行なっている。

もちろん、電気炉製鉄法は、現在の日本では、特殊な鋼を作るために特別に使用している他は省みもされない。いうならば旧時代の製鉄法である。しかし、イタリアでは、もっと大きな中企業でもこの方法を使用しており、その生産高は全生産高の50パーセントを越えている。この割合の高さは、いわゆる先進国といわれる国々の中でも一番の高率である。

一方では世界屈指の超大型臨海製鉄所、他方では、細々としかし多量に行なわれている電気炉法製鉄所、この対比がイタリアの製鉄業の現実である。

イタリア製鉄業の発展は、前節でも述べたように、イタリア王国の富國強兵策のもと、国家を最大の相手として登場し、第一次世界大戦中、数年で資本規模10倍といった企業を続出させた。だが、金融資本の形成から強化に向かうに見えた1920年代、戦後不況の波をとともに受け、次々と倒産、またはその瀬戸際まで追い込まれ、ここに国家持株企業が登場し、今日まで鉄鋼の約6割のマーケットシェアをFINSIDER が持つまでに至っている。

鉄鋼部門で、私的独占の地位を占めているの

は、FALCK と FIAT 傘下の TEKSID ぐらいである。その TEKSID は本稿で問題にしているように、FIAT の「お荷物」企業となっている。

イタリアは鉄鋼の原材料資源には全く恵まれていない。鉄鉱石の総使用量 1,700 万トンのうち 90 パーセントが、コークス用石炭 800 万トンは 100 パーセントが輸入である。電気炉で使用するくず鉄も国内では 60 パーセントしか調達できず残りは輸入でおぎなっている³⁾。

(2) イタリアの自動車産業

フォーチュン誌 (FORTUNE, U.S.A.) は毎年、世界の大企業の売上高順位を発表しているが、これによると 1980 年度売上高順位は⁴⁾ FIAT が世界第 13 位 (79 年度は 15 位) を占めている。自動車産業では、GM が 4 位 (同 2 位), FORD が 8 位 (同 5 位), そしてその次が、FIAT、次いでフォルクスワーゲン (西ドイツ) が 24 位 (同 19 位), ダイムラー・ベンツ (西ドイツ) が 27 位 (同 24 位), トヨタ 36 位 (同 30 位) 日産 37 位 (同 38 位) となっている。FIAT は押しも押されぬ世界の FIAT である。

ちなみに ALFA・ROMEO は、世界で 367 位、アメリカを除く企業で 202 位にランクされている⁵⁾。

FIAT 社は財閥ファミリー、アニエッリ家を中心とした持株会社であり、その下に多くの自動車産業はじめ多方面にわたる企業を擁している。(前出、図一)

FIAT グループの中心にある FIAT AUTO 社は、イタリア国内で 51.6 パーセントの販売シェアを持ち、欧州市場で最大のシェアを持っていることは先に述べたが、農業用トラクターを生産している、FIAT・TRATTORI 社も売上高に占める輸出額比率は 70 パーセントを越えて、欧州市場では最大の販売シェア、14.2 パーセントを有している。

一方、高級車中心の ALFA・ROMEO は、前述のように大きな赤字をかかえている。

また、現在、欧州市場で第一位のシェアを

持つ FIAT も、いわゆるビッグ 3 (GM, FORD, CHRYSLER)、日本のトヨタ、日産の欧州市場への進出意欲、E C 内の各自動車メーカーの対応など、安定した地位にあるとは決して云えない。

注

1) フィアトの企業城下町トリノ、金融の中心ミラノ、貿易港ジェノバを含む地域、イタリアでも特に経済水準の高い地域

1 人当たりの収入を基準に他地域と比べると、

ピエモンテ州 (トリノ)	131
ロンバルディア州 (ミラノ)	138
リグリア州 (ジェノバ)	137
北部諸州 (上記を除く)	97~129
中部諸州	82~116
南部諸州	51~75
島よ諸州	68~74
全イタリア平均	100

2) 製鉄技術については、市川弘勝『鉄鋼』岩波書店、山地八郎『世界の鉄』全国加除法令出版、などを参照。

3) 主な輸入先は、鉄鉱石は、ブラジル、リベリア、カナダ、ベネズエラ、ソ連、南アフリカ。コークス用石炭は、アメリカ、ポーランド、西ドイツ、オーストラリア。くず鉄はフランス、西ドイツ。

4) Fortune 1981.5.4 アメリカ国内 500 社
Fortune 1981.8.10 アメリカ以外 500 社

5) 売上高順位でアメリカ以外の No. 1 はロイヤルダッチ・シエル、2 位が英國石油、3 位がイタリアの国家持株企業 ENI、4 位が FIAT。日本の最高はトヨタの 22 位。

ALFA・ROMEO と同じくらいの売上高の日本企業は、アメリカを除く順位、200 位の旭ガラス、201 位の松下電工、202 位が ALFA・ROMEO、205 位宇部興産、207 位が日本電装、となっている。

IV まとめ

IRI と FIAT の協力覚書の交換の意味するところは何か。まず第一に確認できることは、徹底的に私的独占たる FIAT の救済と援助のためになされたものである。

① FIAT の不振部門である鉄鋼業は IRI が引き受ける。

②自動車産業部門についていえば、(ALFA・ROMEO を立ち直させるような施策は) 実際は何もやらない。

これが覚書の中心内容であり、ギブアンドテイクならぬティクアンドティクである。国家持株企業 IRI の設立時からの目的、「民間の不振部門を国家が管理し、立ち直りのあとは、民間に返す」はここにおいても貫かれているのであり、また国家管理とは、前述したように、5 年間に 7 兆 5,000 億リラの国庫補助金を使って、製鉄業全般を再建するという計画に組み込むことである。もちろん国庫補助金の源泉は租税であり、その過半は国民から徴収したものである。

「損害を国民化し、利益を私企業化させる」この国家持株会社の大きなバックボーンは貫かれている。

ところで、この覚書の交換が徹底的に FIAT のための援助であり、「損害を国民化」するものでありながら、イタリアの国内でそれに対する大きな反対論が組織されていないのは如何なる理由からなのだろうか。少なくともそのように見えるのは何故か。この点の検討は今後の研究に委ねなければならないが、1, 2 点触れておきたい。

たしかに、目前の利益、金を誰が負担するのかということなどからみると、この協力は FIAT を利するものでしかない。だが、「失業問題」がそこにからんでくるとき、IRI は FIAT の不採算部門を引き取らざるをえないと考えざるをえないのではなかろうか。イタリアの失業問題は深刻である。81年末で 9 パーセントの失業率を示した。TEKSID をそのまま私的独占の手に委ねたままにすると、その切り捨ては必至であろう。労働者と国民の保護の立場からも、国家資本が肩代わりして、労働者を守っていかねばならないという意図もこの協力に反映しているかに見える¹⁾。労組を含め左翼が IRI と FIAT の協力に対し反対していないこ

とを理解するためには、この背景をみないわけにはいかないのでないだろうか。

また、資本の側「イタリア金融資本」²⁾からみても、80年代の危機をのりきるためにはヨーロッパにおけるイタリアを意識しなければならないであろう³⁾。

狭いヨーロッパのなかで、1950～60年代が再び繰り返されようとしている。あの「多国籍企業」のヨーロッパ乱入の時代が。

かつては、アメリカの「多国籍企業」(金融資本)を中心とした乱入であったのが、80年代には、それに日本が加わる。

自動車産業でいえば、アメリカのビッグスリー(GM, フォード, クライスラー)に、日本のトヨタ、日産、そしてヨーロッパでは西ドイツのフォルクスワーゲン、ダイムラーベンツ、イギリスのブリティッシュ・レイランド、フランスのルノー公団、プジョー・シトロエンそれにイタリアの FIAT とともにヨーロッパは戦場である。FIAT にとって現在ヨーロッパで最大シェアを持つといえども明日は全くわからないのがヨーロッパ自動車販売合戦であろう。

そうした状況下にあって、FIAT が生き残り、勝ち抜くためには国内での地位の安泰、これは FIAT の至上命令であるとともに、イタリア金融資本にとっても至上命令である。

それゆえ、国内では、FIAT と ALFA・ROMEO の役割分担、FIAT は小型車を、ALFA・ROMEO は高級車をと分担をはっきりさせ、小型車(大衆車)の分野に ALFA・ROMEO の参加を拒み、かつ FIAT の不採算部門の切り捨てを敢行しなければならない。

FINSIDER にしても国内で TEKSID というライバルをなくしてしまうということはヨーロッパにおける FINSIDER の競争力を強化することに他ならない。

結論づけて言うならば、IRI と FIAT の協力は、一方では、私的独占に奉仕する国家資本という側面をもちろん、イタリア金融資本の強化のための整備という側面をもあわせもつているのである⁴⁾。

注

1) 我が国においても国鉄等公的企業の赤字累積は非常な問題となっている。しかし、その対応には非常な差異があるように思われる。

我が国の公的企業は赤字乗りきりを、民間移行と、労働者切り捨てを中心に進められている。いわゆる「合理化」である。

この対応の差異は、①イタリアの失業の問題は深刻で、かつ若年層にその影響が大であるということ。そして、第三次産業が日本では大きな産業予備軍のプールの役割を果して、切り捨てられた労働者がそこへ一定流れ込んでいく。しかし、イタリアはそこまで第三次産業が育っていないく、切り捨てはそのまま失業に直結していくということ。②そして何よりも、労働者階級の力の差であろう。労働者を失業から守るという政策が、国家の危機対応策に現実に反映せざるをえない。

その意味で、日本の公企業とイタリアの公企業はあり方がちがうし、このちがいはイタリアで共産党が国政選挙で30パーセント以上を獲得している事実の反映がここにあると思われる。

1947年、国家持株企業 ENI の副総裁であった共産党员のベゼンティ（Ⅱの注5で述べたように、彼はガスペリの米国訪問後、その職を追われる）は、国家資本一般が私的資本よりも進歩的であるという考えについて批判をし、「……民主的国家における統制の政策は、国家が巨大企業の国有化を行ないうるような経済的権力をその手中にもっている場合のみ、可能であり、かつ効果的である」（尾上久雄『経済計画と構造的諸改革』）と述べている。

公企業に対し、誰がその影響をもつかということが非常に大きな意味を持ち、その公企業が誰のために奉仕するのかということを決定するといえ

よう。

2) イタリア金融資本をどうとらえるのかは、今後の筆者の大きな課題である。

ただ FIAT を含むアニエッリ財閥は完全なコンツェルンを形成しているかについては疑問をもっている。すなわち、アニエッリ財閥が強力な銀行を自らのコンツェルン内に持っていないことがある。それは他の私的独占グループについてもいえる。イタリアの銀行は、預金高順位でみると第1位は、公法銀行のラボーロ銀行であり、2位から4位は、IRI 傘下の3大商業銀行、イタリア信用銀行、イタリア商業銀行、ローマ銀行が占める。これらは私的独占のための (for) 銀行であっても、私的独占の (of) 銀行ではない。それゆえ、イタリアの私的独占体グループそれぞれは不完全なコンツェルンであり、それらの総体としての「イタリア金融資本」に統合されているのではないだろうか。日本の6大金融資本の形成とは大きなちがいがある。

3) 「ヨーロッパはひとつ」の合言葉は、我々日本人が感じているよりも、もっと身近な言葉としてのひびきを持つのではなかろうか。ECの成立という事情もあり、イタリア人は、西ドイツやフランスを、大阪在住の日本人が北海道や九州、東京を考えると似た感覚でとらまえているのではないかだろうか。

4) 危機への対応を考えるとき、民主的変革への変革の主体形成などについても考察しなければならないだろうが、本稿では主題ではないのでふれない。また、独占の対応をふれるについて、中小企業の存在、南北問題についても考えていかねばならないが、それについても今回はふれない。が、上記については後日を期して稿をたてる予定である。

(筆者 所員・大阪支部)

基礎研の『資本論』研究をめぐって（上）

梅 壇 邦 規

はじめに

『資本論』等の古典に接近していく際、一方において、その研究史の流れを辿りその上で改めて『資本論』を一定の角度から読みなおし、かくれていた側面に光をあてること、他方において、現代資本主義を念頭におきつつ、『資本論』等が明らかにした諸法則の結果として現代資本主義を捉え、また現代資本主義に切り込んでいく指針として『資本論』に潜む諸法則を再発見していくことは現代における経済学研究の一課題であろう。

本稿は労働と家族、生産と生活という問題を一面意識しつつ、このような課題から見て学ぶべき諸論点を示している諸論稿、すなわち基礎経済科学研究所が『経済科学通信』あるいは『講座 現代経済学』等で公表した諸論稿をフォローした一記録である。

本稿では、『資本論』研究に新しい指針を与えたその主要内容を整理し、次稿では、共同体と資本制、労働、生活、家族と労働日の問題等を中心に、『資本論』剩余価値論を見直したい。

国家・労働・家族

『資本論』研究といえばたちどころに、以下のような研究の流れが想起される。①遊部久蔵『“資本論”研究史』にその一端が示される、価値論、価値形態論、転化論、蓄積論等の研究と論争。②山田盛太郎氏等による資本制把握の基礎としての再生産表式研究。③大塚久雄、大島雄一氏らによる、転化論、本源的蓄積論にもとづく、小商品生産者の両極分解とし

ての資本制生成史研究。

これらの成果の土台の上で、はじめに述べた視点から『資本論』を見直す研究が基礎研の諸論稿によって積み重ねられつつある。以下は、その主要と思われる柱を整理したものである。

1 土台と上部構造の相互作用

『資本論』研究の第一の指針は、史的唯物論における土台と上部構造の相互作用、土台の上部構造への作用と土台に対して一定自立した上部構造の土台への反作用という命題が『資本論』において貫かれているとし、とりわけその具体化として国家の経済過程への反作用の論理を『資本論』に見い出そうとするものである。この点にかかわっては例えば「プラン問題」がある。そこでは、① 資本 ② 土地所有 ③ 賃労働 ④ 国家 ⑤ 外国貿易 ⑥ 世界市場と恐慌 という経済学批判体系の枠組が『資本論』にいかに貫かれているかを問うものである。したがって、もし史的唯物論と『資本論』というテーマをたてた場合においては、④ 国家が『資本論』ではどのようにとりあつかわれているか、といった課題意識が必定のものとなってこよう。もしそのような課題意識がなければ、『資本論』に事実上示され、資本制の法則検出の内におりこまれ、それを包みこむような形で含まれている国家の契機がぬけおちてしまう結果となる。対象に接近する際、いかなる角度から行なうかは極めて重要な問題となろう。接近視角が、事前に狭くあるいは偏って設定されておれば、対象からは抽出される素材も一定の限界をもったものにならざるをえず、対象自体に潜む重要な契機は、指間からこぼれおちる

砂のように脱け落ちる結果となる。

池上氏は、『国家独占資本主義論』で、国家の契機につき、次のように言っている。「云うまでもなく史的唯物論は、土台における諸範疇の歴史性と同時に、土台によって規定される上部構造の歴史性、および、土台と上部構造の相互作用に関する諸法則の解明を含むものであり、この一般法則を経済学の分野に適用し、更に内容を豊富化し、緻密化する一つの典型が、資本論なのである。資本論の中には、価値法則や、剩余価値法則の解明と並んで、つねに上部構造からの反作用が解明され、経済発展に及ぼす上部構造の影響が考察されるのは当然のことであって、……、資本の研究においてすら、上部構造からの反作用は厳密に考察されている。」¹⁾

循環と蓄積の軌道を、内生的自立的運動体として行なう下部構造、下部構造から発生しつつ、下部構造に対して自立し、作用と反作用の関係におかれている上部構造、このような領域が『資本論』に含まれているという前提、仮説をすれば、『資本論』に接近していくことは、今まで姿を現わしていない、『資本論』の内容が明るみに出されることを意味する。なお、このような観点は、レーニンにあっても示されている。「人民の友」とはなにか」を見ておこう。

「重要な点は、マルクスがこの骨組みだけでは満足しなかったこと、彼が普通の意味での‘経済理論’だけにとどまらなかったこと、彼が——ある社会構成体の構造と発展とをもっぱら生産関係によって説明しながらも——それにもかかわらず、この生産関係に照応する上部構造を、つねに、そして、いたるところで追及し、この骨組みを肉と血でつつんだことにある。このためにこそ『資本論』はきわめて巨大な成功をおさめた。」²⁾

この点は、典型的には、資本による絶対的剩余価値の生産に対する国家の反作用としての、労働日の制限において見られよう。

2 剩余価値論の具体化

—国家および資本による不払労働の取得

剩余価値論を土台として、「不払労働」という概念を導入し、国家および経済の統一的解明を可能にしたこと。加藤一郎「科学的財政学の基礎理論」³⁾によって見よう。——剩余価値は、商品経済を前提とする以上、等価交換に合致した一成果であるが、実体は、資本による、賃労働の「資本によってはその対価が支払われていない労働」「不払労働」の取得である。

『資本論』剩余価値論は、本質的にはこのような把み方をしており、したがって、今、国家の経済的土台である租税をみると、この延長線上において把握しうる。国家が租税を徴収することは、他人に対する国家による不払労働の取得であり、したがって資本制の下では、賃労働者は、第一に、資本によって不払労働を取得され、第二に、国家によって不払労働を取得されるという二重の取得の関係におかれ、さらに、この両者は、国家による不払労働の取得としての租税、その結果、国家の下に蓄積されたファンドが、産業基盤整備、資本関係の安定に資するものとして支出され、よって前者の資本による不払労働の取得を確実なものにするという相互関係におかれることとなる。

国家が、他人の不払労働に対する支配権をもつとする限り、それは、資本制に限らず、資本制以前の国家とも特質を共有する。異なるところは、以前は、国家が直接的に取得したのに対して、資本制の下では、一旦、経済的次元で、剩余価値、賃金として分配された後に、改めて取得される。しかし同時にまた、資本制における国家も、「それ以前の国家から、国有地、国有資産などを引き継いでいるのであり、また、国有企業などの新たな政府資産の形成をおこなっており」⁴⁾、そこでは、社会と並び国家における資本・賃労働関係がうまれることとなる。

剩余価値論のうちに、国家による「不払労働」の取得を見い出すということは、租税の把握、あるいは、政府部門における雇用関係を、『資

本論』の論理によって解明することを可能にさせる。

3 商品の生産・消費過程および「生存競争」と貧乏化

剩余価値、資本蓄積の内に貧困化の契機を見い出すという試みは、従来の貧困化論のうちにその成果を残している。それにかかわっては、第一に、商品そのものおよびその生産過程に則して貧困化を考察し、単に剩余価値率の増大にとどまらない視点を呈示した。資本制の下では、消費対象を商品に依存せざるをえなくなるが、商品とは、剩余価値、利潤の生産のための土台をなすにすぎない。ここに、貧困化は、消費対象が商品であるということ自体によって与えられる。「富および労働者の生産における一面的発達に規定された人間の発達の一面化の徹底こそは、現代の貧困化の第1の内容を決定する⁵⁾。」その商品の生産過程では、過程そのものにおいて賃労働者の生命の生産と再生産が、労働力商品という限界を通じてのみ行なわれる所以あり、職業病、労働災害、また再生産ファンドが賃金という企業にとってはおしさげるべきコストであることにより、貧困化が生じ、また生産過程の結果としての産業廃棄物等は、生産過程外における環境問題と新しい貧困化の原因となる。

第二に、貧困化を、単に賃金水準の問題ではなくて、生活の内容、人ととの関係の内容にまで立ち入り、資本による「生存競争の組織化」、3人の人間を一つの椅子に坐らせるという状態におく（=組織化）と必らず、3人の間には競争関係が生まれざるをえないという所に求め、『資本論』を競争論として読むことを可能にした。池上氏は言う。「現実の‘労働力’管理は、労働者から財産、技能等々をたえずうばいながら、産業間、地域間、年令間の、労働者の相互の競争を組織し、それによって‘労働力’を管理しようとするつよい傾向をもっている。」⁶⁾換言すれば、貧困化の内容は、少数の資本が多数者を支配しうる手段にかかわり、第一

に、誰もが営業、勤労、昇進の自由があるという仕組みにしておき、多数者相互の間に「生存競争」⁷⁾を行なわせること。第二に、たえず住民の生活の糧の与奪の権利を資本が握り、「生活不安」⁸⁾の状態にしておくことである。

この点は、さらに二宮厚美氏によって発展させられている。氏は、労働者に対する統治の内容を、一つには、国家、官僚機構の存立による、共同事務の疎外、官僚との対抗関係、また一つには、私的個人相互の分裂と競争、最後に、官僚制と資本の支配を一方で隠蔽し、他方で浸透させるものとしての、「労働者内部の階層制」「階層制をつうじた生存競争」⁸⁾と規定している。この二宮氏の第二、第三は、個人間競争を引き起こす枠組みが階層制の存在であり、階層制の枠組みが、個人間競争によって「不变」のものとして維持されますます強固になっていくという相互関係を含んだものといえよう。

4 統治能力の蓄積と「全面発達」

『資本論』を民主主義論として、賃労働者等の民主的力量の蓄積論として見直すこと。先の貧困化論とのかかわりで言えば、貧困化過程を同時に、民主的集団的統治能力の蓄積過程と見ること。「従来の経済学というのは、どちらかといえば、たんなる生存の不安、労働者が生きていくため、飯を食うため賃金を受取る上で資本主義の搾取によっていかに苦しめられているか、ということに焦点をあてて、学習をすすめてきたわけです。これにたいし、たんに生存のためのさまざまな欲求というものから、さらにもっと高いレベルの欲求に人間の欲求が発展進化せざるをえないという認識、この認識に基づいていた労働者および労働者階級の発達問題の経済学的研究が、次第に重要視されるようになってきています。」⁹⁾ 同じ論文では、この発達の内容につき、生産能力、消費能力、統治能力の3つがあげられているが、『講座 現代経済学I』所収、「人間の全面発達と現代経済学」では、より具体的に以下の5点にまとめられている。

- ① 資本制の土台が商品経済である以上、すで

に、そこには、欲望の多面性をよびおこす条件があり、また、勤労に富の源泉を求めるということから、凡ての構成員による勤労という命題を内実化しうるきっかけがある。これは「商品・貨幣論的な発達論」である。② 資本制は、科学、技術の水準を発展させ、自然の意識的・計画的改造能力を高め、自然を改造することにより、人間の内に眠る潜在力を自覚させていく。これは、「社会化論的な発達論」である。③ 企業内における協業・分業の組織化と、社会的分業、都市と農村の分業による人口の集積は、この多数者の間に、相互の交流、結合と、種々の障害を克服する力量を育てる客観的基盤を提供する。これは「集団論的な発達論」である。④ 国家と官僚機構を、国民の多数者に奉仕するものに改善していく「公務労働論的な発達論」。⑤ 個人としての発達、この5点である¹⁰⁾。資本制に接近していく際、その否定的側面にのみ目を向けることは、客観的妥当性をもたないであろう。資本制を肯定・否定両面で把握すべきことを、最も強調したのはレーニンであるが、『資本論』研究の上に、「発達論」をおくことは、新しい指針を与えるものであろう。

5 生活過程・家族・住民

「家族」「住民」を経済学の対象として導入したこと。これは、一つには、資本蓄積と家族の解体として、また一つには、家計の問題としてである。前者については以下。① 生存競争が激しくなるなかで「家族こそは生存競争に対抗する唯一の共同の利害の砦」となる。しかし、大工業は、とりわけ婦人を職場に導入させ、家族内の食事、洗濯等の労働は勤務時間にかえられる。② このような共働きの結果、一方では、つくり、あるいは修繕をするといった時間が短くなり、商品（既製品）購入の比率がふえ、また家事労働は現金換算される「勤務」にかえられ「資本主義の商品市場を非常に拡大」する。③ ここに、生存競争は家族の解体にまで至る¹¹⁾。本多三郎氏は、この家族につ

き、「所有の秩序に支配された家族の解体」¹²⁾として、以下のようにその過程を整理している。——所有の秩序による家族とは、典型的には、家族ぐるみでかつ家族単位で生業を営む農民である。このような農民は、農奴であれ、独立農民であれ、生産手段、生活手段を「事実上所有しており」¹³⁾ 労働一生活一家族が一つのまとまりをなしている。その農民家族は、資本制の発展とともに、生産と生活の融合状態は過去のものとなり、労働の場と、家族・生活の場は分離されるに至る。

家族については、また、その預貯金等を媒介として、資本蓄積との関連が明らかにされた。——金融資本は、資本蓄積によって、労働力を流動化していくとともに、賃金→預貯金、保険、公共料金、ローン、租税というルートにより、一単位あたりでは少額だが、その集成としては巨大な資金を蓄積し、住民の家計に糸をつなぐことにより、新たな投資源泉を獲得していく。投資源泉の獲得とは、資本蓄積が新たに進展していくことであるから、ここに、資本蓄積→住民の貢労労働者化→貨幣換算の習慣と、家計・金融資本の連鎖→新たな資本蓄積→新たな貢労労働者化、という系列があらわれる¹⁴⁾。このような連鎖は、また、住民相互の結合と社会化の上で捉え直すならば、投資先に対する住民の目くばりとコントロールという問題につながり、統治能力形成の一内容となるものである。『資本論』信用論を、労働論との関連で考察するという課題につながるものであろう。

6 資本制と共同体

資本制の発生と発展を、共同体——国家、地域、家族における共同体——との関係でとらえる、という指針。これは、第一に、今まで、労働力商品の成立条件にかかわって、生産手段からの自由と人格的自由が一つの常識としてあげられていたのに対して、共同体からの自由を入れてきた所にある。「労働力の自由な移動——それも二つの意味で、すなわち、一つは、労働者の個人財産からの自由、一つは、血縁的な家

族集団からの分離の自由——にとての前提をつくりだす。」¹⁵⁾

これは、今までの二重の自由が、生産に則してのみ考察されていたのに対し、生産と生活の両面を視野に收めつつ、賃労働の発生条件を考察したものである。なお、より詳しくは以下。

「財産所有一本でやってきた点で、マルクス主義の側に弱点があった。これは原則的に正しいのだけれども、労働者階級の規定の仕方としては、財産からの自由という点だけが問題にされて、共同体からの自由という点が欠落していた。共同体からの自由というのは、財産からの自由とともに、マルクスが強調しているように労働者階級の発展をみるうえでの原則なのです。」¹⁶⁾

第二に、資本制生産がすでに成立している段階において、資本制は、共同体を解体させ、その過程の中で、資本関係が地域的広がりをもって創出されるとともに、共同体内で営まれていた共同業務が、社会からはなれ、国家と官僚に集中され、ここに、国家および資本と住民との間に新しい関係が生じる、そのような部面に光があたられた。社会関係と生産力の発展とともに、今まで共同体員全員で担われていた、自然災害防止、他の共同体に対する防衛、交易等の業務は、共同体から浮上した、少數の専門家集団に担われるに至り、「共同業務が社会から疎外され」¹⁷⁾、他方では「共同体を維持するための自由で自発的な労働が剩余労働に転化していく」¹⁸⁾。

7 精神労働と肉体労働の分業

資本制把握の一基準として、精神労働と肉体労働の分業を提起したこと。一つには、このような基準を導入すると、分業とは区別されといわれる協業においてさえ、分業が存在することが明らかとなる。協業は、多数の者を同一作業場に集積するものであるから、それに対する指揮、監督の労働が必要となり、ここに精神労働と肉体労働との分業があらわれる。「単純な協業がすでに一つの分業を生み出すのである。

すなわち、比較的多数の人々の単純な協業のなかから指揮・監督・管理等を以て精神労働が生まれ、それと協業従事者たちの肉体労働との間に一つの分業関係が発生するのであって、資本家は生産諸条件の所有者の資格において前者の精神労働を掌握し、産業の指揮官の資格を獲得するのである。ここに、財産の権威は協業にもとづく権威と合体してしまった。」¹⁸⁾

先の共同体の解体による共同業務の国家への集中とのかかわりで言えば、それは、共同体的業務が、共同体の崩壊とともに社会的分業の一分枝として自立し、専門の職員によって担われるようになり、また、孤立的生産にかわって社会的生産がその比重を高めてきたことは、角度をかえて見れば、精神労働と肉体労働の分業において、精神労働の重要性があきらかになってくることを意味する。「資本主義社会は、精神労働と肉体労働との分離を最高度に生産するわけですが、その過程は、精神労働の重要性を高めることによって、物質的富をふやしていくというやり方をとらざるを得ない。」¹⁹⁾なお、池上氏は、同じ論文で、精神労働として、以下のものをあげている。⑦ 資本制的協業を前提とした、指揮、監督労働。① 科学的水準の向上と、その生産過程への体系化における科学・技術労働。② 大規模な「土地の計画的利用」における統計資料の整備と新計画の策定・実行を担う専門職員。③ 行政、企業運営に必要な記帳、管理労働。

これらは直接的には、資本の営業活動とそれを前提とした国家の支配の内容をなすものである。しかし、先の労働者の相互接触と社会性を前提するかぎり、労働者の統治能力の増大の客観的、主体的基盤になりうる。ここに、精神労働の比重の増大→資本・賃労働の統治能力をめぐる対抗関係→賃労働者、住民にとっての「学習」のウェイトの増大という系列があらわれる。「国家がそういう地域において住民を統治するという役割を精神労働者を媒介にして果たせば果すほど、それだけますます人間の発達にとって学習という問題が社会的制度的なものと

して確立せざるを得なくなるわけです。」²⁰⁾精神労働と肉体労働の分業を基準にし、かつ資本制の下での前者の比重増大を、『資本論』剩余価値論の上に展開したことは、分業論に新しい視点を与えた。

8 労働日制限と発達の教育

『資本論』中、絶対的、相対的剩余価値生産における、労働日制限の意義を民主主義論とのかかわりで浮きたたせた。池上氏は、労働日制限の意義を、作用→反作用→より拡大されより高い次元での作用→反作用という矛盾のラセン的発展過程のうちに、かつ、同じ事態の肯定的、否定的両面把握という方法論を指針として次のように整理している。——労働日制限の意味は、国家による、剩余価値生産という経済過程に対する反作用であるが、それにより、第一に、大資本、中小資本を問わず、同一の労働時間を強制し、「平等」な競争条件をつくりだし、よって、資本集中と資本制発展の横杆となる。「その干渉の基本原則は、資本の自由で平等な運動の条件を生み出すことにあった。……。自由競争は、大資本の勝利と急速な資本の集積と集中を惹きおこす。……労働日の法的制限の（意味の一つはここにある。——引用者）」²¹⁾。

第二の意味は、労働日制限→自由時間の確保→教育制度の生成と人格的発展であり、ここに生活時間と労働時間の区別による学習と統治能力形成の土台がつくられる。「資本の発展それが自身が‘総資本家の委員会’である国家の経済過程への干渉を再び要求するにいたる。……労働日の短縮に関する工場条例がこの最初の現われである。……(これは)労働者に対する組織的な教育制度と、社会保障制度の基礎をつくりだすことによって、労働者の全人格的発展すなわち資本自体の自己否定の契機をつくりだす。」²²⁾この「全人格的発展」は、前出「資本論・現代資本主義・民主主義」では、統治能力の蓄積基盤としてより具体的に位置づけられ、また「國家独占資本主義論と法律学」では、資本制の下で、資本を文化的に凌駕する橋頭堡とし、以

下のようにより広い視野の下に位置づけられている。生活時間の確保は、学習の可能性を与え「資本家階級を政治的にのりこえることはできないけれども、グラムシもいうように文化的にのりこえることはできる。」²³⁾

ところで、労働日制限が、国家の経済過程への反作用である以上、実際に、資本が法制的枠内において資本機能を果たすか否かについては、具体的な国家による監視の必要があろう。その点に注目したのが、小沢修司氏である。氏は、これを公務労働論の枠内におさめ、冒頭では、公務労働を単に、社会から遊離し、社会の上にたつものという規定にとどまらず、公務労働と住民との接点における仕事の質に注目し、公務員一般を否定的に見るのはなく、官僚統制と営利活動を規制するといった内容を含めた公務労働論の展望を示している。「今日要請される公務労働論は、公務員攻撃や住民生活に密着した行政部門切り捨てなどに抗しつつ、資本蓄積による地域破壊、労働者家族の貧困に歯止めをかける公務労働者と住民との同盟の前進と行政の官僚主義と営利主義に門をかける展望を切り拓くものでなければならない。」²⁴⁾本文では、その担い手の原型を、産業革命期のイギリスに求め、以前の、行政者としての地主、すなわち、「共同体の長」的に村人の尊敬をうけ、威信をもつ「偉大な無給者」²⁵⁾が、資本の制覇と共同体の解体の下で発生してくる行政需要には応じられなくなり、有給の専門職としての行政担当者=査察官制度がうみだされてくるプロセスを解明している。

経済学のうちに、労働日制限の法定とその監視者の重要性を見い出す試みは、さらに、教育の経済学、保育、障害児教育への経済学的接近に窓口をひらきつつある。

教育については、柳ヶ瀬孝三氏の分析が注目される。氏は、公教育費に焦点をあわせ、それを、教育学と経済学の接点に属する問題であるとし、以下のようにその内容を展開している。

(1) 教育については、例えば、公共経済学、教育投資論としてとりあげられてきた。公共経

済学は、教育が経済成長に対してどれだけの比重で寄与するかに従って、国民所得中に占める教育費の割合を決定すべきであるとし、教育に対するコスト負担を経済成長への貢献度によってはかった。対して、教育投資論は、教育につき、結局教育を受ける者とその家族に将来利益が帰ってくるのだから、本人とその家族が教育費を負担すべきだとした。

(2) マルクス経済学から、教育をあつかった古典的なものに、大内力「義務教育と義務教育費——日本資本主義にとってのその意義」(『思想』1951年4月)がある。そこで大内氏は、教育につき、第一に、義務教育とは、資本制下の生産力と技術の発展段階に応じてその内容が規定され、第二に、それは労働力「再生産費の一部」²⁶⁾であり、資本にかわって国家がそれを負担していると規定している。しかし、改めて、大内氏の理論を見直すならば、それは、第一に、資本の立場から見た教育の意義、それをそのまま理論化したものである。「資本の教育要求それ自体の側からのみ考察されたものである」²⁷⁾。第二に、国家は、国家自体の教育に対する方針をもたないものとされ、ストレートに、資本と一体となり、その生産の一要素たる労働能力の陶冶、コスト負担の肩代わりを行なうものとされ、国家の経済からの相対的独自性が見られていない。このような「資本の要求する労働能力が単純かつ無媒介的に国家や自治体によって‘生産’されるとする議論を‘経済主義’とすることもまた容易なことである。」²⁸⁾第三に、より積極的な教育についての経済学的アプローチに際し、新しい視点を提起するという観点から見れば、大内氏の教育論には、資本制の下での労働者の生活、すなわち、一方に資本の指揮下における労働の内容、他方に、それと不可分にかかわった「家族の解体と教育の社会化について考察することが全く行なわれていない」。²⁹⁾ここに、単に、自足的な領域とのみ見えていたはずの教育が、あるいは経済学の領域においてとりあげる際にも、コスト=貨幣換算と負担主体をどこに求めるかといった問題におきかえられ

たり、資本の描く教育観をそのまま理論化するのとは異なった「生活」次元に目を据えた教育の経済学への戸口が開かれたわけである。第四に、大工業の下では、断えず変動する資本に、適合的に自らの資質をより豊かにする必要、社会の法則を身につけ、人間の全面発達を将来像として展望しうることからも、「労働者自身の教育要求が高まつてくる。」³⁰⁾したがって、教育を資本の側の要求にのみ限定するのは決定的な誤りである。本質的には、資本の自足的 requirement としてのみ教育はあるものではなく、資本・賃労働関係の相互作用の中にある。資本は、労働者の教育要求に、形式的にこたえつつ、内容的には、労働者とその子供達を相互に競争させる枠組みをつくり、その終局のゴールに到達する基準を資本の要求する内容に合致しているか否かにおき、一見なにげない仕組みを通じて、教育を資本の下に編成していく。

(3) 教育の発生過程について。資本制の発生過程は、すでに見たように、共同体的要素が消滅していく、家族は、その共同体的色調を弱めていく。そのようなところでの教育は、「労働力の再生産に必要な生活手段の一部として、社会内分業の一つとしてすでに発生している教育事業から教育サービスを購入し、またそれに付属した補助的諸手段を購入することが前提されている。」³¹⁾教育は、同じ資本制下における生産の社会化から生じる二つの系、一方における、共同体、家族の解体による、子供の発達保障の「家庭の父母」から「社会の父母」への移行、すなわち「教育の社会化」、³²⁾他方における社会的分業の進展過程における「教育」部門の発生とその自立化、この交点に位置づけられる。このように柳ヶ瀬氏は、「教育労働の質」³³⁾をも対象にしうる形で、資本制の発展→共同体・家族の解体→教育制度の自立化と、資本・賃労働の教育をめぐる対抗として、賃労働者による発達要求としての教育の経済学を検討したものである。『資本論』を、単に資本の支配メカニズムの解明にとどめず、統治能力を蓄えれる展望を示したものとして接近していくと

いう観角が、ここにも貫かれているといえよう。

今井幸二氏は、同じ教育を、保育に焦点をあてて考察し、「保育の社会化」の必要が、日本においては、資本の投資分野の空間的拡大としての地域開発、農村から都市への人口移動等によって高まっているが、現状では、血縁関係への依存と、企業内福祉の枠に収められるとしている。「子どもの育児や老人の扶養、家族の福祉、医療、教育の責任を徹底的に血縁に求め、他方では、社会福祉制度が未発達であるが故に、不十分でありながらも脚光を浴びる企業内福祉が‘発達’して、社会的福祉制度の貧困を補足している。」³⁴⁾また、小沢祥子氏は、障害児における教育につき検討している。——今まで、一つには、その本人に問題を限定し、本人自身の発達についての研究が積み重ねられ、また一つには、職員については、その労働条件の改善に目が向けられていた。しかし、障害児本人——職員——家族——地域住民の相互の発達保障と捉え接近する必要がある。「障害児の発達と施設職員の発達、さらには、障害児の家族、地域住民の発達の相互関係を統一的に把える視点が必要である³⁵⁾。」これは、教育の社会化の具体的契機に則して見たものであろう。家族内の問題とされていたのが、集団の中で成長する場がつくりだされたこと、「秘密」³⁶⁾についていた親同士の間で、交流と改善への展望が芽ばえてきたこと、職員に、障害児の人権と発達保障への力量の蓄積が見られだしたこと等へ視野を広げる枠組みが与えられたものといえよう。

剩余価値生産→国家による経済過程への反作用としての労働日制限の法定→労働時間と自由時間の区別→全面発達の客観的土台の形成→行政官の仕事の質、社会的関連での教育、という系列は、今まで、視野の外におかれ、欠落していた分野を、経済学の対象として導入することを可能にした。

9 所有の経済学と労働の経済学

『資本論』研究史にあって、日本では、それ

を歴史理論としてとりあつかう場合、何ものにも侵されない強固な意志をもった個人、自らの営業手段をもった小商品生産者、それが社会を構成する理想的人間像であるとし、『資本論』を、そのような「近代人」を念頭において読むということは、きわめて強い伝統をもつてゐる。しかし、そのような目で『資本論』を見るということは、事実上、『資本論』を、ブルジョア民主主義革命に向つての、つまり、身分制的秩序を打破し、人格の独立と平等をといた市民革命の基礎理論とすることにもつながる。しかしながら、『資本論』そのものは、すでに自らの足で立っているものとしての資本制を考察対象としており、ブルジョア民主主義革命に向かっている時代ではなく、から出発し、産業革命をすでに経ている時代である。したがって、もし『資本論』に民主主義を見い出すとしても、同じ民主主義でも、その内容は異なつてゐる。個人の独立性を内容とする民主主義ではなく、個々人の連鎖、接触、結合、多数者の集団を内容とする民主主義であろう。財産と所有権にもとづく民主主義の内実化を目前の課題として設定することは、時代および対象設定におけるズレを感じさせる。池上氏は言う。「労働者の自由背景にはもはや財産権はない。そこにあるのは、産業の変化と、資本の要請に適応する能力こそ、自由の典型的な表現となる。」³⁷⁾「もともとリベラリズムは、個人の所有する財産と生活の場の他人からの独立性を背景に人格的な自律性を意味するものであったのに、今や、‘社会の要請’に適応するために、個人の所有する財産、生活の場から自由になる、という転倒した内容に変質した。」³⁸⁾森岡孝二氏は、『資本論』を「労働の経済学」と規定し、それに対して、上のような経済学を「所有の経済学」としている。「社会の資源を分割して一人一人に私的に所有させた状態を想定し、社会構成員がのこらず一種の中産階級であると想定して理論を組み立てる方法を‘所有の経済学’とよんでいる。いわば、社会は小さな所有者の集合体であり、かれらの競争をつうじて資源や所得は配分さ

れ、雇用の増減がある、という想定である³⁹⁾。」池上氏はまた、個人あるいは個体を主軸におく、生産手段の個体的所有をとく市民社会論につき、孤立性の打破と社会性の獲得という、資本制がうみ出した巨大な成果を無視し、もう一度、資本制以前への復古を試みるものである、としている。「せっかく生産力が高度に発達していて、生産手段がすでに社会的所有になりうるくらいに高い段階にある時に、もういっぺん一人一人で生産をやれというのは、やはり万人の凡庸を命令することあります」⁴⁰⁾

10 若干のまとめ

以上とりあげた諸氏が与えた、現代経済と『資本論』に、労働と家族、生産と生活を主軸にすえて、接近していくまでの指針は、次のようになる。

(1) 『資本論』を、単に資本一般といった基準から見るのでなく、土台と上部構造の相互作用、あるいは国家の契機がくみ込まれているものとして考察すること。

(2) 剰余価値を資本と国家による不払労働の取得という概念に具体化し、資本による利潤獲得と国家による租税取得とともに、不払労働の取得として統一的に捉えたこと。

(3) 貧困化論につき、単に剰余価値率の問題に限らず、消費対象としての商品は、利潤生産の扱い手としての一面性をもち、また生産過程の結果としては、環境問題の源泉となること、また、とりわけ、貧困化を生存競争の組織化とらえたこと。

(4) 資本蓄積過程の結果を、貧困の蓄積とあわせ、全面発達と統治能力の蓄積ととらえたこと。

(5) 資本制下における「家族」を対象とし、それを、共同体的性格をもっていた状態、および、教育、育児、食生活の社会的分業の一分肢としての自立化と、貨幣を媒介とした家族のそれへの依存、零細資金の預貯金等という形での金融資本の資金源泉の基盤ととらえること。

(6) 資本制の前提、および成立後、この互に

区別される二つの段階を、共同体の解体と賃労働の形成、社会的共同業務の国家への昇華過程としてとらえること。

(7) 資本制分析の一基準として、精神労働と肉体労働の分業、精神労働が、統治能力形成において果たす役割を定式化したこと。

(8) 労働日制限の意義を、教育と文化的力量の開花の土台として位置づけたこと。

(9) 『資本論』の個人主体形成論的読み方に代り、集団的統治能力形成論としての内容づけをはかるという指針を呈示したこと。

これら9点が、本稿で学びえた限りでの、『資本論』研究の新しい指針、あるいは、現代経済接近の基礎理論として『資本論』等の古典を見ていく際に、念頭におくべき視点である。

そこで、第37号では、『資本論』に帰り、本号で述べられたところの再検証を試みたい。しかし、もとより、この(1)から(9)のすべてにわたって、古典に接近していくことは、不可能である。ただ、絶対的、相対的剰余価値に對象篇を限り、資本制と共同体、社会的労働、労働日をめぐる諸点を中心に、その論及する所をひろいあげていきたい。(1981年11月14日脱稿)

注

- 1) 池上惇『国家独占資本主義論』(有斐閣、1965年) 58頁。
- 2) レーニン「人民の友」とはなにか」(『全集』第一巻) 134頁。
- 3) 加藤一郎「科学的財政学の基礎理論」(『経済科学通信』基礎経済科学研究所、第6号、1973年8月。以下『通信』と略記する。)
- 4) 同上、53頁。
- 5) 池上惇『現代資本主義財政論』(有斐閣、1974年) 273頁。
- 6) 池上惇『現代日本資本主義の基本構造』(汐文社、1972年) 4頁。
- 7) 池上惇「国家独占資本主義論と法律学—現代法論争によせて—」(早稲田大学若手研究者の会、1978年) 7頁。
- 8) 二宮厚美「生存競争・階級闘争・全面発達」(『通信』第19号、1977年7月) 3頁。

- 9) 池上惇「資本論・現代資本主義・民主主義」
(『通信』第17号, 1976年11月) 1頁。
- 10) 島恭彦監修『講座 現代経済学Ⅰ』(青木書店, 1978年) 200頁, 参照。
- 11) 前出, 『通信』第17号, 6頁, 参照。
- 12) 本多三郎「史的唯物論における労働と家族」
(『通信』第19号) 17頁。
- 13) 同上, 18頁。
- 14) 前出『現代資本主義財政論』23頁, 参照。
- 15) 同上, 251頁。
- 16) 「シンポジウム・現代の階級理論と労働者階級(Ⅱ)」(『通信』第26号, 1979年11月) 5頁。
- 17) 池上惇「『資本論』研究入門5」(『通信』第14号, 1976年1月) 38頁。
- 18) 二宮厚美「大工業と住民生活」(『講座 現代経済学Ⅱ』青木書店, 1978年) 215頁。
- 19) 前出『通信』第17号, 8頁。
- 20) 同上, 10頁。
- 21) 池上惇「独占的支配と国家セクターの増大」
(宇佐美・宇高・島編『マルクス経済学講座 第3巻』斐閑, 1963年) 51頁。
- 22) 同上, 45—6頁。
- 23) 前出, 24頁。
- 24) 小沢修司「イギリスにおける査察官(inspector)
- 制度の成立」(『経済論叢』京都大学経済学会, 第127卷第6号, 1981年6月) 24頁。
- 25) 同上, 31頁。
- 26) 柳ヶ瀬孝三「公教育費分析基礎理論研究序説」
(『通信』第14号, 1976年1月) 7頁。
- 27) 同上, 7頁。
- 28) 同上, 7頁。
- 29) 同上, 8頁。
- 30) 同上, 9頁。
- 31) 同上, 10頁。
- 32) 同上, 11頁。
- 33) 同上, 14頁。
- 34) 今井幸二「住民の貧困化と保育の社会化」(『労働と経済』基礎経済科学研究所夜間通信研究科年報。第1号, 1977年度修士論文集) 52頁。
- 35) 小沢祥子「精神薄弱児施設における障害児と職員の発達保障」(同上, 第3号) 1頁。
- 36) 同上, 2頁。
- 37) 前出『現代資本主義財政論』237頁。
- 38) 同上, 245頁。
- 39) 森岡孝二「現代経済学と『資本論』」(前出『講座 現代経済学Ⅱ』) 17頁。
- 40) 前出『通信』第17号, 7頁。

(筆者 所員・下関市立大学)

本誌最近号内容目次一覧（その1）

● 第31号 (1981年5月) 800円

特集* 職場の管理体制と労働実態—現代の労働と民主主義(Ⅰ)—

巨大工場の職場と民主主義

大企業管理体制と労働者

労働運動右傾化と中小企業労働組合の状態

国家資本概念をめぐる諸説(上)

電気調達開放問題と新たな日米経済関係の展開

〔誌上討論〕 経済学の方法と独占資本主義の理論

〔読書案内〕 坂井昭夫『公共経済学批判』

雑誌文献紹介(8)

〔科学運動〕 ささやかな経験—資本論研究会を続けて—

夜間通信研究科81年春季合宿の報告

藤岡	惇
馬頭 忠治	・青木 司
	中原 優
	佐中 忠司
芦田 亘	・山本 正夫
	森岡 孝二
	寺西 俊一
	岡 宏一
(84ページへ続く)	

郵送希望の方は郵送料(2冊まで200円, 4冊まで250円, 8冊まで300円)を加算のうえ編集局宛お申し込み下さい。尚、郵便振替で入金される場合は、振替京都1972を御利用下さい。

「再生産論」と再版生産力説＝技術段階説

——中村静治氏への再反論——

大 島 雄 一

ま え お き

本誌33号（1981年12月）に、「流通主義的『再生産論』と資本主義分析」と題する中村静治氏の再度の拙論批判が掲載されている。中村静治氏が、新たに筆者の旧稿（「IMF体制の危機とその歴史的意義」名大『調査と資料』42号、1969年）も取り上げて批判の労を賜わったことに感謝し、再度私見を述べることにしたい。

元来、この論争の発端は中村氏にある。氏は、『現代と思想』39号、本誌29号、さらに、それらを収録した近著『現代資本主義論争』（1981年、青木書店、以下『論争』と略す）第1章において、「山田盛太郎氏再生産（表式）論の呪縛」とか称して、山田盛太郎氏の「再生産論の具体化」としての資本主義分析の方法を批判し、筆者もまた、山田氏の「不始末」を「補墳」したとか言われて批判の対象となつた。それにたいして、筆者は、「再生産論と資本主義分析」（本誌32号、以下「前稿」と略す）において、この中村氏の批判は、中村氏自身の「一面的再生産論理解」と「一面的技術主義」とに発する「自家中毒」の投影にすぎないこと、したがって、問題とさるべきは、中村氏自身の「粗雑」な山田氏理解と、「段階規定の方法論的問題の認識欠除」であり、そこから発する「再版生産力説的技術段階説」（「60年代後半」＝「オートメーション段階」説）にあること、さらに、「公正」を期して、中村氏の研究の本来の貢献を見落すべきでないこと、また、戦後日本資本主義の原点である戦後改革についての中村氏の記述が、筆者の規定を恰かも自分

の規定のように提示した「丸写し」のうえに立っていること（氏は筆者の規定を「活用」したのだなどとウソびいいているが）を、具体的に明らかにした。

この筆者の反論にたいする中村氏の再批判が上記の中村氏の論稿（以下、「本誌33号」と略す）である。ここで中村氏は、筆者の反論にたいして、「下手なすりかえ」とか、「すりかえ術の極致」とか、「無定見な批判」とか、甚だ感情的な悪態をつきながら、煙幕を張るかのようにやたらに論点を拡散し、「白を黒といいくるめる」三百代言的逃げ口上と揚げ足取り的批判に終始している。問題の基本点は筆者の前稿の反論で尽きていているのだが、中村氏には十分御理解いただけなかつたかに見え、また、中村氏の論点拡散にたいする收拾整理が必要と思われる。さらに、中村氏による筆者の旧稿批判が氏の一面的技術主義と一面的再生産論理解の新たな例示とも言えるので、以下では、生産的な形での再度の論点提示を行ないたい。

なお、内容に入る前に、あらかじめ二点を読者にお断りしておきたい。

第一には、筆者の前稿（本誌32号）は昨年5月に書かれ、これと前後して筆者は、「『日本資本主義分析』と戦略規定」（御茶の水書房『社会科学の方法』81年6月号）および、「『日本資本主義分析』の軌跡—「再生産論の具体化」と構造論＝危機論—」（『土地制度史学』誌94号、82年）を書いていた。前稿が活字となる時点で、とくに『土地制度史学』誌論稿は当然活字となっていることを予想して前稿は書かれたのだが、筆者に関わりない外的事情の

ため、『土地制度史学』誌論稿は94号に遅らされた。そのため、筆者前稿での「再生産論の具体化」の説明がやや独創的な印象をあたえたかも知れない。問題に关心のある読者は、筆者の前稿（本誌32号）とともに、右の二論稿を併せ読みたい。

第二には、山田氏批判のあり方についてである。中村氏は、筆者の反論が「先師を敬慕する心情」から「山田氏の無謬性を力説する」ものと臆断するが、こうした臆断は、筆者からみれば、氏の派閥的「心情」の反射にすぎない。なぜなら、筆者は山田氏の直接の「門下生」でもなく、「山田氏の無謬性を力説」したこともないからである。筆者の反論は、前稿でも述べたように、経済学の本流から発する「再生産論」を、中村氏その他による水質汚染から保護しなければならないという、純粹に学問的な要求に発するのである。

山田氏にたいする批判は数多いが、真面目な批判をしたければ、レーニンがその最愛の友人イネッサ・アルマンドのエンゲルス批判の草稿を戒めた次の言明が銘記すべきである。レーニンは言う、「否、否、エンゲルスは無謬ではありえない。マルクスは無謬ではありえない。だが、もし貴女がかれらの“誤謬”を指摘したければ、貴女はそれに別な仕方で、実際まったく別な仕方で取り掛らなければならない。さもなければ、貴女は1,000倍も間違えるのだ」（1916年12月25日、イネッサ・アルマンドへの手紙、全集35巻）。レーニンがマルクスの“誤謬”をどのように批判したかに注意すべきである（関心のある人は『人民の友』を考えよ）。また、山田氏がレーニンの“誤謬”をどのように批判したかに注意すべきである（関心のある人はレーニンの「金融的従属」規定を考えよ）。しかし、ここでの要点は、このレーニンの評言は、レーニン自身の業績についても、また山田氏の業績についても、そのまま妥当することである。もし人が「1,000倍も間違える」ことを欲しければ、山田氏の批判は、中村氏、さらには、見田石介氏、その他等々とは「まったく

別な仕方で取り掛らなければならない」のである。筆者が別稿で、「山田氏のマルクスおよびレーニンからの自立性」の正確な評価こそ、「山田氏の学問的業績の評価・継承」にとって「規定的」と指摘したのも、この点に関わっている。

以上が前置きだが、中村氏の今回の論稿は、筆者の前稿（本誌32号）の中村氏への反論の再批判と、筆者の旧稿「IMF体制の危機とその歴史的意義」（以下、旧稿「IMF体制の危機……」と略す）への批判との二つの部分から成っている。それは16頁に及ぶ長文で、しかもその論点は、中村氏特有の「つまみ食い的批判」一揚げ足取り的な独善によって野放図に拡散している。本来ならばその全てに反論したいところであるが、紙幅の制約もあり、主要な論点に限定することを諒承されたい。

1

第一の論点は、「再生産論の具体化」とはなにかに關わっている。

中村氏は、「山田盛太郎氏再生産（表式）論の呪縛」とか称して、山田氏の「再生産論の具体化」としての資本主義分析の方法を批判するのであるが、筆者の前稿で指摘したように、その批判の中心論点の一つは、山田氏の「重化学工業段階」の規定にある。中村氏による山田氏の「重化学工業段階」の規定の批判には、二つの側面があり、その第一は、「重化学工業段階」の規定は「再生産論の具体化」とはいえないという点（『論争』31、62頁）にあり、その第二は、戦後日本の「生産力の発展段階」を「重化学工業段階」と一括することはできないという点（同右68頁）にあること、これまた、前稿で指摘のとおりである。

山田氏の「重化学工業段階」の規定にたいするの中村氏の批判が、第一には、「再生産論の具体化」を二部門分割の産業分類への「当てはめ」とみる、中村氏の一面的な再生産論理解に発すること、第二には、山田氏の「生産力」と「軍事力」の区別を見落し、「軍事力」の

「主力は原子力＝エレクトロニクスの段階」という規定を、南氏の「生産力＝軍事力の新段階」は「原子＝電子＝宇宙産業」という規定と勝手に混同する、中村氏の粗雑な山田氏理解に発すること、要するに、中村氏の山田氏批判は、「1,000倍も間違えた」批判にすぎないことを、筆者は前稿で具体的に指摘した。

これにたいして、中村氏は、「再生産表式における二部門分割を産業分類に当てはめ」て議論しているのは、「山田盛太郎氏と山田氏はすべて正しいとする大島氏自身であって私（=中村氏）ではなく、話はまったくあべこべだ」とし、第一の反論は筆者の「下手なすりかえ」と非難する（本誌33号、52頁）。第二の反論についても、筆者の「すりかえ術の極致を示す」ものとか悪態をつくのだが、果してそうであろうか。「下手なすりかえ」は、中村氏自身の手口ではなかろうか。以下、まず第一の反論について、よく見よう。

中村氏は、「山田盛太郎氏再生産（表式）論の呪縛」を批判しながら、こう書いていた。「山田盛太郎氏の『繊維工業段階』＝戦前日本資本主義、『重化学工業段階』＝戦後日本資本主義という規定は、（大島によって）マルクス『再生産論の日本資本主義への具体化』といわれているが、今日の化学工業は合纖、合成皮革、プラスチックや医薬品、また機械工業は乗用車、家電などの消費財生産の比重が高く、重化学工業＝第I部門と考えるわけにゆかなくなっている」（『論争』31頁）。さらに、「日本資本主義の場合、重化学工業に分類される諸工業は、軍需品を除けば、第I部門プロパーと看做して大過なかったのは満洲事変（1931年）頃まで」と断定し、戦後は「重化学工業と軽工業の区分はマルクス再生産表式のI・II部門にそのまま対応するわけはありません」（同63、68頁）としている。

この場合の要点は、中村氏が、戦後日本では「重化学工業＝第I部門と考えるわけにゆかなくなっている」から、「重化学工業段階」の規定を「再生産論の日本資本主義への具体化」と

みることは出来ない、としていることである。氏によれば、「満洲事変頃まで」は、「重化学工業」＝「第I部門プロパー」とみて良かったが、戦後はそうでないから、「柳の下にいつも泥鰌がいる」と考えてはいけないというわけである。要するに中村氏は、「再生産論の日本資本主義への具体化」を、「重化学工業と軽工業の区分」の「再生産表式のI・II部門」への「対応」の問題と考え、これが「対応」しないから「重化学工業段階」の規定は「再生産論の具体化」といえない、と山田氏を批判するのである。中村氏が「再生産論の具体化」を、二部門分割の産業分類（=「重化学工業と軽工業の区分」）への「当てはめ」とみていることは明らかであろう。筆者の反論を「下手なすりかえ」とか言う中村氏の強弁は、それ自体が、氏がどう言う点で山田氏を批判したかについて意図的に口を拭った詭弁＝「下手なすりかえ」にすぎない。

なお、念のため言えば、「重化学工業と軽工業の区分」が、理論的に、再生産表式のI・II部門に「そのまま対応する」ものでないことは常識である。同時に、統計的には、戦前、戦後をつうじて「重化学工業に分類される諸工業」を「第I部門プロパーと看做して〔ほぼ〕大過ない」のであり、「満洲事変頃まで」を境にして事情が変わったなどと言う中村氏の断定はまったく根拠がない（筆者を含む共同研究による『日本資本主義再生産構造統計』1973年岩波書店、同じく、名大『調査と資料』65号1978年等を参照）。また「再生産論の具体化」が、理論的媒介と統計技術的媒介の二側面をもち、後者は前者に規定されること、山田氏の「重化学工業段階」の規定は、戦後日本の高度成長＝強蓄積の「物的生産力的基盤」の理論的规定にかかり、統計再編もその観点からなされていること、この方法論的連関については、前稿でも指摘したが、なお『土地制度史学』69号1975年、同94号1982年の筆者稿などを参照されたい。

結論的に言えば、「重化学工業」が「第I部門」に「そのまま対応」しないから、「重化学

「工業段階」の規定は「再生産論の具体化」などと言えないという中村氏の批判は、氏が「再生産論の具体化」の方法論的な意味を全然理解していないことから生ずる妄評にすぎないのである。

中村氏は、自身の「再生産論」理解を述べているが、山田氏に「私淑」したことを吹聴する中村氏が、「山田盛太郎氏再生産（表式）論の呪縛」を断ち切ろうとするのに、山田氏の『再生産過程表式分析序論』にも『日本資本主義分析』にも注意を払うことなく、入門レベルの『資本論辞典』（南氏「再生産表式」の項）などに助けを求めるにすぎないことは、象徴的である。山田氏を批判するには、まず山田氏の「再生産論」理解を知らねばならない。その第一歩は、筆者が前稿で強調したように、「再生産論」を表式論=実現理論に一面化してはならないことである。中村氏の「再生産論」理解は、この一面的=入門経済学的レベルを一步も出るものではない。これでは、「再生産論の具体化」が「再生産論」の「不当な拡大解釈」（本誌33号53頁）とみえるのも当然であり、中村氏の山田氏批判が「1,000倍も間違える」のも必然といえるのである。中村氏の自己点検を期待したい。

2

第二の論点は「段階規定の方法論的問題」に関わっている。

中村氏は、山田氏の「重化学工業段階」の規定を批判して、それに先き立つ「繊維工業段階の終焉」が「1970年」の「日米繊維協定」にあるとする（『論争』64頁）。つまり、中村氏によれば、「1970年」まで「繊維工業段階」は継続したのであって、これが中村氏の山田氏批判の注目すべき一論点である。ところが、「右に関連してもう一つ述べておきたい」として、中村氏は続けて、50年代、60年代前半について何の説明もなく、いきなり「60年代後半」について、「日本はこの時期オートメーションの段階に入った」という（『論争』65頁）。

誰でもすぐ気が付くことは、「繊維工業段階」と「オートメーション段階」がダブっていることである。同様に気が付くことは、中村氏の前著『戦後日本の技術革新』では、1950年から71年にいたる「四階梯」が区別され、その「第四階梯」=「66年夏から71年まで」について「日本はこの時期オートメーションの段階に入った」（同94、105頁）とされていることがある。ここでは「階梯」と「段階」は同義で使われ——言うまでもなく、山田氏のばあい厳格に区別されている——、また、「第一階梯」から「第三階梯」までは中村氏の言う「繊維工業段階」と完全にダブルのだが、両者の関係は不明である。そこに北村氏が登場し、「オートメーション段階」について、同じく「段階」の意味を問う。中村氏は一転して、「オートメーション時代」と「言い変えてもよい」という（『論争』71頁）。「階梯」=「段階」=「時代」と変転著しいが、「1970年」まで「繊維工業段階」説は厳として残っている。なぜなら、この「珍説」は、中村氏が山田氏の「重化学工業段階」規定を消去するためにわざわざ提起した説であり、「山田盛太郎氏再生産（表式）論の呪縛」なる妖気を断ち切る重要な一論点だからである。

以上を整理すると、中村氏の山田氏批判から帰結する「段階」規定は、「1970年」まで「繊維工業段階」、それ以後不明——「オートメーション段階」=「時代」=「階梯」とか言われるが明確でない——となる。けだし「珍説」だが、中村氏自身の山田氏批判の論理的結論である。

ところが、この点を明確に指摘することが、中村氏によると、筆者の「すりかえ術の極致」だとか言う。不思議な話である。山田氏を批判して「繊維工業段階の終焉」を「1970年」まで延長したのは、中村氏自身である。「60年代後半」を「オートメーション段階」としたのも、この「段階」を「階梯」とか「時代」とか猫の目のように「言い変え」るのも、中村氏自身である。問題は、こうした「珍説」と三百代言的

「段階」規定とが、山田氏の「重化学工業段階」の規定にたいする中村氏の批判から帰結することにある。それは、中村氏の山田氏批判が「1,000倍も間違え」といることの反射にすぎない。自分の三百代言的デタラメさを棚にあげて、筆者にたいして「すりかえ術の極致」などと悪態をつくとは、恐れ入ったことである。

上に見たような中村氏の混乱は、前稿で指摘したように、中村氏においては、その詳細な現象記述とまったく対照的に、その「一面的再生産論理解」と「一面的技術主義」とによって、段階規定の方法論的問題の認識がまったく欠除していることから生ずる。中村氏は、「現代資本主義の歴史的位相」を論じ、「現代資本主義」が「レーニン段階と並ぶ新しい段階などではない」とし(『論争』30頁)，筆者が「レーニン段階」と「現代資本主義」の同一視を前稿で批判すると、両者の「区別」を補足しているが、それを「自動車と自動車工業」の「発展」といった生産力的側面に一面化している(本誌33号63頁)。両者の「区別」の要点は体制危機の側面にあり、筆者が中村氏の観点を「再版生産力説的技術段階説」とか、「一面的技術主義」というのは、この点にも関わっている。

山田盛太郎氏の資本主義分析の方法の大前提となっているのは、資本主義の一般的危機という段階認識である。筆者の「再建された資本主義」という規定も、この段階認識の理論的深化の一表現にすぎない。このばあい、呼び方はどうでもよいのであって、要點は、「レーニン段階」＝「帝国主義段階」と「現代資本主義」＝「一般的危機の段階」(第一次大戦＝ロシア革命以降)との間には決定的な断層があり、前者は「資本主義の最高の段階」だが、後者は「資本主義の崩壊の段階」＝「旧体制」としての残存の段階だという点にある。この区別の明確化は、たとえば、国家独占資本主義における国家の意義の変化(＝「基底の国家管理」としての「通貨管理」が起点となる)、不均等発展の意義の変化(＝再建の支点が不均等発展の原点＝担い手となる)、いわゆる金融資本的蓄積様式

の意義の変化(＝インフレーション的蓄積が擬制的貨幣資本としての金融資産の不比例的肥大化と投機の大衆化を生み出す)の認識に規定的であるが、以下では、中村氏に関わって問題点を指摘しておこう。

中村氏は、70年代の資本主義の構造的危機に言及して「これが経済的に意味するものは、レーニン段階と並ぶ新しい段階などではなく…、ひとつの歴史的時代としての資本主義の終幕」だとしている(『論争』30頁、本誌33号66頁)。問題は、「ひとつの歴史的時代としての資本主義の終幕」は、いつから始まったか、ということにある。

中村氏は上の一節で、「独占資本が増殖炉、核融合、太陽熱の集中利用など、蒸気原動機とは質的に異なる動力手段を求めて『自由経済』『市場機構』の喪失もいとわなくなっている」ことから、この「終幕」を論ずる。だから、「終幕」は明らかに、70年代の構造的危機とともに始まることになる。もしそうみれば、直ちに生ずる問題は、それでは、ロシア革命、中国革命は、「ひとつの歴史的時代としての資本主義の終幕」以前に生じた早過ぎた革命＝歴史的必然を体現しない革命であったのか、という問題である。中村氏は、「ロシア革命が資本主義史のどのような時点でおこったのか、その歴史的経済的意義を示唆した」(本誌33号66頁)と大見得を切っているが、そこで示されるものは、ソ連の技術の後進性の常識的説明にすぎない(『論争』34頁注(6)、76頁)。だが、その含意は重大である。中村氏は、ソ連社会主义の独自性を、「歴史的には資本主義のなかでつくり出され、社会主义建設の基礎となるべき新技術の開発を自らの手でおこなわなければならなかつた」点にみている。中村氏は自分の言っていることの理論的意味を知っているのだろうか。この中村氏のソ連社会主义論は、「社会主义建設の基礎となるべき新技術の開発」は、本来は「資本主義のなかでつくり出され」るべきだという観点に立っている。ロシア革命はそうした「新技術の開発」以前に生じたので、ソ連は技

術的後進性に悩まされたという訳である。この観点は、明らかに、ロシア革命を歴史的必然を体現しない早過ぎた革命と規定することに通ずる。中村氏は、ロシア革命を歴史的必然とみるのか、歴史的偶然とみるのか、これが、ロシア革命の「歴史的経済的意義」を問題とするばあいの第一歩である。中村氏は、この第一歩からして混乱している。

「ひとつの歴史的時代としての資本主義の終幕」を、中村氏のように、1970年代に始まると思えば、この「終幕」以前に生じたロシア革命、中国革命は、世界史的必然を体現しない地方的偶然的革命と規定されねばならない。逆に、人がロシア革命、中国革命を、それぞれに世界史的意義を担い歴史的必然を体現した革命とみるならば、「ひとつの歴史的時代としての資本主義の終幕」は、第一次大戦=ロシア革命に始まり（=「一般的危機の段階」）、第二次大戦=中国・東欧革命で「終幕」の新展開を見る（=「一般的危機の第二段階」）ものと規定しなければならない。したがってまた、この「終幕」以前の資本主義=「レーニン段階」と、「終幕」開始以後の資本主義=「旧体制」としての「現代資本主義」とは、方法論的に明確に区別されねばならない。山田氏の「構造論=危機論」は、この「段階規定の方法論的問題」を十分に認識して構成されている。筆者の「再建された資本主義」の規定も同様である。この点の考慮を欠いた「段階」規定は、「1,000倍も間違える」のは当然であり、論者の意図と関わらず、資本主義弁護論に帰着する。

なお関連して言えば、中村氏は、筆者の社会主義経済についての論稿を読みもせずに、筆者の「一般的危機論」では現代社会主義の問題が把えられないだろうなどと邪推している（本誌33号66頁）。中村氏の粗雑さの新たな一例でもある。現代社会主義の問題は学問的に真面目に検討るべき問題であり、中村氏のような主觀主義的放言は問題とするにも足りない。筆者は、『価格と資本の理論』第1章第3節（1965年）、「社会主義の蓄積法則について」（置塩

信雄『蓄積論』・『経済学全集』初版別刷付録1967年）、Socialisme et Production Marchande（名古屋大学『経済科学』Vol. 27, No. 4 et Vol. 28, No. 1, 1980年3月および9月、ただし1969年稿）で、問題を経済学の側面から検討し、社会主義のもとでの労働力の特殊な商品性を明確にして、現代社会主義の問題性を理論的に検討する基準を提示した。この観点は、今日の問題の考察にとっても有効なものと筆者は自負しているので、関心を持たれる読者には参照を乞いたい。

3

第三の論点は「生産力段階」の規定に関わっている。

中村氏による山田氏の「重化学工業段階」の規定の批判が、山田氏の「軍事力」と「生産力」の区別を見落し、山田氏の「軍事力」の「段階」規定を、南氏の「生産力=軍事力の新段階」という規定と勝手に混同する中村氏の「粗雑」な山田氏理解から発することは、前稿で具体的に指摘した。ところが、ここでも中村氏は、「白を黒といいくるめて自説を固執」しようとする。

山田氏は、1972年の「戦後再生産構造の基礎過程」（龍谷大学『社会科学研究年報』No. 3）において、「資本主義全般的危機の第二段階を特徴づける」一要因として、「国家権力を支える国家強力の中核体=軍事力は、……大戦末期から戦後にかけては、主力は原子力=エレクトロニクスの段階に入り」と述べた。中村氏は、1976年の南克己氏「戦後重化学工業段階の歴史的地位」（『新マルクス 経済学講座』第5巻）での「原子=電子=宇宙産業の形をとる生産力=軍事力の新段階移行」（同102頁）なる規定が、山田氏の上の規定を「源流」（『論争』57頁）とすると勝手に誤解し、筆者に誤解を指摘されると、「軍事力と生産力とは、強いて区分してもさしたる意義はない」とか称し、南氏の規定は、山田氏の「曖昧さを補正したもの」などとデタラメな事を言って、氏の山田氏批判を

合理化しようとしている（本誌33号、56、58頁）。

「一面的技術主義」に立つ中村静治氏にとっては、「軍事力と生産力」を「強いて区分してもさしたる意義はない」と思えるのも当然である。また、この点では、どちらかと言えば中村氏に近い南氏の規定を、中村氏が推薦することも当然である。だが、そのことによって、中村氏は、山田氏を南氏のレベルに引き下げ、ついで南氏を中村氏のレベルに引き下げるのであって、そのレベルでの南説を「山田一南」説とか称して手もなく批判してみせるという、猿芝居も、中村氏の理論水準の迂回的な告白以上のものではない。それは、戦後日本資本主義に限定されている山田氏の「重化学工業段階」の規定、筆者の「蓄積定型」の規定を、勝手気儘にアメリカや資本主義一般に拡大し、そうした無概念的規定を手もなく批判してみせるという、中村氏の今一つの猿芝居（本誌33号58、65頁）と好一対の手口であるが、まさにそのことによつて、中村氏は、またしても「1,000倍も間違える」のである。

このばあい見落してならないことは、南氏の「生産力＝軍事力段階」説、また、「生産力段階」＝「原子（力）産業・電子産業・宇宙産業」説は、1970年「アメリカ資本主義の歴史的段階」（『土地制度史学』47号）で提示され、山田氏の「軍事力」＝「原子力＝エレクトロニクスの段階」の規定より前に出されたことである。いいかえれば、山田氏が1972年稿で、「軍事力」の「段階」規定を「原子力＝エレクトロニクスの段階」と明確にあたえながら、そこで「生産力段階」について一言も言及せず、「高度の技術体系」とか「宏大な経済的実力」とか言って「生産力」という表現さえも慎重に回避していることは、山田氏の「曖昧さ」を示すどころか、「戦後段階」のアメリカ資本主義、あるいは世界資本主義にかかる「生産力段階」の規定の明白な拒否を示しているのである。この点を見落すと、全問題が見失なわれてしまう。中村氏の山田氏および筆者への批判が、こ

の点の単純で粗雑な見落しに発することは、言うまでもない。

山田氏が1972年稿の冒頭で、「戦後段階を問題にするときには、どうしても視野の中に入れておかねばならぬ若干の点」を指摘した時に、なぜ、「生産力段階」に言及することをわざわざ避けたのか、その理由の明示的説明は一切ない。山田氏は、戦後日本資本主義に関わっては、「重化学工業段階」の規定が「生産力段階」の規定であることを明確にしているのであるから（1967年「土地国有の歴史的必然性」報告、『土地制度史学』38号「研究動向」）、「生産力段階」という表現を拒否しているわけではない。しかも、南氏の規定が既にあり、72年稿冒頭で「軍事力」について「原子力＝エレクトロニクスの段階」と明示的に規定しながらも、これを「生産力段階」と決して言わないのであるから、山田氏においては、「軍事力」の「段階」の規定と「生産力段階」の規定とが「厳格に区別」されていることは、明白である。筆者の観点からすれば、山田氏のこの「厳格な区別」は、「生産力段階」の規定の根本的な方法論的問題にたいする山田氏の配慮の表現といえるのである。

第一次大戦以後、とりわけ第二次大戦とそれ以後では、技術の発展が、なによりも軍事技術の発展を媒介としてきたことは、周知である一なお、戦後日本資本主義、とりわけ70年代以降の日本は、この点について一つの問題を提示しているのだが、ここでは立ち入らない——。このことは、とりわけ第二次大戦以後の資本主義では、先端技術産業はなによりも軍需産業であり、資本蓄積＝生産力発展の不可欠の権杆が軍需産業に置かれているという、寄生的軍事的な蓄積・産業構造＝構造的な経済軍事化が本質的となっていることを示している。ここで軍需産業が再生産外的浪費であることを考えれば、このような構造的な経済軍事化は、たんなる「生産の集積の戦後＝アメリカ的段階」（南氏、1970年）から発するものではなく、不換制＝「通貨管理」を基底とした「軍需インフレーシ

ヨン的蓄積機構の発動」、さらには、それによる「世界編成」（拙稿「IMF体制の危機…」1969年）としてのみ展開しうるのである。第二次大戦後は、この構造的な経済軍事化が、アメリカを中心としたグローバルな冷戦戦略に政治的に表現され、同じくアメリカ主導の不換制の国際的連繋=政治的協定による国際的「通貨管理」としての「IMF体制」を基底とした、国際的に統一された「軍需インフレーションの蓄積機構の世界編成」つまり、「冷戦体制=IMF体制」として現象することは言うまでもない。

ところが、不換制=「通貨管理」は、本来的に世界市場編成をあたえ得ないのであって、正常な資本主義的発展のもとでは永続的には成立しえない関係である（説明略、拙稿「IMF体制の危機…」を参照）。だから、技術の発展が軍事技術の発展に媒介される経済構造、また、そこから生ずる生産力水準は、正常な資本主義的発展に属するものではないのである。いいかえれば、構造的な経済軍事化は、不換制=「通貨管理」を前提するゆえに、資本主義の発展期=「最高の段階」としての帝国主義段階に属するものではなく、その崩壊期としての「一般的危機の段階」=国家独占資本主義に属するものであり、筆者の規定に引き付けていえば、歴史的には死滅し、「旧体制」として「再建された資本主義」の、その「旧体制」的性格の表現にほかならないのである。筆者が前稿で、南氏の「IB部門」の規定に「注意を要する」としたのは、この点に関わっている。また筆者が、資本主義の「発展期」=「レーニン段階」と「崩壊期」=「一般危機の段階」との区別を強調し、厳密に言えば誤まりとすべき「冷戦帝国主義段階」ではなく、「冷戦体制=IMF体制」という規定を提示するのは、この点にも関わっている。

上のことを「生産力段階」の規定との関わりでみる時、一つの問題が生ずる。軍事技術を媒介としてのみ生産力化し、したがって正常な経済発展のもとでは生じえないか、あるいは、ま

ったく別な形を取るかも知れぬ「高度の技術体系」（たとえば、核兵器、ミサイル、化学・生物兵器等に関する技術体系）は、たとえその応用が社会的に波及したからと言って、資本主義のより高次の発展段階を表現する意味での、新しい「生産力段階」として無条件に規定しうるであろうか。答えは、もちろん否である。「再生産論の具体化」を「構造論=危機論」の方向で展開し、その方法論的含意を十二分に自覚していた山田氏が、「戦後段階」=第二次大戦後の資本主義世界について、「軍事力」を「原子力=エレクトロニクスの段階」と規定しながら、「生産力段階」に一言も言及せず、「生産力」の表現さえ回避している奇妙さは、この文脈ではじめて合理的に理解しうるだろう。それは、中村氏の浅薄な理解の告白である「曖昧さ」説とはまったく反対に、その主観的追随者の意気阻喪を誘発しないための最大限の政治的配慮を伴った、明確な意志表示=「生産力段階」説の否定を意味しているのである。

この山田氏の「軍事力」と「生産力」の「厳格な区別」、その背後にある「生産力段階」規定の方法論的問題の認識は、中村氏の山田氏および筆者への批判、また、中村氏の「60年代後半」=「オートメーション段階」説の問題点と深く関わっていると言える。それに入る前に、「生産力段階」に関わって、一点補足しておきたい。

中村氏は、筆者が旧稿「IMF体制の危機……」の中で、19世紀末「大不況以来100年にわたる世界資本主義の体制的危機展開の基盤をなす……『生産の集積』およびその『不均等発展』の歴史的特性」の指標として粗鋼生産の推移を示し、そこに「第二次大戦後の生産力段階を代表するのは、核技術・エレクトロニクス・自動制御体系であろう。その発展は必ずしも粗鋼生産と直接に対応するものではない。この点注意されよう」と注記した点をとらえて、この注記が、「戦後日本の新しい生産力段階」としての「重化学工業段階」の規定と「矛盾しないか」と批判している（本誌33号、59頁）。

この中村氏の批判そのものは成立しないのだが、それとは別に、左の「第二次大戦後の生産力段階を代表するのは」という記述での「生産力段階」は、これまでの叙述から明らかのように、方法論的には不正確な記述といえる。したがって、「生産力段階」そのものの規定とは直接には関わりない形で、「第二次大戦後の生産力段階を技術的に代表するのは」と補足しておきたい（傍点は插入句を示す）。ただし論旨に変更の要はない。ここでは、「冷戦体制」と「IMF体制」は、「生産の集積」や「生産力段階」とは別のレベルで規定されているからである（同27頁参照）。また、中村氏には、この機会を与えられた点、感謝したい。

余談とも言えるが、この旧稿は、「付記」のとおり1968年度学会報告の拡充で、69年2月に執筆後、筆者の留学で校正も他人委せであったが、個人的には筆者の転向（?!）の道標で想い出深い。当面の問題と関わるので簡単に記せば、これ以前の筆者は、大方のマルクス経済学者、したがって現在の中村氏とも同じく、「生産力段階」説に立っており（『価格と資本の理論』401頁、「帝国主義」段階の規定）、そこからIMF体制を「金為替本位制」の一種とみていた（同書205頁）。ところが準備研究会で、この観点に立つ筆者の報告草稿は、山田氏の観点と根本的に対立することになった。この意図せざる全面的対決をつうじて、筆者は「生産力段階」説の維持しがたいことを悟り、山田氏の「構造論＝危機論」の観点に全面的に転向した。上の「冷戦体制」の規定、「IMF体制」＝「不換制」の規定はこの所産であり、この旧稿は、筆者の「構造論＝危機論」視点への転向の最初の「具体化」でもあった。だから、上の「第二次大戦後の生産力段階を代表する」という無限定な記述は、筆者の旧来の観点の残照ともいえるだろう。

しかし残念ながら、中村氏の批判そのものは成立しない。「世界資本主義」の「生産力」水準を「代表」する「高度の技術体系」と、敗戦＝占領による崩壊＝再建を経た「戦後日本の新

しい生産力段階」とは、別様に規定されて一向に差支えないからである。それどころか、正確に言えば、それは別様に規定されねばならないのである。なぜなら、アメリカないし世界資本主義についていえば、「戦後段階」を特徴づける「高度の技術体系」（=原子力、エレクトロニクス等）は、19世紀末以来の重化学工業生産力の延長上に展開して来たのであって、戦前段階と「超絶的」な生産力を表現しているわけではない。しかし日本のはあいには、「生産力段階」としての「重化学工業段階」は、戦後改革による全社会構造の変革を媒介として、「戦後段階」に固有の「物的生産力的基盤」として現われる所以である。この点の把握が、戦後日本資本主義分析の一枢要點といえる。

また中村氏は、筆者が上の注記で、「この点注意されよう」としたことを意味不明として非難しているが、成心なく読めば明らかのように、歴史的な生産力指標としては、粗鋼生産が統計的には便利だが、とくに第二次大戦後では、諸国の生産力比較がそれによって一意的に可能であるわけではない。上の注記は、その点の「注意」である。実際、筆者は、この論稿の2年前に書いた前出「社会主義の蓄積法則」では、社会主義諸国と先進資本主義諸国との「工業生産水準」の比較を、粗鋼生産と電力生産との双方を指標として行っている。中村氏はそのことも知らずに、73年の電力生産の米ソ対比によって筆者の立論を批判したかのように有頂天となっていること（本誌33号61頁）、中村氏特有のお粗末さとはいえ、いささかコッケイでもある。

さらに中村氏は、先きの筆者の注記は、「第二次大戦後の生産力段階を代表するのはオートメーションである」と「補正」すべきだなどと言っているが（同59頁）、それは技術革新のすべてを「オートメーション」に塗り潰す中村氏の一面的な「技術＝労働手段体系」説（また、その一変種たる「動力と制御の矛盾」説）の投影にすぎず、筆者の採るところではない。「核技術」には、放射線利用とエネルギー利用（核

分裂・核融合)がある。核兵器生産に従属させられた原子力発電が、廃棄物処理の不能のまま強行される点、問題であるにせよ、中村氏のようにそれで「核技術」の一切が無効とするわけには行かない。また、元来オートメーションはエレクトロニクス技術とは独立に生成した(トランジスター・マシン)のであり、両者が密接に関わるとはいへ、エレクトロニクス技術のすべてがオートメーションに解消するわけでもない。「生産力段階」規定の方法論的問題を問わないとしても、中村氏御推薦の「補正」とやらは、それ自体として一面的で粗雑というべきであり、とても受け入れるわけには行かない。ある。

4

第四の論点は、山田氏の「戦後大不況期段階」の規定に関わっている。この点についても言うべき点が多いが、紙幅の制約から、問題の裏側である中村氏の「60年代後半」=「オートメーション段階」説の誤まりについて触れておこう。

山田氏の「戦後大不況期段階」の規定、また、その「再定置」たる筆者の「20世紀末大不況」の規定が、「71年画期」の戦後日本資本主義の「構造的危機」の規定に関わることは、前稿で指摘した。中村氏は、「大不況期段階」の「大はずれ」とか「予告はずれの照れかくし」とかの低俗で浅薄な非難を発しているが(本誌33号62、63頁)、一言しておけば、65年の山田氏報告にたいして、当日の司会者上原信博氏のいきなりの指名により、IMF体制が機能しているもとで「大不況期段階」を規定することに最初に疑問を呈したのは、ほかならぬ筆者であり、筆者が75年に「20世紀末大不況」の規定を提示した時には、10年前の山田氏の「予告」的提示の背景や、また、当面の中村氏のなぐり書き的批判の諸論点など、すべて計算済みのこととを記しておきたい(説明略)。

中村氏が山田氏および筆者の規定に対置するのは、「60年代後半」=「オートメーション段

階」説である。だがこの中村説は、筆者の前稿で「公正のため指摘」したように、山田氏の「重化学工業段階」の二次的な「現象形態」規定としてのみ、意義をもつ。ところが中村氏は、この「オートメーション段階」説について、「技術史上の段階区分」をしているのではなく、「いろいろな経済的時代を区分するのは、……どのようにして、どんな労働手段でつくられるかであるとのマルクスの規定にしたがって議論している」のだという(本誌33号57頁)。きわめて皮肉なことだが、「マルクスの規定」の機械的適用によって「経済的諸時代」の「区分」を「議論」するまさにその点で、中村氏の「オートメーション段階」説は、「再版生産力説的技術段階説」に顛落し、中村氏は、またもや「1,000倍も間違える」のである。

「60年代後半」(=筆者のいう「高度成長の第Ⅱ局面」)以降、日本産業の「オートメーション」の導入が急速に進み、とくに80年代前半には、産業ロボットの急速な導入が予想されている(1980年=「ロボット元年」)。このことは、戦後日本が「60年代後半」を画期として、新しい「生産力段階」としての「オートメーション段階」に入ったことを意味するだろうか。答えは否である。

この点で第一に注意すべきことは、今日の日本の「産業ロボット」化は、他の欧米諸国が一般的には享受しえない条件のもとで生じていることである。「産業ロボット」の広汎な導入の背景は、既に第1級の国際競争力をもつ重化学工業の、世界的大不況=「経済摩擦」による際限ないコスト切下げ=「合理化」要求であり、また、この要求を受容する資本家的経営権の強さ=労働基本権の弱さである。これらはいずれも、欧米諸国には存在しない条件である。しかも、日本産業のロボット化が進めばそれだけ、欧米産業のロボット化の制約条件(競争力低下、対外市場喪失、失業増大、労働の反逆等)が強まり、それが逆に、日本産業のロボット化に有利に作用する。だから、今日の日本産業のロボット化は、他の先進資本主義諸国の追

隨しえない例外的発展の側面が強いのである。

第二に、今日の日本産業のロボット化は、熟練労働力の不足のもとでの、徹夜作業でも文句を言わない労働者=「スチール・カラー」の導入として生じているが、このことは、別の機会に指摘した貿易構造の一面性の強化を度外視しても、生産構造そのものの寄生化 (=浪費のサービス産業の肥大化、軍需産業への依存強化) と労働者階級の生産的労働からの徹底的排除 (=減量化による製造業雇用の減少、合理化による監視的管理的労働の増大) とを一層強めることになる。それは、国民生活の安定的な再生産を保障するものではない。だから、今日の日本のロボット化は、「60年代後半」の日本が国をあげて産業公害の実験室と化したように、「80年代」の日本を、国をあげて産業ロボットの実験工場としかねない。そこでは、国民的労働の成果はアメリカ製兵器や韓国向け政治借款等々に浪費され、ロボット化は、国民生活の発展どころか、その解体を促進する横杆となるだろう。それは、新しい「生産力段階」どころか、「危機=解体局面」の「深化」にはかならないのである。

第三に、今日の日本の産業ロボット化のこうした例外的寄生的性格は、このロボット化が正常な生産力発展の帰結ではなく、70年代の構造的危機展開のもとでの「減量経営」化の延長にほかならず、正確に言えば、戦後日本資本主義の自由企業制=寡占体制の支配の危機のもとでの、その危機管理の一侧面=「合理化」の「強行」の新展開にすぎないことを表現しているのである。このロボット化の歴史的意味は、戦前日本資本主義の「一般的危機」のもとでの「合理化」の「強行」=第一次大戦後の「初発的重化学工業化」とやや似ている（この点、筆者稿『土地制度史学』94号も参照）。今日の「ロボット化」は、かつての「初発的重化学工業化」と同じく、それ自体が生産構造の寄生化と国民生活の解体を促進する構造的危機の一要因であり、また、危機管理の一侧面でもある。これを正常な「生産力段階」の展開と錯覚すること

は、かつてと同じく、今日の構造的危機の抹消=美化に通ずるものといえるだろう。

以上、要するに、中村氏の「60年代後半」=「オートメーション段階」の規定は、新しい「生産力段階」の指示などと言えるものでなく、とくに「71年画期」以降は、戦後日本資本主義の「危機=解体局面」を蔽い隠す物神的=ブルジョア的规定としかなりえない。それは、山田氏の「重化学工業段階」、「戦後大不況期段階」に対置されるどころか、筆者の前稿で指摘のとおり、山田氏の規定のうえで辛うじて意義をもつてゐる、二次的「現象形態」規定なのである。

念のため注意すれば、史的唯物論の根本命題は生産力と生産関係の矛盾の規定にあり、また、歴史的発展の起動力は生産力の展開にある。そのかぎり、「経済的諸時代」の「区別」を「労働手段」を基準にみると、一般的な正当性をもつかに見えよう。だが「経済的諸時代」の「区別」は、それ独自の方法論的問題を含むことを忘れてはならない。これを忘れ、抽象的な一般論の機械的適用に溺れるならば、「技術史上の段階区分」を「経済的諸時代」の「区別」と混同する、一面的「技術段階説」が必然となる。中村氏は、まさにこの誤まりに陥っているのである。中村氏の「段階規定の方法論的問題の認識欠除」については、既に指摘したが、同時に注意すべきことは、この認識欠除が氏の技術論の一面性に由来することである。最後に、その点に一言しておこう。

5

最後になったが、ここでの論点は、技術論と経済学の接点に関わっている。

中村氏は、筆者の前稿の反論が、「技術の内的発展論理=動力と制御の矛盾=拙論（中村説）の基調について全く注意を払っていない、というより全然理解出来ないでいる」ものだという（本誌33号66頁）。果してそうか。筆者が中村氏の山田氏批判が「一面的技術主義」に立つとしたのは、もちろん中村氏の議論の「基

調」に関わっていた。そこで、新たに提示された中村氏の上の規定についても、問題を指摘しておこう。それは、中村氏の技術論の一面性に関わる問題である。

中村氏の「技術の内的発展論理=動力と制御の矛盾」という上の規定は、説明抜きに新たに提示されているが、動力史研究での石谷清幹氏の「技術の根本要因」=「根本矛盾」についての規定を、中村氏が自己流に言い変えたものと推定される。だが、中村氏のこの規定は、二重三重に誤まっており、根拠あるものとは言えないものである。

第一に、石谷清幹氏の動力史研究で最も興味深い点は、氏自身の一貫して強調するところだが、「動力技術の発達」=「動力技術史」では、「動力需要がつねに主導的に作用」してきたということである(『科学史研究』28, 32, 40各号, 1954—56年)。このことは、「動力技術の発達」は外的「需要」に従属しており、「技術の内的発展論理」が自立的なものとしては存在しないということである。この点は、技術の発展の一般的関係をも反映していることに注意すべきであり、中村氏の言う「動力と制御の矛盾」は、元来が、二義的意味しかもち得ないものである。

第二に、石谷氏は、「技術の根本要因」=「根本矛盾」を「動力と制御の矛盾」と規定するのだが(『科学史研究』35号, 1955年)，この規定は、通俗唯物論の一典型=毛沢東『矛盾論』(1937年)の機械的適用による、それ自体が不正確で無内容な規定にすぎない。動力なき制御、制御なき動力はともに無意味であり、動力と制御が動力技術の必然的な二側面であることは、明らかである。だが、この二側面が「矛盾」であることは、一向に明らかでない。実際、石谷氏も、専門のボイラーフラント研究では、こうした無内容な規定には依拠していないのである(『科学史研究』50号, 1959年)。

第三に、中村氏は、上の石谷氏の規定を、「労働における矛盾」ないし「労働過程の根本矛盾」は「動力と制御」とか言い変えて、いつ

そう不可解な議論を展開する(『技術論入門』1977年, 33頁)。中村氏が引用するマルクスの指摘からも、「労働」は、生理的エネルギー支出という抽象的側面からみて、「動力」と「制御」の二側面をもつとすることは可能である。だが、なぜ、いかにして、この二側面が「矛盾」するかは、一向に明らかでない。そのうえに、内容さえ定かではない「動力と制御の矛盾」は、いかにして「技術の内的発展論理」を構成しうるのか、この基本点はますます不可解となる。中村氏の言う「動力と制御の矛盾」とかは、かつて流行の、抽象力不足=分析欠陥の「弁証法」的詭弁以上のものではないといえる。

こうして、「技術の内的発展論理」=「動力と制御の矛盾」なる中村説の「基調」は、十分の「注意を払って」検討すると、「全然理解出来ない」ことになり、当然の謬論であることが判る。このことは、中村氏の技術論の一面性、氏の「技術=労働手段体系」説の根本的欠陥にも関わりをもつといえる。そこで以下では、技術の経済学的規定との関連で、いっそ根本的な問題点を指摘しておこう。

技術の唯物論的規定を最初に与えたのは、問題に社会科学=経済学の面から接近したブハーリン(『史的唯物論』1921年)であろう。そこでは、生産力と生産関係=「社会的技術と社会の経済構造」の面から、技術は「物質的社会的生産諸力」の同意語として、「一全体としての社会的技術」=「社会的技術の体系」=「一工場内」・「一社会全体」での「諸労働手段の体系」と規定される。これにたいして、自然科学=物理学の面からの問題接近が、武谷三男氏(「技術論」1946年、著作集第1巻)によってなされた。そこでは、理論と実践=自然の科学的認識と人間の主体的実践の面から、技術は、人間の「生産的実践における客観的法則性の意識的適用」と規定される。この技術の「本質的規定」のうえで、「労働手段等」は「技術の現象形態」とされる。

この二つの技術の規定が、技術論論争の対極

的潮流の原点となったことは研究史的事実だが、理論的には、この二つの規定は対立するものでなく、重層的統一的に理解されねばならない。論争史的対立は、技術の社会的編成=「社会的技術の体系」の、やや一面的な技術主義的理解を共有する抽象的対立という側面が強く、たとえば、星野氏の「技術の内部矛盾」（「技術論・再説（-）」『立命館経営学』3巻1号、1965年）、また、中村氏の「労働手段の内的発展の論理」（前出『技術論入門』69頁）について、そう言える。この点に留意しながら、とくに「技術の内的発展論理」との関連で、技術の経済学的規定の問題点を考えたい。

技術の経済学的規定といえばあい、まず問題となるべきは、労働過程での生産的技術であること、また、労働過程の基本的内容が、人間労働による社会的富の形成（=生産的労働による使用価値の生産）にあること、この二点は自明の前提だろう。そのうえでいえば、労働過程での生産的労働は、生理的エネルギー支出という抽象的側面でみれば、先述のように、「動力」と「制御」の「二要因」（中村氏）から成るといえよう。だが、技術ないし生産力は、労働の具体的側面=具体的労働に関わる規定である。この側面からいえば、労働過程での労働は、社会的富の形成のための合目的的活動と規定されねばならない（これは、マルクスでの「労働過程」そのものの規定でもある）。この関連では、技術とは、社会的富の形成のための合目的的活動の具体的定型=労働過程の特定の編成といえる。この「合目的的活動の具体的定型」は、特定の社会的富の形成のための労働過程の諸契機（=労働力・労働手段・労働対象）の特定の組合せ=「生産諸要素の体系」として存在するが、とくに「労働手段」の特定性のなかに、この「具体的定型」の対象的客観的表現=「技術の現象形態」がみられる。

上の技術の規定は、武谷氏の規定を労働過程に即して言い変えたものであるが、同時に、北村洋基氏の整理したマルクスの用例とも基本的に照応する（同「技術と経済発展」『現代と思

想』12号、1973年、ただし北村氏は筆者と異なり、労働手段の規定性を強調する）。

この規定からみれば、「技術の内的発展論理」とは、一般的には、各種社会的富の形成における合目的的活動の効率化であり、それは、(1)社会的欲望の発展による社会的富そのものの多様化と分化、したがって、生産技術の多様化と分化、さらに、(2)それぞれの労働過程での人間労働支出の最小化、したがって、生産技術の効率化の、二つの方向で展開される。しかし言うまでもなく、社会的富の生産過程は歴史的に異なる形態をとる。たとえば資本制では、労働過程は価値増殖過程に従属する。そこから、「技術の内的発展論理」は、特殊的には、資本にとっての、社会的富の形成の合目的的活動の効率化として現われる。社会的富の多様化=生産技術の多様化は、資本の運動=利潤追求に従属的に規定され、労働支出の最小化=生産技術の効率化は、資本家の「費用価格」の最小化=利潤極大化要求に置き換えられることになる。

さらに、社会的欲望と社会的分業そのものが資本の運動を通して編成されるのであり、生産技術の多様化・分化に伴なう諸技術の社会的編成=「社会的技術の体系」は、技術自体の内的関連を基礎としながらも、主導的には、諸個別資本の資本としての運動による社会的連関の形成、つまり、諸個別資本の社会的総資本としての総括を媒介とし、それに照応的にのみ与えられる。たとえば戦後日本の移植的技術は、戦後改革（非軍事化、財閥解体・農地改革・労働改革）による資本家の自由企業制=寡占体制の支配のもとで、「重化学工業段階の成立」による高度成長をとおして、戦後日本資本主義の構造的特質に照応的に開花したのであり、70年代のエレクトロニクス技術の新展開が、軍事技術を媒介としない例外的な発展として現われるのも、右の特質の反映といえる（戦前日本も別の例証となるだろう）。

要するに、資本制のもとでは、「技術の内的発展論理」や「社会的技術の体系」=「諸労働手段の体系」は、資本の運動に従属し、資本の

運動に規定されているのであって、逆ではない。これは、労働過程の価値増殖過程への従属の当然の帰結である。労働過程の価値増殖過程への従属の規定は、技術論論争のなかでは、戦後初期の内田義彦氏の批判的問題提示以来（N N N 「星野氏『技術論』の有効性」『経済評論』1948年11月号），そのものとしては異論のないところだが、その方法論的含意が十分に考慮されているとは、必ずしも言えない。中村氏の山田氏および筆者への批判も、根本的にはこの点の不十分な考慮から発するものと言えるのである。

資本制社会では、上のように、「技術の内的発展論理」や「諸労働手段の体系」は、資本の運動に従属的に規定されるのだが、このことの重要な方法論的含意の一つは、「経済的諸時代」の「区別」を、「労働手段」の「発展」を基準にして機械的に与えてはならない、ということである。中村氏も引用する周知のマルクスの比喻で言えば、「手回し挽臼は諸君に封建領主を支配者とする社会を与える、蒸気挽臼は諸君に産業資本家を支配者とする社会を与えるであろう」（『哲学の貧困』1847年）。それでは、「機械制大工業」（『資本論』1867年）が「諸君」に与えるものは何か。「自由競争的資本主義」か、「独占資本主義」か、それとも「社会主義」か。理論的には、そのいずれでもあり得ることは明らかである。したがって、「経済的諸時代」の「区別」が「労働手段」を基準とするとは、きわめて抽象的な一般論として言えるにすぎない。中村氏は、1847年のマルクスと1867年のマルクスとを無差別に混同するが、1867年のマルクスは、技術の発展を、「協業」「分業とマニュファクチャ」、「機械と大工業」の諸規定のうちに総括していることを見落

してはならない。

機械制大工業を基盤とした資本の全社会支配（＝「産業資本の確立」、山田氏『日本資本主義分析』1934年、岩波文庫版31—32頁）のもとでは、「経済的諸時代」を「区別」する方法論的基準は、「労働手段」の「発展」などではなく、資本の運動、つまり、社会的総資本の再生産＝蓄積の運動である。発展諸段階の規定は、この社会的総資本の再生産＝蓄積の運動展開に照応的に与えらるべきであり、「労働手段」の「発展」は、この再生産＝蓄積の諸段階に従属的にその「現象形態」として規定されねばならない。

上から、資本主義分析の方法論的基準が「再生産論の具体化」に置かるべきことは、明らかであろう。それと対立する形での、「技術の内的発展論理」や「技術＝労働手段体系」説の適用は、いずれも、「一面的技術主義」にもとづく「再版生産力説的技術段階説」をもたらすにすぎない。中村氏と山田氏および筆者との根本的対立点は、ここにある。同時に、中村氏の「60年代後半」＝「オートメーション段階」説の根本的問題点と、それの「現象形態」規定としての正当な評価の基準も、ここに明らかと言えるであろう。

以上、戦後改革の評価、日本における移行過程の特殊性など、残された論点は多々あるが、紙幅の制約も大幅に超えているので、中村氏への再反論をひとまず終りたい。最後に一言。中村氏は、技術論、戦後日本資本主義分析に多くの貴重な貢献を残している。筆者の反論・批判は、氏の貢献の正当な評価に役立ちこそすれ、それを貶めるものでは決してないことを強調しておきたい。（1982・2・8）。

（筆者　名古屋大学）

イギリス工場監察官報告書

1859年10月31日付ロバート・ベイカー報告

坂 本 悠 一

は じ め に

ここに訳出するのは、『資本論』第1巻第8章「労働日」の末尾において、マルクスが引用した『工場監察官報告書』¹⁾である。そこで彼は、「法律によって制限された労働日というじみな大憲章」(=工場法)によって、商品所有者間の平等な取引という仮象の背後にひそむ資本=賃労働関係の本質を喝破する一方、この工場法が労働者の生活に与える積極的な側面を述べるにあたって、この「報告書」の一部を援用している²⁾。

イギリスの『工場監察官報告書』が、『資本論』の膨大な歴史的素材のなかでも、当時のイギリス資本主義の現実をとりわけ深く抉り出しているということは周知のことである³⁾。それは『資本論』に直接利用されているだけでも相当な分量に達するが⁴⁾、その原形がどのようなものであるのか、今日の日本の読者にとって、これに触れる機会は少いといえよう。せめて、そのうちの一点についてでも、全文を紹介するすれば、この「報告書」にはそれにふさわしい資料的価値があると思われる。それは、この「報告書」全体が1833年以降の工場法の成果についての総括を試みたものであり、この点で格調高い内容をもっていたからこそ、マルクスもこれに必要な注意を払い、『資本論』に利用したと考えてよいからである⁵⁾。

この「報告書」の執筆者が誰であるのかは、『資本論』では明示されておらず、今までとくに注意が払われてこなかったが、これは工場監察官 ロバート・ベイカー (Robert Baker, 1803~1880) の手になるものである⁶⁾。彼につ

いては、詳しい経歴は明らかではない⁷⁾。この「報告書」のなかで、自ら言っているように、もともと医師であったが⁸⁾、1833年法による工場監察制度の発足とほぼ同時(1834年)に監察行政に参与した⁹⁾。1836年には、有名な監察官レナード・ホーナー配下の補佐官となり¹⁰⁾、1858年、古い監察官制度のもとでは最後の、8人目の監察官に就任した¹¹⁾。1861年以降は監察官は2人だけであり、1860~70年代をつうじて大きく拡大した工場監察行政¹²⁾を統括する立場にあった。1878年の彼の引退とともに、監察官個人に大きな裁量権が与えられてきた従来の監察制度に大きな改革が加えられた¹³⁾。

さて、残念ながら、彼の思想的立場を念頭に置きつつこの「報告書」を検討するには、十分な資料を欠いているのであるが、とりあえず、「報告書」全体の文脈のなかにマルクスの引用部分を位置づけ、その内容を吟味してみることは可能である。こうしてみると、この引用部分に対して、従来の『資本論』の翻訳で与えられてきた訳語について、疑問なしとしないところがある。大方の御批判を仰ぎ、『資本論』読解の一助となればと念ずる次第である。

付 記

筆者がこの翻訳を試みるきっかけとなったのは、大阪外国语大学Ⅱ部の自主講座(「英米文化研究」)における『資本論』の講読において、これを参照したことである。参加された勤労学生の諸君からは数々の有益な示唆を得ました。また本稿については、小沢修司、本多三郎、柳沢英一、湯浅良雄の各氏から貴重な助言を得ました。資料の検索については、大阪経済大学図書館の職員の方々から多大な援助を得ました。

注

1) この『報告書』の原題は、 *Reports of the Inspectors of Factories, to Her Majesty's Principal Secretary of State for the Home Department, for Half Year Ending 31st October 1859, Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty* (London, 1860) であり、ここに訳出するのは、そのうちの Robert Baker の「報告書」の本文の全文（付録は割愛）である。

『工場監察官報告書』(Factory Inspectors Report)とは、1833年工場法によって創設された工場監察制度にもとづいて、監察官(Inspector)から政府(内務大臣)に提出されることになっていた。さらに、これが議会に送付され、その所蔵資料(いわゆる“Blue Books”)となったものである。その最初のものは、1835年に印刷されており、1838年からは定期的に(はじめ年2回、1878年以降は年1回)刊行されていた。

ところで、このFactory Inspectorの訳語であるが、日本でこれにあたるものは「工場監督官」(今日では「労働基準監督官」と称されてきたので、これがもっとも一般的なようである。『資本論』の場合でも、全集刊行委員会(岡崎次郎)訳(大月書店、1965年)、向坂逸郎訳(岩波書店、1967年)のほか、フランス語版の江夏・上杉訳(法政大学出版局、1977年)もこれを採用している。ただ、この言葉には、当初からきわめて中央集権的な官僚統制下におかれた日本の監督行政を連想させる危惧がある。事実、日本語の「監督」には、官府・官吏による「取り締り」という意味が強くこめられている。一方、長谷部文雄訳(青木書店、1954年)、宮川実訳(あゆみ出版、1977年)では、「工場検査官」としているが、この言葉は一般的にすぎ、イギリスの Inspector の独自の地位を表現できないように思われる。また、当時のイギリスの他のさまざまな分野に共通してみられる Inspector を「検査官」と呼ぶ場合もあるが(三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房、1968年。小沢修司「イギリスにおける検査官制度の成立」『経済論叢』129巻6号、1981年)、Inspector の権限のうち、「すべてに共通するものとして地方の当局者や地域、工場などの検査とそれにもとづく報告書の公刊」(小沢前掲

論文、36ページ)が、活動全般の基調をなしていることは間違いないとしても、「一般的法律の実施を見守る番人」(同上)として他に先がけて登場した Factory Inspector の権限は、「我が国でかつてどんな個人にも委ねられたことのないほど大きい」(R. H. グレッグの発言、M. W. Thomas, *The Early Factory Legislation*, 1948, p.95より)と論評され、事実1833年工場法では、「行政的権限の外に、いわば従位的立法権と工場法違反につき裁判権を与えられた」(荒木誠之「英國の初期工場監督制」『学会誌・労働法』第15号、1957年、155—6ページ)のであって、教育分野のそれ(=視学官)の検査(三好前掲書、295—6ページ参照)とは様相を異にすると思われる。彼らは、工場労働の調査と報告という機能に加えて、指導・助言を含む取り締りという機能をも併せて所持していたといえよう。そこで本稿では、監督と検査の権限を併せもつというニュアンスをこめて、「監察官」という用語を用いることにした。これは、歴史的には古代ローマの官職(Zensor=ケンソル)の訳語として用いられており、マルクスも、『資本論』のなかで、初期の代表的な Inspector ホーナー(在任1833~59年)にたいして、この呼称を用いている(K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I, Berlin, Dietz Verlag, 1962, S.238, S.436。全集刊行委員会訳『資本論』大月書店、1965年、292, 540ページ)。

2) Marx, a.a.O., S.320. 邦訳、397—8ページ。マルクスは、「じみな大憲章」(=工場法)の内容を表現するために、この「報告書」訳文中のゴチック部<d>の前半を本文中に引用し、さらに、これに付した注201のなかで、ゴチック部<d>の全部、、<c>の順序で引用している。

なお、マルクスによるこの引用に早くから注目し、労働者階級の発達保障と統治能力の形成にとって工場法のもつ意義を強調したのは、池上惇氏であった(「現代資本主義と国家」『現代と思想』第2号、1970年、のち『現代資本主義財政論』有斐閣、1974年、所収。「『資本論』研究入門(1)』『経済科学通信』第7号、1973年。「住民相互の競争と住民の全面発達」『経済論叢』117巻1・2号、1976年、のち『財政危機と住民自治』青木書店、1976年、所収など。ただし、前の二つの論文はこの引用をエンゲルスの言葉としている)。

- 3) このことは、マルクス自身が『資本論』第1版序文のなかで強調していることであるが (Marx, a.a.O., S.15. 邦訳, 9—10ページ), 彼は1852~60年にかけて、この『報告書』を題材にした新聞論説をいくつも書いており、そのなかで、「最も重要な工業報告書」(邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第13巻, 203ページ), 「連合王国の社会的解剖のために貴重な貢献をなすもの」(同, 第12巻, 74ページ)と論評している。また、『資本論』、とりわけ第1巻には、「剩余労働にたいする資本家の渴望について継続的な公式の統計を提供する」(ebd., S. 254. 同, 311ページ)をはじめ、第13章の注121 (S. 417. 516ページ)など多数の指摘が見い出される。
- 4) 文献目録に挙げられている『報告書』の冊数だけでも第1巻で33冊、第3巻で26冊であり、それらがそれぞれ数回にわたって使用されている。
- 5) このことは、『資本論』の草稿作成過程によく示されている。マルクスは、今日「1861~63年草稿」と称されている一連のノートのうちの第3冊の冒頭部分に、「工場法の一つの主要な利益として」というまえおきと強調点を付して、本訳文中のゴチック部<d>を書き抜き、これに「使用じるし」をつけたうえ、同じノートのゴチック部<a>, の引用箇所の次にこれを転記している。これに続けて、「このことは標準労働日の制定に関連してきわめて重要である」と注記したうえ、ゴチック部<c>を引用している(以上、翻訳委員会訳『マルクス資本論草稿集』④, 大月書店, 1978年, 355—6ページ)。
- 6) 前記の「『資本論』草稿」中、ノート第3冊の冒頭には「『工場監督官報告書。1859年10月31日にいたる半年間』、ロバト・ベーカー氏の報告」と明記されている(同上書, 356ページ)。工場監察官(または副監察官)としての彼の名前は、『資本論』にも度々登場しているが(第1巻で5回、第3巻で6回)、彼の書いた「報告書」の利用は実に多数に及んでおり、第1巻でのべ40ヶ所以上、第3巻で約30ヶ所にも達する。例えば、第1巻第13章第9節において、工場法の教育条項が労働と教育の結合を可能にしたとして、マルクスが引用している『報告書』(1865年10月31日付, Marx, a.a.O., S. 507. 邦訳, 629ページ)も彼のものである。
- 7) 生没年は *Modern English Biography* による。
- 8) このことについては、『資本論』にも言及がある (Marx, a.a.O., S.421. 邦訳, 521ページ)。
- 9) Thomas, *op. cit.*, p.388.
- 10) *Ibid.*, p.102. 職名は Superintendent(直訳すれば監督官・管理官)で、のち1844年法で Sub Inspector(副監察官)へと改称される。ちなみに、彼は任官後も児童の年令証明書を発行して工場主から報酬をえたとして、労働者から告発され、ホーナーによってその中止を命じられたという (*ibid.*, pp.107—108)。
- 11) この年に死亡した監察官 T. J. ハウエル(在任1833~58年)の後任であった。彼の監察官としての最初の「報告書」は、1858年10月31日付のものであるが、マルクスはこれについて、「事故発生の原因の分析と、事業状況の概括との点ですぐれている」と評価している(邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第13巻, 223ページ)。
- 12) 1860~70年代は工場法の適用領域の拡大がめざましく、その一般化が著しく進行した。主要な立法だけでも4つを教えるが、とくに1867年の法律(The Workshops Regulation Act)で、従来放置されてきた広汎な家内労働をも規制することになった。これに対する効果的な監察が行政の課題となり、ベイカーもまたこれにとりくんだ(ハニゼンズ・ハリソン前掲訳書, 228ページ)。
- 13) 彼の同僚であった A. レッドグレイブ(1849年より監察官)が初の主席監察官(Chief Inspector)に就任、スタッフの充実とともに階層的な系統性が導入された。これらの改革がベイカーの引退を待つようやく実行された(D. H. Blelloch "A Historical Survey of Factory Inspection in Great Britain" *International Labour Review*, Vol. XXXVIII, 1938, p.642)というのも、行政改革にたいする初期の監察官の抵抗を示唆するものといえよう。また、この1878年は、従来の諸工場法にはじめて本格的な整理・統合が加えられ、統合法(An Act to Consolidate and mend the Law relating to Factories and Workshops)が成立したという点でも、工場法史にとって画期的な年であった。1860~70年代の工場立法史については、石畠良太郎「イギリス社会改良の一局面」(『一橋論叢』55巻3号, 1966年), 同「イギリス社会改良の一展開」(山中篤太郎博士退官記念論文集『経済政策と労働問題』有斐閣, 1968年, 所収)を参照。

凡　例

- ① 翻訳にあたって底本としたのは、 *Irish University Press of British Parliamentary Papers, Industrial Revolution, Factories, Vol. X, Half-Yearly Reports of the Inspectors of Factories with Appendices, 1857~60* (Dublin, 1970), pp. 470~484である。
- ② 訳文中の傍点箇所は、原文でイタリック体になっている部分を表す。
- ③ 『資本論』への引用部分は、訳文をゴチック体とし、その末尾に<a~d>の記号を付した。
- ④ とくに原文を注記する必要があると考えた場合は、〔 〕内にこれを示した。

1859年10月31日に至る半年間についての工場監察官ロバート・ペイカーダンの報告

ホワイトホールの工場監察官事務所にて
拝啓

1859年10月31日

この半年間にわたる私の報告を提出いたしましたく、同時に、この5月以来、チェスター、レスラー、ランカスター、ウォリック、ドーセット、サマーセット、ウィルトの各県¹⁾ [counties] の工場を直接巡察いたしましたことを申し添えたいと存じます。

私はコベントリ²⁾に多くの時間をさくことになりましたが、同地にはこの12年間に非常に多くの小屋工場が簇生し、しかも法律が十分に及んでいませんでした。しかし幸いなことに、今では、それらすべてが規制されるようになったことを申しあげます。しかしながら、罰則に頼ることなく目的を達するためには、絶えざる巡察と説得が必要あります。この件については、私の管轄地域のこの地区の副監察官であるヒックス氏³⁾が、このうえなくりっぱに補佐してくれました。私どもが力を合わせて心を配り、注意を怠らなければ、今後は完全かつ自発的な法の遵守がえられるであろうと確信いたします。私はまた、ケント、ダーキン、スティー

ンの各氏⁴⁾がそれぞれの担当地区について多大な尽力をされたことに心から謝意を表したいと存じます。この地域のほとんどにわたって、不作為の違反がみられ、少數ですが超過労働もありました。前者については、普通には勧告だけで充分であろうと考えてまいりました。後者のうち特別に私の関心をひいた一、二の訴えについて調査をいたしましたが、いずれも根拠のないものであることが判明しました。ところが、この9月に、ウィガン⁵⁾のジョセフ・レイアンズ・クロス氏⁶⁾が超過労働をさせていたところをみつけられ、起訴されました。彼は治安判事に対し何の弁明もできず、その罪を認めざるをえなかったのですが、結局、7つの罰則を科せられました。さらに、常習的に名簿の作製を⁷⁾を怠り、医師の証明書⁸⁾を欠いていたといういくつかの事例がありましたので、(勧告では効果がないことが判かり)、起訴せざるをえませんでした。しかし、私の担当している工場の総数を考えますならば、幸いなことに、告訴の総件数⁹⁾は非常に少ないと申しあげてよいかと存じます。

この半年間の事故は、合計364件にのぼりました。これはほぼ例年どおりの数であります。このうち4件が死亡事故ですが、機械によるものはそのうちのたった1件でした¹⁰⁾。事故の11%は覆いのない歯車によるものですが、この数字も現在普及しつつある防護柵によって、年ごとに減少していくものと期待しております。5.9%は仲間の労働者の不注意により起こっており、53%はまったく自分の不注意もしくは無謀によるものでした。巻上機によるもの2件、巻軸から飛んでくる杼によるもの6件、回転軸の帯革によるもの6件となっています。20%は不可抗力によるものであり、8.5%はどう考えても機械にその原因を帰することのできないものでした。自分の不注意による事故のなかで、児童に起ったものは12件だけであるのにたいし、全件数のうちの100件が成年男子に起っています。防護柵をつけなかったために治安判事の裁判に持ち込まれたという事例は、私の受持

地域にはありませんでした。しかし、そのうちの1件につきましては、貴下の御顧慮をわざらわしたく、つつしんで進言させていただいたことがございました。

景気の現状につきましては、人々にとってこれほど安定した雇用があり、生産者たちにとって、これほど順調な需要があった年はかつてほとんどなかったと言ってもよいかもしれません¹¹⁾。私の受持地区のどこでも、人手が不足しております、賃金は高くなっています。

工場規制法〔Regulation〕に関する一般的な問題につきましては、ウィリアム4世第3・4年の法律103号¹²⁾以来、いまや四半世紀以上経過していることもありますから、それがひきおこした結果がどのようなものであったかをお示しすることは、いまや一般的関心事と申せましょう。さらに、1831年の委員会〔Committee〕¹³⁾と、32年の委員会〔Comission〕¹⁴⁾における証人諸氏の陳述に沿っておこなわれ、非常に多くの影響をはらんだこの一大実験は、はたしてその推進者たちの期待に応えたものであったのか、それとも当時それに強硬に反対していた人々の予言どおりになったのか、この点を明らかにすることもまた関心のないことではないであります。私は次のように申しあげができると思っております。すなわち、工場法がそれまでの長時間労働者たちの早すぎる老化に終止符をうつた<a>¹⁵⁾ということ、また、それが彼らの社会的・知的諸権利を拡大したこと、さらに、彼らを自分の時間の主人にすることによって、彼らが将来にむけて政治的力¹⁶⁾を獲得しようとするような道徳的な向上意欲を与えたということ、そしてまた、分別ある存在という尺度からみても、1833年に較べて工場法は彼等を向上させたということであります。しかもそのうえ、これらすべてが、必ずや生ずるであろうといわれてきた我国の商業上の繁栄にたいしてどのような侵害もなしに達成されたということをも、証明できると思っております。すなわち、賃金が減少することはありませんでしたし、粗野で狂暴な醜行〔immorality〕もまったく出現しませんでした。それは、機械と原料の原価の損失につながる工場労働とはあいられない自由によって、必ずやひきおこされると予言されていたものでした。

このことをお示しするためには、1830年における工場労働がどんなものであったかについて、少しは触れないわけにはまいりません。と申しましても、すでに過去のものとなった背の曲った痩せ細った人々を、再び登場させる必要はないであります。当時の彼らの実情は、すでに委員諸氏〔comissioners〕によって報告されております。「工場脚」〔factory leg〕とか「曲り背骨」〔curved spine〕とかいうのが、ランカシャとヨークシャの工場地区のどこででも聞かれる流行語であり、不面目の代名詞でした。児童の長時間労働がほとんどみられず、成人によってあまりおこなわれることがなかったことにより、不具者が存在しないという工業県が、イングランドにいくつかあったことはたしかであります。それは、法的規制によって、自分たちよりもめぐまれた仲間たちと同じような身体的・社会的対遇のもとに置かれることを要求した人々を鼓舞した論拠でした。しかし、一般的には、主人と使用人との間に常に存在すべき従順さと思いやが棄て去られていました。主人は金もうけ以外のための時間が少しもなく、使用人もまた働く以外に自分の時間がまったくなくて<c>、産業にとってすべての時間は生産のためだけにしか存在しなかったのです。生産〔iron frame〕と人間〔human frame〕との間の当然の葛藤は、経済的というよりも政治的な問題がありました。以上が、手短かに言って1833年以前の工場制度の実情であります。

さて、1859年のそれに目を転げるならば、なんとみちがえることであります。あのようないまわしい流行語は自然消滅し、あの不面目の代名詞も、ほとんどどこかに忘れ去られてしまい、いまでは、どの工業地帯においても、工場労働に起因する歪んだ脚や曲った背骨というのはめったにみられるものではありません。も

っとも、過去の時代の標本である老人の場合を別とすればのことではあります。かっての青白くやつれた顔つきは今では血色も良く喜びに溢れています。かっての痩せ過ぎの体格は、今では肥って丸くなっています。その足どりには陽気さがあり、表情には幸福感があります。労働者階級の未来の母親たちの身体的条件は、どの国のどんな母親たちにも劣らない位に改善されることであります。

次に述べることは、イングランドの産業の将来にとって、おそらく最も重要で興味深いことと申せましょう。すなわち、1833年に連合王国の諸工場には、少くとも20万の女性が雇用されていました。リーズ¹⁷⁾の有名な医師スミス氏は、去る8月にこの問題について書いたなかで、次のように言っておられます。「彼女たちは、貧相で痩せ衰えて、うちひしがれたように見える人種であり、その肩は角ばっており、その顔はうなだれて、健康な女性のふくよかさをまったくもっていなかった。」今では、それが40万人になっていますが、彼女らは「美しくて血色も良く、丈夫でたくましく、快活で幸福そうである。その体つきのすべてが、まったくすばらしいものである。」これは、4万の女性と児童を含む7万人の繊維産業労働者を雇用する諸工場を担当している9人の証明医たちが一致して認めているところなのであります。

しかし、工場労働に関する身体上の問題はたんに母性のそれにとどまらないものがございます。私自身、長期間にわたる工場への公務上の関与とそれ以前とを併せると、開業医として30年以上の経験を有しておりますが、その間、医師の証明後数ヶ月ないし数年後に発生した疾病のために、完全にもしくは一時的に仕事を離れるように、20人いや数百人の人々に勧告したことございました。その病名は、眼炎、初期の肺結核、瘰疬、皮膚病、猩紅熱、天然痘などです。ここに、証明書を交付するというその任務を果すに際しての、医師による隨時の援助と管理の必要性があるわけあります。

証明医たちが、あまりにも幼い児童を全日工

として通用させる事例がみられるというの、おそらく事実であります¹⁸⁾。それは、彼らが人手を欲しがっている雇い主たちに懇願されて、ということも時にはあったでしょうし、ある場合には、むしろ彼ら自身の義務にたいする自覚のなさによるものもあったであります。数百にものぼるそうした事例のなかで、幾人かの証明医にそのきらいがないという方が、むしろ不思議というべきでございましょう。しかし、私の見ますかぎり、彼らは全体として、地域的な利害からの影響を受けることなく、りっぱにやってきたと、あえて断言したいと存じます。また、法律で彼ら証明医に義務づけられている以上の特別な仕事について申しあげるならば、彼らは、多数の人間が集中する工場において、多種の流行性疾患が伝染するのを防止してきました。また、事故やちょっとした病気の患者である幾千の貧しい労働者たちに、無料の手当を施し、彼らはその報酬としてただの1シリングも受け取りませんでしたが、そのようなことは他のどのような職業の人々によってもなされたことはなかったでしょう。私は児童の就労却下の原因について分析したことがございますが、1856年7月から57年11月にかけて数人の証明医が2006人を調査したところ、1797人までが「小さすぎる」、もしくは「幼すぎると」ということで不許可になっています。これは、少くとも、彼らがその義務を忠実に果そうとする意志をもっていることをものがたっているものであります。

ところで、ある子供が13才であるかどうかをまちがいなく確認するというのは至難の術であります。たとえば、13才の双子についても、時には「体力と外見」¹⁹⁾の点で2年の違いを示すことがあります。12～3才の児童を診て、その70%について正確な年齢を言いあてるという人がいるとすれば、その人は非常に正確な判断の下せる人です。生理学と、おそらくは経験もまたこの指針となるでしょうが、いついかなる時にもというわけにはまいりません。

法律は医者に児童の年齢を尋ねることを求め

ではありません。なぜかと申しますと、他の要因も考慮されなければならないからです。それは身体的な適性のことであります。医師はある子供が、たとえ、戸籍簿を提示した場合でも、全日工としては身体的に不適性であるという理由で不許可にすることがあるかもしれません。したがって、戸籍簿は、たとえそれが常に入手可能であるとしても、二つの要件、すなわち年齢と身体的適性との両方を満たすことはできないであります。

さきの例に戻りますが、2006人の児童のうち1797人を年齢の点で却下した医師は、同時に109人(5%)を体力不足で却下していますが、これは明らかに重要な理由といえましょう。さらに、24人は非常に伝染しやすい皮膚病により、6人は肺癆により、32人は眼病により、これは貧しさのゆえに視力障害になるまで治療されないことがしばしばあるのですが、4人は常習化した痙攣により、これは機械に落ちこむという大きな危険性があったのですが、2人は発疹チフスにより、1人は猩紅熱により、18人は瘻瘍により、それぞれ却下されています。これまでに述べてまいりましたことにより、証明医たちのおかげで、そうでなければ必ず発生したに違いない大きな惨禍が防止された、ということが明らかになったと存じます。

工場で働く児童の年齢を証明するものとしての戸籍簿の価値につきましては、いろいろな機会に数々の議論がありました。そして、戸籍簿が得られる場合には、それが実際の年齢の最良の証明であることには疑いはございません。しかし、私は、多くの児童がまったく戸籍に記載されていないという事実を信ずるにたる理由を承知しております²⁰⁾。時には、子供が自分の出生地を間違って告げたために、戸籍簿がみつけられないという場合があります。さらに、週に2シリング6ペンスないし3シリングを稼ぐという12才半の子供が、13才の証明があれば8シリングもらえるという場合、その両親は戸籍簿をごまかすという大きな誘惑にかられるということもありましょう。私は、戸籍簿の価値を認

めるにやぶさかではありませんが、身体的適性の方がなおいっそう重要であると考えるものであります。この適性は子供の小さい時の生活によって相当に異っていますから、幼児期にうまく育てられた児童は早熟ですし、そうでない場合は逆となります。また、孤児の場合の困窮により、あるいはまた両親の酒癖、放任、悪習、無知、体格などによっても、多かれ少なかれ常に影響を受けるものなのです。

したがって、身体的適性の証明を欠く戸籍簿というのは、1830年当時の退廃と不健康への逆戻り以外の何ものでもないであります。さらに、さきにみた全日工と短日幼年工との間の賃金の差額による誘惑、また、両親によって働きに出された2006人の児童のうち、1769人は明らかにその年齢に達していないことを承知のうえであったにちがいないという事実、こう考えるとき、13才の戸籍簿を手にして工場へ送られたのが健康な児童だけであったとは到底信じ難い、と申しあげるものです。

工場法の身体上の成果に関する限り、その所期の目標が完全に達成されてきたことは疑いのないところであります。この25年間すなわち1834年から59年にかけての労働者数の増加、それは327,813人、92%以上にもなりますが(その大部分は女性の増加であり、彼女たちは機械の速度の増大に伴って、以前と同じ仕事にもよりいっそうの注意を払っているのです)、これとともに、長時間労働がまったくなかった地域と同じ適度の時間への強制的な制限のもとで、長時間労働にみられた歪みが、めにみてなくなってきたということは特筆すべきことではないでしょうか。以前にはそのような歪みがみられないところがあったでありますか。

しかも、この満足すべき成果は、次のような事実をつけ加えるとき、なおいっそう完全なものといいうのでございます。すなわち、私はさきの9人の証明医たちに次のような質問をいたしました。「工場労働に特有な疾患というのが、労働者に見い出せるものでしょうか?」 チェシャのハイド²¹⁾担当の証明医であるティン

カー氏の回答の一部を引用してみましょう。それは、あらゆる種類の繊維産業の工場を担当している他の8人の医師の回答と、文字通りほとんど同じであります。

「 1859年8月29日、ハイドにて

貴方の御質問にお答えいたします。工場労働に共通して発生する奇形の原因というものに出くわすことは、この地方では今はまったくありません。綿工場の梳綿室で働く労働者に有害な気管支炎は、かつてはしばしばみられたのですが、いまではまれにしか発生しません。重症の角膜炎もよくみられたのですが、今では随分少なくなり、また症状も軽くなっています。私は綿工場での労働に特有の、と言いうる疾患を知らないのです。」

加えて、9人中の1人が次のように指摘しているのを紹介しておきたいと存じます。すなわち、労働者たちの一般的な健康状態の大きな改善というものは、たんに労働時間の制限だけでなく、この20年間の工場の換気と清潔度の改善のせいでもある、ということです。

次に四半世紀前と較べての現在の70万人の労働者の社会的・知的状態をみようとするとき、工場法の効用は、たんに労働者の身体的状態の改善というばかりではなく、もっと高度な視点から考察されなければならないかもしれません。土曜日の午後を自由に使えるということは、その社会的地位という点からして、巨大な賜物であると申せましょう。つまり、今日では、買物に出かける余裕のある時刻に賃金を持ち帰ることができるし、夫婦が一緒にその金を使うことができるからです。しかし、より大きな恩恵は、労働者自身の時間と使用者の時間との間をついにはっきりと区別させたことです。今や、労働者は、自分の売った時間がいつ終り、自分自身の時間がいつから始まるかを知っています。そして、このことをあらかじめしっかりと知ることによって、自分自身の目的のために、自分自身の時間の段取りをつけておくことができるようになったのです。<d>

また、近年工業地域のほとんどの集落で急速

に出現してきたお互いの向上をはかる諸団体に大きな刺激を与えたのも、工場法であります。また、多数の職工が時たま全国博覧会を訪れることができるようになつたのも工場法のおかげであり、こうして、彼らは自国の産業の偉大さばかりではなく、その発展のために自分たちに求められている重要な役割についてまで視野を拡大することができたのです。さらにまた、彼らが忘れようとしても忘れられない、あの1851年の博覧会²²⁾をまのあたりにすることができたのも、実のところ、工場法によるものだったのです。この博覧会は、多くの職工に觀察心を燃え上らせ、それはいまもなおけつして減退してはいません。また研究心をもかきたて、それは国民にとっても、国にたいしてと同じ程継続的な利益となっております。

さらに、ビールの勘定書がもたらす悲惨な結果を、少なからず緩和する道を開いたのも工場法であります。これまで、ビール酒場が労働者の家庭よりも魅力的であった理由のひとつは、妻である「女工」〔factory girls〕の側に家庭的な素養が欠如していたからです。どんなに貧しくとも外での娯楽や交際よりも、家庭の憩いを大切にする、という能力がまったく欠けていたのです。つまり、着飾りたいという願望と、繕いものができないということから、派手な衣服を新しく買うという浪費、さらに、その収入の最も有効な使い方を知らないことにより、かつては金持にしかみられなかつたような食物の類が、彼女たちのところでもたいていの日曜日にその食卓にのぼる、というような食料購入に際しての濫費、などです。

幸いなことに、最近ではこのような無能力さを除去することが、労働者階級の社会的地位にとって、本質的に重要なことのひとつとみなされるようになってきました。また、工場地区の婦人たちと、その害悪を防止しようとしてきた周辺の女性労働者たちの間に相互理解が生じています。この害悪とは、まず非常に幼い時に女の子を家庭から引っぱり出して、悪い手本の危険のまえにさらすことからおこっており、また

仕事がひけてからの家庭的な訓練の欠如によつても増幅されているのです。

なぜなら、次のこととはわかりきったことに違ひございません。つまり、もし工場で女性の労働が不可欠であるのなら（このことは工場統計が示しているのですが）、また、どんな形のものにせよ、集団的な生活状態の方が家庭生活よりも道徳的に危険であるのなら、男性以上のものではなくとも、同じ程度の大いなる改善措置が女性にたいしても必要とされています。私どもは、どの家庭の憩いについても、彼女たちに恩義があるのですから。そして、家庭が良ければ地域も良く、地域が良ければ国も良い、ということは依然として事実であります。なぜなら、国というのは、小さな家庭の集合から成っているひとつの大きな家庭にほかならず、ひとつひとつの家庭はその幸福と喜びを、女性の家庭的な素養と魅力に大きく依存しているのではないでしょうか。

ここで、かって工場法案反対論者の間で大いに吹聴され、いまや工場法によって完全に論破された二つの論点についてみてみましょう。ひとつは、労働時間の短縮によって賃金の低下がひきおこされるということであり、もうひとつは、労働時間の短縮に比例して我国の産業の名声をけがすような繊維生産にたいする制限が加えられるであろう、というのでありました。

1833年以来、どの繊維産業部門でも、賃金は低下していないどころか、平均で12%の上昇がみられます。ある部門では40%という例もあります。私は、必ずしも手労働の全部門が消えてしまつたのではないかと申しあげているのではなく、また、機械がそこかしこでそれに取つて替つたということを否定するつもりもございません。もし機械化が完了してしまえば、その波は他の工業部門にもひきつづき及んでいることであります。

生産高については、次のように計算してみましょう。以下は、修正工場法²³⁾が発効した1844年と、58年の我国の輸出高です。

1844年

1858年

綿	25,802,949ポンド	43,001,322ポンド
羊毛	8,204,133	9,776,944
亜麻	3,024,354	4,124,356
絹	736,455	2,096,300
37,767,890ポンド		58,998,922ポンド

つまり21,231,032ポンド増加しています。

もちろん私は、このような巨額の増加が工場法のためであると主張するものではございません。ただ、この数字によって、工場法によって生産が阻害されたのではないということをお示ししたかっただけであります。実際のところ、この額がもっと増大することをおさえてきた唯一の事情は、原料の不足であったのです。

次に、工場法の成果としての労働者の教育についてみてみましょう。1833年には、5才以上の児童が少なくとも5万人は労働しており、彼らはたまの日曜日を別とすれば、学校にはまったく通っていないかったです。そして、万人が認めているように、工場法がなかったならばその数は50万人にも達していたであろうし、その誰もが、日曜日を除いては、どんな教育も受けではないかったであろうと予測されるのです。しかし、この間の変化は明らかであります。近年、たんに工場で働く児童のためにだけではなく、一般にも利用されうるよう、どんな種類の学校がつくられてきたかということについては、今ではとりたてて調べる必要もないほどであります。また、その学校でどのような教師が教育に従事しているかということ、さらに、この偉大な模範を助成するために、政府が労働者階級全体に毎年どれだけの金をつぎこんでいるかということ²⁴⁾、これらについても、とくに説明の必要はないであります。

しかしながら、この教育の本質についてまでたまいるのは、私の意とするとところではございません。ただ、このことだけは申しあげておきたいと存じます。すなわち、1833年以降毎年、数千の児童が強制的に教育されてきたということであります。その強制というものは、確かな証拠は何もございませんが、私の知つてゐる限り

では、それは両親その他の人々にとってはどんな場合にも不満の的でしたが、任意の寄付だけによってまかなわれている学校の校長や教師にとってはそうではありませんでした。彼らは工場で働く児童の教育と監督を拒否するなどということを考えたことがありませんでした。なぜなら、児童は労働の条件として、学校へ通うことを強制されていたからです。

こうして、工場法によって次の四つの成果が生じたように思われます。すなわち、
第1に、労働者の身体的状態の完全な保護。
第2に、賃金の増加、それによる人々の生活の向上。

第3に、生産の制限とはならなかったこと。
最後に、児童については、教育と労働の結合。

私は、これまで賃金の増加について申しあげてまいりました。しかし労働者階級〔the industrial classes〕が毎年どれ位の金を賃金として受け取っているかということについて、熟考している人は、経済学者たち〔political or social economists〕のなかにも、また、同胞のために何か新たな慈善計画をいつも準備しているような博愛的な人々のなかにさえも、ほとんどいないと信ずるものであります。その賃金の多くはすでに指摘しましたような、むだで贅沢な支出につぎこまれているのですが、もしそれが節約されたならば、勤勉と知性の風潮のもとに、無数の有用な部面にゆきわたることであります。1856年には、連合王国の工場では682,497人が働いており、彼らはその年に19,037,482ポンドを賃金として受け取っています。すなわち、男、女、子供をあわせて一人あたり週約10シリング6オーペンスです。注意しておく必要があるのは、それが最低部類の賃金だということであり、それは受取人の半数以上が女性だからであります。労働者が成人男子であるところでは、賃金はもっと高くなります。たとえば、金属業の労働者の場合、ききの平均賃金率が週18シリングであり、染色業で17シリング8オーペンス、また鉄道業では16シリング1ペンスとなります。したがって、私たちは次のよ

うに問う資格をもっているのではないでしょか。すなわち、その後継者のために何程かを残そうとして、あらゆる可能な方法で節約につとめている中間階級〔middle class〕²⁵⁾の産業界が、まだそのように貧弱な額の賃金しか払っていないのかどうか、また、不節制や無思慮によって生じたこうした現実の欲望を満たすために幾多の慈善の源泉を開いている社会は、これらの多額の所得がどうなるのか、それらがどのように投資されるのかについての答を要求する権利をもっていないのかどうか、さらにもっと高い次元の政治的な問題としては、参政権を与えられた有権者がどれ位いるのか、知的な問題としては、両親の負担だけで学校へ通っている児童がどれ位いるのか、ということもまた問われてよいのではないか。熟考すれば誰もがほとんど肯定的に答えるであろうこれらの問題について、これまでのところ、比較的不満足な答しか得られていないのであります。多くの農業地区では、貯蓄銀行への平均的な投資は工業地区と同じ位多額であり、その預金者は人口比にすれば工業地区よりもずっと多數である、と考えられるのです。そして、工業地区では、とりたてていうほどの貯蓄がないばかりではなく、そこでは、失業して2週間もすればほんとうの生活必需品にもこと欠くというようなところで、地域の人々全体が生活しているのです。健康な男1人について、緻密な計算をしてみたところ、——18才から30才までの間に平均して1年間に1週間しか病気をしない労働者は実際にはいないのですが、次のように見積ることは疑う余地のないところだと思われます。すなわち、工業地区では、すべての男がその気になりさえすれば、病気と不景気に備えるための70～80ポンドを、上記の年齢の間に貯蓄するであろうということを確信いたします。

そして、もしこれが現実におこなわれるならば、——つまり、その金額をもって手にしてさえいれば、賃金はけっして不当に引き下げられないこと、権利が買い取れて、商売が始まれば、自立が保障されるであろうこと、また、現

在の教区救貧制度も慈善的寄金という簡潔な法律に改正されるであろうこと、これらのことを見労働者階級にひとたび理解させることができさえすれば、彼らはいま少しの努力で獲得できる地位のために励むであります。また彼らは、いまだかって味わい知ることのなかったほど幸福であり、また賢明であることを自覚するであります。したがって、そこでは、産業経済にとって常に致命的な行為である、ストライキはけっしておこらないであります。貯蓄銀行に70ポンド預金している人は失業しないだけの70の理由があります。彼の正当な抵抗の手段は、またどんな圧制者のそれよりもはるかに大きなものであります。他方では、彼のほんとうの要求は公正な報酬および、雇い主と彼自身の利害との調和とにかくっているのです。ストライキがこのうえない愚行であるというのは、その先頭に立つ富裕な労働者がめったにいないことによってもあきらかであります。しかし、たとえストライキの理由が正当であると考えたとしても、どんな圧制に対しても安全に使用することのできる武器として、2週間の预告で、いついかなる時にも引き出すことができるような武器以上のものは、現実に存在しえないのはもちろん、想像することもできないであります。

さて、現在もっとも興味深い工業の一部面について、みてみたいと存じます。それは蒸気力を用いることで70年前の我国の状態に逆戻りしようという試みのことであります。

1831年当時、ホーナー氏は工場調査委員でありましたが²⁵⁾、コベントリの調査を指示されて、次のように報告しています。「この町には、相当数の労働者を使う大きな工場はみあたらない。力織機を導入しようという企てに対して、町の織工たちは工場を襲い、すべての織機を破壊してしまった。その後はこうした企てが試みられたことはない。」

しかし、現在では、コベントリには、全部で1250台の力織機を擁する15の大工場があります。また、それぞれ2~6台の力織機の他に多

数の手織機を有している約300の小屋工場があります²⁷⁾。

私が、もっと注意を向けていただきたいと思うのは、これらの小屋工場なのであります。なぜなら、それは産業伸張の手段として重要だからであります。もし、労働者に支払う最初の賃金だけしか考慮に入れないとすれば、これらの工場は資本を節約するという労働者の能力を証明する絶好の材料となります。これらの工場は、事実上の主人であり、ほとんどの場合自分の家族を雇っている労働者によって、すべてがまかなわれています。織機のある部分は彼ら自身のものであり、その他は、借金して買ったものか、賃借りしたものです。動力はすべて、1週1台あたりいくらかで賃借りされています。織工たちは、すでに工場主である人のもとであります。そうなりたいとは思わない人のもとであります。ほとんどの場合機械にたいする出費の増加には熱心でない雇い主のもとで働いています。だいたい12年間操業して、はじめて生き残りの成功を勝ち取れる、というのはたしかにひとつの問題であります。また、これが労働を工場から家庭へと返送しているという点で、社会問題としても興味深いものであります。それは同時に、一部に負担をしわよせすることになるかもしれません。すなわち、服飾が多様となりその流行が激しくなるにつれて、富んだ資本家はどんな要求にも応じてその機械を改造することができます。また、景気が停滞し、需要が減退した時でも、彼には数ヶ月間にわたって中断なく、操業を続けるだけの余裕があります。これに反して、労働すら動力と同じようにしばしば賃借りしているような、その日暮しの小工場主にとっては、毎日のちょっとした怠惰もとりかえしのつかない損失であり、困難な時ほど臨機応変な細心の注意が要求されるということになるからであります。

身体的保護の確立につづく、工場法の最良の効果は労働と教育の結合であります。この教育とは両親がその児童に施すことが、法律によつて実際に要求されているものです。そして今日

では、児童が最も有益な知識を獲得するためのありあまるほどの機会が、公立学校²⁸⁾によって提供されています。我国の教育制度が誤って「国家教育」と呼ばれてきたために、これにたいまする異議が高まつたと思われますが、私の考えでは、それは国家の援助を有する自発的な教育以外の何ものでもないように思われます。それはともかくとしても、工場法によって創り出されてきた教育は、最も歓迎されないもののひとつでした。その成功によってはじめて、同じ原則が他の同じような集団的な労働部門にも、どのようにして漸進的かつ慎重に、拡大できるであろうかということを、考えることが可能になったのであります。分散した労働においても、初等教育証明書をもつ児童にしか（その雇用に際して）就労を許さない、という原則は、正しいであります。この証明書は、はじめは両親の努力によって、後には、冬季の夜学を利用した教育によってえられるようになったものなのです。

さてここで、さきに賃金について申しあげましたことを。両親の負担能力の問題として考えてみたいと存じます。（もちろんここでは工業地区を問題にします。）児童に初等教育を受けさせるための費用に関するかぎり、児童労働の不可欠な要件として彼らを教育するためには、週1シリングもあれば、我国で最高の公立学校のどこででも、6歳児に工場法の原則による教育を受けさせることができるであります。しかし、今から5年後には、初等教育証明書を雇い主に提出しない児童は就労を許可されなくなる、ということを両親が納得させられたとしても、はたしてその結果がどうなるかということが問われるかもしれません。彼らははたしてそれに従うでしょうか。私はほとんどありますところなく従うであろうと確信するものであります。私は数ヶ月前に、ある証明医の要請で、外科検診に訪れていた8才から16才までの児童・少年の学力を調査する機会がございました。そこで、近い将来文盲の児童は工場で働くことが許されなくなるという噂が広まり、それと同時に

ある地区的入学志願者の数が急増し、その学校は2週間以内にすべて満員になったと思われるほどであった、とのことでした。その他の地区からは情報がございません。

半日労働・半日教育の工場制度が、集団的な労働のすべてに実施されるであろうということは、疑いのないところなのであります。農業や鉱山のような分散的な労働については、それが可能かどうか、今のところは大いに疑問をもっております。農業においては²⁹⁾、労働時間が多様な偶發的な事情によって左右され、しかも多くの場合それが生き物に関連していて、充分な制御がほとんどできないのです。鉱山の場合³⁰⁾、「ゲッター」[getter]³¹⁾はその「ハリアー」[hurrier]³²⁾とずっと一緒に働いていますので、2組の児童が確保されないと一方の退去が他方の休業を余儀なくさせるわけです。「ゲッター」が、そんなに長時間働く、ということはけっしてありません。私は、20年間にもわたって、炭坑夫たちのなかで過してまいりましたので、彼らの習慣を熟知しております。また、しばらくの間イングランド北部で最大の二つの炭坑を公務で監理したことがございましたが、そこでは労働力はすべてその居住地のなかでまかなわれており、鉱山主が2組の児童を確保することは不可能だと思われます。工場法にせよ捺染工場法³³⁾にせよその教育条項を適用するには、農業、鉱山のどちらにたいしても、無理であろうと思われます。工場法の場合には、2組の児童を必要にし、いま申しあげましたように、それは不可能であります。捺染工場法は両親による特別の直接の事前教育を必要としますが、それは、従来一般的にはおこなわれてこなかったと断言できるのであります。たとえ、それがおこなわれたとしても、仕事中に病気や事故がおこった場合、即座にその代りを補充することは不可能であります。また遠方からの補充も、新参者のための住宅がないために不可能であります。

事前教育に関しては、親の坑夫たちの頑迷さに、いちばん問題があります。それは相当なもの

ので、私がほんの数週間前にヨークシャのある炭坑業者から聞いたところによりますと、トレメンヒア氏の競争的褒賞制度を実施すべく、多額の寄付があったにもかかわらず、彼の関係地域では、親たちが子供をその競技に参加させることをまったく拒んだというのであります。

しかし、労働の要件としての予備教育証明書も、その強制条項に関する5年の猶予期間の後には、両親と雇い主の両方に施行されるであります。それは、鉱山であれ農業であれ他のどんな屋外労働についても、また労働のであれ資本のであれどんな不当な干渉も受けることなく、2級から1級の証明に至るまで夜学校において実施されるはずであります。私は、自由な国民に「強制」という表現が用いられることにつきましては、一見して危険であるという世論が存在することは充分に承知いたしております。しかしそれはたんに外見のことであり、それが日常用語になるだけの時間さえたてば、いずれわかることだと思っております。思慮深く現実的な人々が多くなるにつれ、こうした言葉も、親が子供に薬を飲むことを強制する場合と、同じ意味を表現するにすぎないものとなるでしょう。なぜなら、それは子供にとって必要であると親が考えるからであり、また実際健康のために必要だからです。さらに、無知が知性として扱われるようにならぬうちに、同じような強制が採用されるべきであります。その必要性については、たとえそれが強制によって歩む道であったとしても、今日実施に移されている教育の多様な方法を幅広く観察する時には、それを疑う者がないであろうということは議論の余地がございません。

さて、話を工場に戻しますと、工場法が労働者にとって非常に有益であることが証明されてきた一方で、かつてこれに反対した雇用者たちにとっても、ついにその有用性が納得される時が到来したことがわかり、このうえなく満足しております。そして、このような工場経営者たちに対しては、その証言を正当に扱い、彼らがたんに法律に服従するだけでなく、改善勧告に

すんで応ずるような寛容な柔軟性を發揮しなければならないと思っております。たしかに、いまだに若干の、いやむしろ、かなりといふべきかもしれません、法の網の目をくぐろうとする連中がおります。この連中にとっては紡錘のわずかな回転の増加も、機械のわずかな打数の増加も、おそらく悪名高き脱法者にふさわしいだけの余分な生産高をもたらすであります。しかし、自分の評判をないがしろにする人が、それによって利益を得たという話は聞いたことがございません。むしろ、法に従わないということが、自分自身にとって非常に危険であるという実例を、そこで働く人々の前に提供していることにほかなりません。

私の受持地区において、罰金がほとんど必要でなくなる日が遠くないことを、また労働時間を遵守し、少年の教育を促進し、労働者階級全体が賢明で有益な節約を心がけるように指導する、監察官、工場主、労働者三者一体の努力がおこなわれる日の遠くないことを希望するものであります。なぜならば、時間を守ることによって教育が保証され、労働者を節約に導くことによって自立の精神が保証されるからであります。この精神は永久に持続することができるであります。なぜなら、同時に、その自立の源にたいし当然の敬意を払うことでもあります。

貴下の御裁可により、マンチェスター近郊のニュートン・モアにある「ナショナル・スクール」³⁴⁾に工場罰金基金より20ポンドが交付されましたことを、付言いたします。

この半年間に任命されました証明医は次の方々でございます。

オコネル博士	—アスロン
マクエヴォイ博士	—バルブリッゲン
オーエン・マッキーナン殿	—バックファストリ
エバン・エバנס殿	—バス
P. R. ウェイクマン殿	—クリックハウエル
J. B. ウォーカー殿	—コウーイン
R. M. インマン殿	—レッドバーン
内務大臣閣下	敬具
貴下の忠僕 ロバート・ベイカー	

訳　　注

- 1) ここにあげられているイングランドの諸県は、次の三つの地域に大別できるであろう。西北部のチェシャ、ランカシャは綿工業を中心とする機械制大工業の先進地帯であり、マン彻スター、リバプールを擁する。中央部（ミッドランド）のレスター・シャ、ウォリックシャは、鉄と石炭の都市バーミンガムとコベントリ、レスターなどの織物工業都市を含んでいる。南西部に位置するドーセット・シャ、サマーセット・シャ、ウイルト・シャは、その一部に伝統的な羊毛工業地帯を有するが、前二者に比すれば、やや後進的な地域といえる。なお、この「報告書」の末尾に挙げられている地名（証明医の担当地区を示すものと思われる）には、イングランドのこれ以外の二つの県、さらにウェールズ、アイルランドの町が含まれているので、彼は当時それらの地域をも管轄していたものと思われる。
- 2) ウォリックシャの工業都市、17世紀から絹織物業の中心地。
- 3) 1836年から副監察官をつとめている、Weston Hickesのことであろう。三人とも副監察官である。
- 5) ランカシャ南部の炭田地帯にある都市。
- 6) 「付録Ⅱ」（「工場法違反による起訴の報告」によれば、このクロスは綿紡績業者で、7人の少年と1人の女性を午後6時以降も働かせたとして、合計7ポンドの罰金を科せられている。
- 7) 1844年の工場法（訳注⑧参照）によって、工場で働く児童と少年の記録簿を保存しておくことが義務づけられた（B. L. ハチンズ・A. ハリソン、大前朔郎ほか訳『イギリス工場法の歴史』新評論、1976年、87ページ）。
- 8) 1833年工場法（訳注⑫参照）は9才未満の児童の労働を禁止し、13才未満の児童の労働時間を1日9時間、週48時間に制限しているが、これらの児童は「9才以上の子供の通常の体力と体格を有する」旨の医師の証明書がなければ、就労を許されなかつた（ハチンズ・ハリソン前掲訳書、74-5ページ、訳注⑬参照）。なお、1844年工場法（訳注⑧参照）は8才以上の児童の就労を認めた。
- 9) 「付録Ⅱ」によれば、その総件数は28件、被告は6名。うち17件について、さきのクロスを含む6名が2~7ポンドの罰金を科せられている。

- 10) 「付録Ⅰ」の二つの表によれば、機械による事故の死傷者数は331人、機械によらないもの33人である。そのうち手足の切断、骨折など、あきらかに重傷と思われるものが、前者のうちに95人、後者に6人含まれている。切断事故は機械にだけ起こっており、ほとんどが手であるが、33名の児童・少年がその傷者となっている。
- 11) 1857年の恐慌後、58年には綿業を中心にイギリスの景気は好転、インドむけ綿製品輸出の拡大に支えられて59~60年と好況をむかえる。マルクスは、1859年を「大好況」、60年を「イギリス木綿工業の絶頂」としている（K. Marx, *Das Kapital*, Bd.I, S.478. 全集刊行委員会訳『資本論』大月書店、594ページ）。
- 12) An Act to Regulate the Labour of Children and Young Persons in Mills and Factoriesをさす。いわゆる1833年工場法のことである。この法律「以来、近代産業にとって標準労働日が現われはじめめる」（Marx, a.a.O., S.295. 邦訳、336ページ）。
- 13) 10時間運動の指導者であった下院議員サドラー（Michael Sadler）が、1831年末に提出した法案を審議するために議会に設置された委員会（Committee）をさす。一般に「サドラー委員会」と呼ばれ、89人の医師・労働者を喚問して質疑応答をおこない、工場労働の過酷な実態を暴露した『報告書』を公刊（1832年8月），立法の必要性を世論に訴えた（ハチンズ・ハリソン前掲訳書、34-5ページ、戸塚秀夫『イギリス工場法成立史論』未来社、1966年、265-6ページ）。
- 14) 「1833年」の誤りではないかと思われる。サドラー委員会の『報告書』を、一方的なものと非難していた工場法反対論者たちは、これに対抗して王立委員会の設置を議会に働きかけ、1833年4月に新たな委員会（Comission）が発足した。この委員会は医師を含む民間人に委託して、ランカシャ地方一帯の調査をおこなった。10時間運動側はそのボイコットを呼びかけたが、6月に刊行された『報告書』の内容は、1833年法の成立に決定的な影響を与えた（M. W. Thomas, *The Early Factory Legislation*, 1948, pp.45-46, p.60, 戸塚前掲書、267ページ）。ここでいう委員会とは、このいわゆる「1833年委員会」のことであろう。
- 15) 『資本論』には、この文節はそのまま引用されとはいひない。マルクスの準備草稿（いわゆる「1861

～63年草稿】には、この文節と次のゴチック部＜b＞の文節とが、その間にある文節をぬかして引用され、出典もこの「報告書」のp.47であることが記されている。この引用の後半部分（ゴチック部＜b＞）は、第8章の最後の注（201）の中に、とりいれられているが、その直前の注（200）の前半（後半部分は他の監察官の報告書からの引用）に、「十時間法案は、その適用を受ける産業部門では『労働者を完全な退廃から救い、彼らの肉体状態を保護してきた』。（『工場監察官報告書。1859年10月31日』47ページ。）」という記述がある（Marx, a.a.O., S.320. 邦訳, 398ページ）。英語版では、この『』の部分を、ドイツ語の原文から訳さず、この文節をあてはめている（K. Marx, *Capital*, Vol. I, Moscow, Foreign Language Publishing House. 1954, p.302）。

- 16) 原文は political power で、この言葉だけとりだせば「政治権力」という訳語が一般的であり、今日の『資本論』の翻訳では、すべてそうなっている。しかし、この場合にはこの訳語は不適切であると思われる。労働者が「政治権力」を「獲得（掌握）」（原文は posession）するということになれば、今日的解釈では、社会主義革命を意味するものと考えられ、事実、この引用をもって「社会主義への展望をきりひらくもの」（池上惇『現代資本主義財政論』有斐閣、1974年、225ページ）とか、「労働者による社会変革の可能性を証言する」（平田清明『コンメンタル資本』②、日本評論社、1981年、254ページ）との解釈もされているが、これは超歴史的で妥当とは思われない。また、これをたんに労働者の代表の政権参加という限定した意味に解するとしても、工場監察官がこうした評価をその公式の報告書に肯定的に記述するであろうか。この「報告書」の論調や、また、ペイカーの「労働時間を56時間半に制限する法案が、アジテーションを止めるであろう」との発言が伝えられる（*Hansard's Parliamentary Debates*, 3rd Series, Vol. CCXIX, p.1423. 1874年6月11日下院、フォーセット議員）ことをも併せて考えるとき、ますますもって疑問に思われるをえない。問題の「posession」の意味上の主語が「the former long-hour workers」であって、「working class」ではないことからしても、この「power」はたんなる「能力」、「力量」と解するのが自然ではないであろうか。そして、

この「かっての長時間労働者の将来にむけての政治的力量の獲得」とは、具体的には参政権の獲得など政治的諸権利の拡大をさすものであろう。チャーティスト運動衰退の後をうけて、1857年頃から議会改革のための新しい諸団体の簇生がみられるのが、当時の動向であり、これは都市労働者に参政権を拡大した1867年の改正選挙法に結実する運動の出発点であった。しかし、一般的に、この時期の「労働者は中産階級の急進主義者の大多数が進もうとしていた線を超えて進むことはなかった。国際労働者協会の誕生をみると彼らの国際主義の背後に『社会主義』の意図は存しなかつたのである」（G. D. H. コール、林・河上・嘉治訳『イギリス労働運動史』Ⅱ、岩波書店、1953年、92ページ）と評価されている。また、普通選挙権にたいする査察官全般（諸分野の Inspector 全般）の態度は、一部の例外を除いて否定的であったといわれる（D. Roberts, *Victorian Origins of the British Welfare State*, 1960, p.179）。なお、これに関連して、査察官制度が労働者階級にたいしてもつて二面的性格については、小沢修司「査察官制度と社会改良」（『財政学研究』第5号、1981年）を参照されたい。

- 17) ヨークシャ北東部の商工業都市で、羊毛工業の中心地。
- 18) 1844年工場法では、13歳未満の児童の労働時間は、1日6時間半に制限されたが、13歳以上の少年については、1833年法による1日12時間、週69時間の労働が認められていた（Bland・Brown・Tawney, *English Economic History, Select Documents*, 1914, p.613, Thomas, *op. cit.*, pp.209—210）。この規定が、統計上の13歳未満の児童の数を著しく減少させたことについて、マルクスは、『工場監察官報告書』を紹介しつつ、それが「大部分は証明医のしわざだった」と指摘している（Marx, a.a.O., S.418—419. 邦訳, 517ページ）。
- 19) この表現は、1833年工場法（訳注⑫参照）の第11・12条の条文のなかにある（訳注⑧、浜林・篠塚・鈴木編訳『原典イギリス経済史』増補版、お茶の水書房、1972年、325ページ参照）。
- 20) 児童の出生を戸籍に登録することが義務づけられたのは、イングランドでは1837年のことである（ハチンズ・ハリソン前掲訳書、74ページ）。
- 21) マンチェスター近郊の小都市。
- 22) 1851年の5～8月にロンドンで開かれた第1回

- 万国産業博覧会のこと。マルクスが『資本論』で触れている船舶用蒸気機関 (Marx, a.a.O., S.398. 邦訳, 492—3ページ) をはじめ最新の機械装置が出品されて、技術開発競争を促進した。
- 23) 1844年の工場法 (An Act to amend the Laws relating to Labour in Factories) は、18才以上の婦人に少年 (13~17才) と同じ保護を与えた。すなわち、夜間労働が禁止され、労働時間は1日12時間、1週69時間に制限された。「はじめて立法は成年者の労働をも直接かつ公的に取り締まることを余儀なくされたのである」 (Marx, a.a.O., S.298. 邦訳, 370ページ)。
- 24) 教育への国庫助成は、1833年に校舎建築の補助金公付からはじまり、39年の制度的改革 (Inspector=視学官の査察等) を経て、46年には教員給与をふくむ経常費にまで拡大され、大巾に増額された (三好信浩『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房, 1968年, 300—6ページ参照)
- 25) この場合はブルジョアジーのことをさす。
- 26) 初代の工場監察官の一人であるレナード・ホーナー (Leonard Horner, 1785~1864) をさす。彼は工場法の厳格な実施のために非妥協的に尽力し、『資本論』でも、「イギリスの労働者階級のために不滅の功績を立てた」 (Marx, a.a.O., S.238. 邦訳, 292ページ) との賛辞を与えられた。ここで、「工場調査委員」 [the Factory Commissioner] とあるのは、いわゆる「1833年委員会」のそれ (訳注⑭参照) と考えられ、「1831年当時」というのは「1833年」の誤りではないかと思われる。なお、彼の経歴については、武田文祥「イギリス工場法思想の源流」 (『三田学会雑誌』72巻5号, 73巻4号, 1979, 80年) を参照。
- 27) このコベントリの綿織物業における小屋工場 [cottage factory] については、ペイカーはその後もたびたびこれをとりあげており、マルクスも1860年4月30日付の彼の「報告書」を、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』で紹介している (邦訳『マルクス・エンゲルス全集』第15巻, 83ページ)。またその末路については、1865年10月31日付の「報告書」に述べられており、『資本論』も、小経営への機械的動力の導入の事例として、これを引用している (Marx, a.a.O., S.484. 邦訳, 600ページ)。
- 28) 原文は public schools である。これは一般には私立の有名学校を指すことが多いが、「地方税
- によって維持され、納税者がそのために特別に選挙する地方局によって管理され、世俗教育のみを与える無償学校」 (National Public Schools Associationの1850年の綱領) という意味の公立学校をさして用いられる場合もある (三好前掲書, 13—4ページ参照)。ここではもっと広く、公教育を担う諸学校全般と解してよいであろう。
- 29) 農業労働の規制について、マルクスは次のように述べている。「工場立法の諸原則を修正された形で、農業に適用しようとするいろいろな試みがなされてきたが、今までのところ、それはすべて完全に失敗に終った」 (Marx, a.a.O., S.525. 邦訳, 653ページ)。
- 30) 鉱山労働の規制については、すでに1842年の鉱山法 (いわゆる Mines Act) で、10才未満の児童と婦人の地下労働が禁止されていた (Thomas, op. cit., p.272. Marx, a.a.O., S.519. 邦訳, 644ページ)。なお、1860年の鉱山監督法 (Mine's Inspection Act) で監察官制度が導入されたが、それは「まったく一つの死文でしかなかった」 (ebd., 同ページ)。
- 31) 切羽で鉱石の採掘に従事する労働者で、多くは成年男子。我国の「先山」にあたると思われる。
- 32) 採掘された鉱石の運搬に従事する労働者で、婦人・少年が使われることが多かった。我国の「後山」にあたると思われる。
- 33) 1845年に制定された An Act to Regulate the Labour of Children, Young Persons and Women in Print Works のこと。それは、屋外労働にたいする最初の立法であったが、児童と婦人の深夜業を禁止し、児童の教育を規定したにとどまった (ハチンズ・ハリソン前掲訳書, 132—3ページ)。「立法は、1845年の『捺染工場法』によってはじめてその元来の領域の外に手を伸ばした。……それは議会の早産児である」 (Marx, a.a.O., S.312. 邦訳, 388ページ)。なお、マルクスが、この文章に付している注 (181) で引用している「工場監察官報告書」 (『捺染工場法は、その教育条項から見ても保護条項から見ても、一つの失敗と認められている』) は、ペイカーのものである。
- 34) National School とは、国教派の公教育推進団体 National Society (1811年創立) によって管理・運営される学校のことをいう。

(所員・大阪支部)

働きつつ学ぶ私の経験

小森治夫

はじめに

早いもので、私が基礎研にお世話になりだしてから、もう7年近くになります。そこで今日は、「働きつつ学ぶ私の経験」と題して、基礎研で学びました私のささやかな経験について、お話をさせていただきたいと思います。

I 基礎研になぜ入ったのか

最初に、基礎研に入った動機について、お話しします。

「大学は出たけれど……」という言葉がありますが、私の場合もまさにそれでして、学生時代はサークル活動（フォークダンスクラブ）に専念（？）しており、「勉強した」という記憶はありません。学生時代をふり返って勉強したと思えるのは、『資本論』の自主ゼミ活動が唯一のものといってよいと思います。ですから、「もっと勉強がしたい」というのが、基礎研に入った卒直な動機です。

しかも、職場に入りますと、職場や仕事に根ざした問題意識が発展してまいります。これは、学生時代の問題意識とはまったく違う現場の問題意識です。

しかしながら、その問題意識を追求する場がありませんでした。

自治体の労働組合には、自治研活動という活動分野がありますが、残念ながらカンパニア活動におわっており、日常的に学習・研究活動を継続するには、組合の力量が足りません。また、私自身、組合の青年部活動の一環として、自主的な研究会を組織して学習・研究活動を試みた経験がありますが、チューターがないと

いうのが最大の悩みがありました。

さらに、労働学校にも2期参加しましたが、やはり満足できません。

時期的には若干前後するのですが、そのような気持でいるときに基礎研へのお誘いをうけ、「自治体論ゼミの実験」へ参加させていただいたわけです。

II ゼミについて

夜間通信研究科の活動には、月2回の「資本論・帝国主義論講義」と月2回のゼミナーがあります。

ゼミナーの構成は、指導担当、指導補佐、それに労働者研究生と事務局からなっています。自治体論学科のゼミナーでは、月2回のうち1回は『資本論』第1巻の輪読を2年サイクルで行い、との1回はマルクス、エンゲルス、レーニンの古典か現代の書物を読むということになっています。とくに、マルクスの『フランスの内乱』、エンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』、レーニンの『国家と革命』は、国家・自治体論の「三種の神器」のようなもので、何度も何度もとりあげています。

このゼミナーのなかで、古典を現代的に読む楽しさを、教えていただきました。何度読んでも古典は新しい、これが私の卒直な感想です。

III 修了論文の執筆

夜間通信研究科の特徴は、2年で研究生に修了論文を書かせる、あるいは書けるようにとことん指導をする、というところにあります。

さて、修了論文を書くためには、まずテーマ

を決めなければなりませんが、これには自己の労働を研究対象にする方法と、自分の興味、関心のあるテーマを選ぶ方法との2つがあります。

私の場合は、自己の労働の研究ということです（当時は税務の職場にいました）、指導担当から「租税本質論」というテーマをいただきました。ところが、最初はそれがとても苦痛で、イヤでした。というのも、まず税金の仕事というのは人に喜んでもらえる仕事ではありませんし、私自身も好きになれない。また、職場に入ったばかりで、税金のことなどあまりよく知らないし、研修も十分にはありません。そういう意味では、自分のしている仕事にまったく確信がもてないわけです。それなのに、おまえは税務労働者だから租税論を研究しろと言われても、やる気がしないというのが、当時の卒直な気持でした。でも不思議なもので、リフレインの効果なのか、だんだん自分のテーマは租税論なのだと思いこむ段階になりますと、古典を読んでいても租税という言葉がでてくると読みすごすことができなくて、その箇所の意味を徹底的に考えるわけです。つまり、租税論、財政論の立場から、古典を読むようになっていったわけです。こうして、島先生、池上先生をはじめとする租税論、財政論の本を読みはじめると、ますます租税論についての興味、関心がわいてきて、問題意識が芽ばえてきたわけです。

こうなれば始めたもので、ひとまずは自分の問題意識を客観化するために、骨子だけをレジュメにするわけです。そして、ゼミナールで発表して、討論してもらい、論文作成の指導をうける、あるいは参考文献を紹介してもらうわけです。これを再び持ち帰り、練り直して再度発表する、これを何度も繰り返すわけです。書き直しをいとわないこと、人の意見を何度も聞くこと、これこそ良い論文を書くための鉄則です。

たしかに、論文を書くというのは、大変なことです。でも、とにかく、2年で修了論文を書くということが大事です。一度論文を書けば、

その効果はまさに絶大なものがあります。私自身、最初の修了論文は、今みても恥ずかしくなるような不十分なものですが、これを書いたことにより、次の段階へ進むワンステップとなつたわけです。ですから、修了論文は2年で書く、このことを必ず守っていただきたいと思います。

IV 税務労働論

次に、『経済科学通信』第27号に発表しました「税務労働論」に、話を進めたいと思います。

この論文は、まさに私の自己の労働にもとづく研究そのものでありまして、またこの論文の執筆直後に土木の職場にかかりましたので、私の4年間の税務労働の総決算ともいいくべきものであります。

税務労働論に対する私の問題意識は、自治体論ゼミで芝田進午編『公務労働』の討論をしたときにさかのぼります。この公務労働論の嚆矢である書物のなかで、芝田氏は税務労働者を下級警官、兵士とともに公務労働の「寄生的部門」に位置づけられ、税務労働者の労働は人民に対するサービスであるとはいえないし、「搾取」という言葉も保留せざるをえないと述べられたわけです。この箇所は、発表当時もとくに税務労働者のなかで大問題になりました、激しい討論が展開されたわけですが、この芝田氏の税務労働論に私もいくつかの疑問を感じました。

というのは、まず、生涯を通じて税務労働に従事する国税の労働者と、人事異動で職種のかわる地方税の労働者とは、同列に論じられないのではないか、つまり、同じ人間が（例えば私が）、税務の職場にいれば「搾取」されていないが、福祉の職場へいけば「搾取」されているというのはおかしいのではないか、こういう疑問がでてきたわけです。そして、公務労働を分類して、ある公務労働は有用だが、ある公務労働は寄生的だと区別することが、そもそも誤りではないか、こう思ったわけです。

こうして、芝田氏の税務労働論批判を書いたいと思って悶々としているうちに、同じ芝田氏編集の『公務労働の理論』が出されました。このなかで遠藤晃氏が「税務労働」を書いておられたので、さっそく読んでみました。

この遠藤氏の税務労働論の特徴は、税務労働の本源的規定と歴史的規定という税務労働の二面性の指摘にあります。つまり、税務労働の歴史的規定は「収奪労働」であるが、本源的規定まで掘り下げれば社会的有用労働であるというものです。

この遠藤氏の税務労働の規定は、先の芝田氏の税務労働論に比べて、一步前進していると思います。しかし、現場の税務労働者からすれば、あまりにも抽象的すぎて、靴の裏から足をかいでいる感じというところです。また、「収奪労働」から社会的有用労働への税務労働の転換については、社会主義社会になればという記述はありますが、現在の資本主義社会下での具体的な転換の手がかりについては、まったく述べられていないという問題があります。

なお、私の「税務労働論」をまとめるにあたっては、当時、大阪の自治体論学科の山田さんが税務労働をテーマに論文を書いておられる時期でしたので、池上先生の論文指導から示唆を得たり、また、全国税の税研集会における池上先生の講演を参考にさせていただいて、最終的にまとめることができたわけです。

この論文における私の問題意識は、從来から精力的に民主的税制改革論を提起してこられた谷山治雄氏の理論と、芝田氏や遠藤氏の税務労働論とを結合することにありました。つまり、芝田氏の権力的労働論や、寄生的労働論、遠藤氏の抽象的二面性論から一步進めて、民主主義的税制を展望した税務労働論、税務労働の二重性論を展開したいというところに、ネライの一つがありました。そして、もう一つの問題意識は、経済史のなかで税務を位置づけてみるとということにありました。

この論文執筆のなかで、私の未熟な修了論文を発展させることができたこと、そして執筆

後、税務の職場から離れたため、私自身の税務労働の卒業論文となつことなど、私にとっては短いながら感慨深い論文です。

V 公務労働論争

次に、重森暁編『地域のなかの公務労働』に発表しました「社会の共同業務と公務労働」について、お話ししたいと思います。

先にも少し述べましたように、芝田氏の公務労働論については、かねがね疑問をいだいておったわけであります。税務労働の他にも、住民への奉仕について、芝田氏は、公務労働者の賃金の源資は住民の納めた税金であるから住民奉仕というのはあたりまえだとの、いわば短絡的な議論を展開しておられました。また、芝田氏は、国家と公務（労働）とをあまりに形式的、機械的に対立させて考えられます。それゆえ、階級社会の外皮を捨象するという芝田氏独特の方法論が登場し、公務労働を分類される際にも、公務労働を社会的有用労働と寄生的労働とに分類されるわけです。

このように、芝田氏の公務労働論についても、批判的論評を書きたいと思っていたわけですが、ちょうどそこへ柿本国弘氏が「国家、地方自治、共同事務の一論点」と題して、芝田氏と池上氏の所説と共に批判する論文を発表されたわけであります。私も柿本論文を一読しまして、芝田説批判については大むね賛成ですが、池上説批判については的はずれ、誤解であると思いました。簡単に言いますと、柿本氏の池上説批判というのは、池上氏が共同業務の解体を強調している箇所のみをとりあげて、現在の国家、自治体が社会の共同業務を担っているという側面を池上氏は看過している、というものです。これについてはカチンとくるところが多かったので、さっそく池上説を擁護する立場から、柿本論文批判を執筆したりもしてみました。

次に、有田光雄氏の公務労働論について、お話ししたいと思います。まず、有田説についての私の見解を簡単に述べますと、公務労働の二

重性を強調されるのは正しいが、これを説明するため工場内の指揮・監督労働と公務労働とをイコールで結ぶという誤りを犯しておられるということです。

これはさておき、京都の自治体問題研究所主催の地方自治講座で、有田氏の講義をきく機会がありました。それで驚いたのは、有田氏が池上説をずいぶん誤解しておられたことです。池上氏は『現代国家論』のなかで、公務労働論争を紹介して、「権力的労働である徴税や警察など社会的に不要な労働と、福祉、教育など社会的に有用な労働の二つに大別してつかむべきだとする説と、どのような公務であれ、基本的には権力的支配をになう側面と、住民のいのちとくらしを守る側面の二重性をもち、この矛盾を住民と団結して克服する過程として公務労働をつかむべきだとする説」とが論争しています」と述べておられますが、有田氏はこのうち前者が芝田説、池上説で、後者が有田説だと思っておられたわけです。有田氏によれば、池上説というのは、公務労働とは住民支配のための労働、階級的対立に対処するための労働であるが、なかには工場監督官のようなよい公務労働もあるという説である、と理解しておられたようです。その講義のあと、若干の質問の時間がありましたので、私なりの意見も述べ、なお満足がいかなかったので、後日、有田氏に手紙をだしてみたわけですが、池上説がかなり誤解をされているんだなあという驚きは、あとあとまで続きました。

ところで、自治体論学科の修了生を中心に、「公務労働プロジェクト」をつくり、共同研究をすすめて本を出版しようということになりました。しかし、忙しいメンバーが多くて、全員が顔をそろえたことは1度もなく、当初の締切り日が過ぎても原稿提出は2名のみという状況で、プロジェクトは遅々としてすすまなかつたわけです。しかも、中心メンバーであった池上先生が、ヨーロッパへ1年間、留学されることになりました。あわやプロジェクトも挫折かと思われたわけですが、代わって重森先生

が編集の総責任者になられ、高知から月に1度は上洛されて、プロジェクトをすすめることとなりました。そして、私は重森先生の指導の下に、先に書きました柿本論文批判を全面的に書き改めまして、公務労働論争（芝田説、有田説、池上説）の再検討を行ったわけです。

長い間の念願であった公務労働論争の検討を自分なりに行い、(『地域のなかの公務労働』出版後、とくに私の執筆部分に関する批判的論評が多いようですが)、書きたいことは書いたという満足感があります。

VII 土木・建設労働論

次に、同じく『地域のなかの公務労働』に発表しました「土木・建設労働と行政の総合性」について、お話ししたいと思います。

先の公務労働論争の論文をほぼ書き終え、「やれやれ、これで責任は果たせた」と思っていたところへ、「土木・建設労働を書く人がいないから、おまえが書け」という非情な(?)命令がきたわけです。

ところで、当時、私は税務の職場から土木・建設の職場にかわって、ちょうど1年というときでした。土木・建設職場の特徴を簡単に言いますと、仕事が忙しく残業が恒常的である。仕事は国の機関委任事務、補助事業が多く、建設省の京都府出張所の觀がある。東京(建設省)出張も多く、また建設省の役人の接待もしなければならない、というところでしょうか。

さて、新聞でも一部報道されましたが、「未完了工事」というのが問題になったときに、私が会計検査院の会計検査を担当することになりました、資料作りや何やかやで約2カ月間、深夜12時、1時までの残業が続きました。今さらながら、よく体がもったものだと思うのですが、とにかく体は疲れる、頭は働かない、そして無性に酒が飲みたくなるわけです。残業手当も本俸に近いぐらいの額をもらいましたが、かなりの部分が飲み代にきえるわけです。本を読んで、論文を書いてというのが、まったくできない生活です。基礎研でよく言われる「労働時

間と生活時間の区別の重要性」を、体で感じた時期と言えましょう。このなんともいえない怒りを論文にぶつけようと思い、「土木・建設労働論」の執筆をひきうけたわけです。

ところで、「土木・建設労働論」をひきうけたのには、もう一つの理由がありました。それは、いわば官僚機構論からの接近とでも言えるものです。

私が税務の職場から土木・建設の職場にかわったことは既に述べましたが、職場をかわってびっくりしたことは、土木・建設職場には出世志向型の官僚的な人間がずいぶんと多かったことです。税務の職場というのは出先の職場であり、どちらかというと出世志向型よりは趣味に生きるタイプの人間が多く、府庁内でもいわゆる出世コースからははずれています。しかし、私のいた土木・建設職場は、土木の主管課ということもあって、エリート・コースの一つと目されており、出世志向的な雰囲気がかなり強いわけです。しかも、組合活動をやっているような人にさえ、私は出世主義的な志向を感じたわけです。（もちろん、民主的な管理職をつくりだす必要は、認めているつもりです。）

また、府県というのは、国と市町村との間に位置するため、直接に住民と対応することが、比較的少ないわけです。府県でも、出先の職場では日常的に住民との接触があるわけですが、とくに本庁ではほとんどないわけです。そこへもってきて、出世主義的な志向がくわわり、内部の評価（とくに上司の評価）ばかり気にするようになりますと、住民からみても、同じ府庁の労働者からみても、きわめて官僚的な人間になってしまうわけです。

ですから、税務の職場からかわってきたばかりの私にとっては、なぜみんな出世主義的になるのか、なぜみんなが官僚的になるのかが大きな疑問でした。いわば、人間を変えてしまう官僚機構の秘密は何かという体験的なところから出発して、官僚機構論に興味をもったのでした。

そのようなところへ、伊藤晃氏から、官僚機

構の経済的基盤は公共事業にあるという、「公共事業と官僚機構」の観点からの示唆をいただいたわけです。自分なりに、公共事業と官僚機構の関連、からみあいというものを、いったいどう考えたらよいのだろうと思い悩んでいたところへ、論文の執筆依頼があったわけですので、ひとつその観点で書いてやろうと思って、おひきうけしたわけです。

さて、ひきうけたのはいいのですが、それから2カ月ばかり何を書こうかと思って悶々と苦しんでいるうちに、重森先生がイタリアへ調査旅行に行かれることになり、今度は二宮先生の指導をうけることになりました。

当初の考えでは、内部資料を集めて残業の多い土木・建設職場の実態を内部告発してやろうと思っていたわけですが、次第に考えが変化しまして、それは官僚機構のなかの公務労働者の状態に昇華し、自分の仕事を通じて機関委任事務と補助金行政の実態を分析して、公共事業と官僚機構のからみあいをなんとか明らかにしようと思うようになりました。二宮先生からは、官僚的集権と分権とのからみあい、行政の総合性について、とくに教えていただきました。また、技術公務労働者にスポットをあてるようにとの指摘をうけましたので、技術公務労働者の現時点での問題点と果たすべき役割について、簡単ですが考察してみました。私自身は事務系の労働者ですので、技術公務労働者の技術力が低下しているとまで言い切るのには若干のとまどいがありますが、技術者の方からかなり反論ができるのではないかと思っておったわけですが、「うん、いってる。そのとおりだ。」との声が返ってまいりましたときには、なんだかホッとしたり、ガックリしたりで、複雑な気持がありました。

VII 私の研究のすすめ方

最後に、今までお話ししましたことを、「私の研究のすすめ方」ということで、アトランダムになりますが、まとめてみたいと思います。

第一に、テーマの設定ですが、日々の労働や

職場からうまれる疑問を問題意識にして研究をすすめることであります。これだと身近に資料も多いし、研究もやりやすいわけです。

第二に、「こんちくしょう」と思った論文、「カチン」ときた論文を、とことん批判することからはじめることです。怒りや疑問をエネルギーで研究をすすめようというわけです。これはまた、論文作成は書評、論評からはじめるのがよいというセオリーもふまえています。

第三には、論文を書かねばならない状態に自らをおいこむことが重要かと思います。のんべんだらりとしていては、何も書けません。とくに労働者研究生の場合は、時間がないというのが最大の悩みであります（もちろん、公務労働者の方が民間労働者より時間が確保しやすいという若干の条件の差違はありますが）、逆説的に言いますと、時間があれば必ず書けるかというと、そういうわけでもありません。要するに、何が何でも書くんだという気迫がまず重要です。時間はその気になればみつけられるというのが、何人の労働者研究生の結論です。時間がないというのは、書けない決定的な理由にはなりえません。

第四に、一年のうち一ヶ月、いや一週間でもよいから「論文の季節」を設定して、その間は論文のことばかり集中的に考えることです。そして、まず構成——起・承・転・結——を頭の中で組み立て、物語風にでもストーリー展開ができるれば、それこそ一気に書くことです。極端な話ですが、構成さえ頭の中にできておれば、一本の論文を一日で書くことも可能です。それをみんなの前で発表して、討論してもらうことです。何度も発表して何度も書き直す、これが良い論文を書くための鉄則です。発表の場、すなわち発達の場が、基礎研ほど保障されているところはありません。

最後に、多くなくてもよいですから、毎日、一定の時間は本を読む習慣をみにつけることです。本を読むというのも習慣です。テレビを見慣れた生活には、本を読むというのは最初は苦痛ですが、慣れればどうということはありません。とにかく、本を読むことを習慣化することです。

おわりに

以上、私の労働と研究の経験について、思いつくままにまとめてみました。もし何かの参考にでもなれば、さいわいかと思います。

なお、現在は商工の職場にかわり、「通産行政と商工行政（中小企業行政）」「商工労働論」をテーマに、研究をしています。

参考——これまでの私の論文

- 「租税本質論序説」（『労働と研究』第1号、1978年3月）
- 「夜間通信研究科と私」（『経済科学通信』第23号、1978年9月）
- 「地域住民生活の危機と民主主義的地域づくり」（『労働経済旬報』No.1109、1979年7月）
- 「『資本論』と工場法」（『経済科学通信』第26号、1979年11月）
- 「税務労働論」（『経済科学通信』第27号、1980年3月）
- 「長谷川正安氏のパリ・コミューン論の検討」（『暮らしこと自治』第5号、1980年5月）
- 「社会の共同業務と公務労働」（重森暁編『地域のなかの公務労働』、1981年6月）
- 「土木・建設労働と行政の総合性」（同上）
(81年10月の夜間通信研究科の修了開講式における)
(記念講演をまとめた。)

（筆者 所員・京都支部）

現代資本主義研究会の発足について

研究教育委員会・共同研究部

4月3日、基礎研の新たな飛躍の基盤づくりの課題を担った現代資本主義研究会が発足しました。これは、1981年10月の総会方針をうけて、研究教育委員会を中心に論議を重ねてきた結果の新たな試みです。それは、所内の単なる一研究会というのではなく、総力を集めながら、基礎研の今後の中長期的な展望をきりひらこうとするものであり、そのためにその運営や組織についても基礎研ならではの様々な工夫や創意もとり入れ、研究教育委員会が中心的な責任をもってすすめていこうとするものです。基

礎研の活動の諸特質は、労働者と知識人・研究者との協同や担い手の養成という観点を中心の柱の1つにすえて展開する教育研究運動などというところにあらわれていますが、教育活動を土台とした共同研究の組織的計画的な追求もその1つです。今回は、さらに、所外との交流もその取り組みの留意点の一つにかかげています。『通信』の場を借りて広く読者の方々のご協力やご意見も得たいと思います。以下に、その「設立趣意書」を掲載します。今後、隨時その活動の内容なども報告したいと思います。

「現代資本主義研究会」設立趣意書

所員の皆さん、所友の皆さん

1980年代は、文字どおり、世界的規模での危機と激動の時代となっています。日々新たに生起し、激変する、政治的、経済的、社会的諸事件や諸問題の本質を解明し、労働者階級と住民の発達の合法則性を明らかにすることは、経済科学に課せられた、ますます緊要な社会的責務であるといわなければなりません。また、いまや、世界的「合理化」運動のひきがねとなっている日本資本主義を分析し、労働者階級と住民の心をゆりうごかすような理論的、思想的な高みをつくりあげることが強く求められています。

基礎研は、これまで、経済科学にたいするこうした要請に応えるとともに、働きつつ学ぶ権利を保障する運動を通じて、そうした研究の担い手を養成するために、全力をあげて奮闘してきました。このたび、まる4年にわたって刊行をつづけてきた『講座現代経済学』（青木書店）は、遂に最終巻第6巻『現代日本経済論』の出版（3月末）をみるに至り、全巻完了ということになります。また、ほぼ同じ期間を要した『資本論・帝国主義論年表』の改訂作業も、いよいよ出版間近かという段階にまでこぎつけました。これらは、いずれも、研究科をはじめ広範な教育・研究活動を土台とした、基礎研の総力をあげた共同研究事業でありました。思えば、1972年正月、基礎研としてはじめての共同研究事業にもとづく出版物、『現代日本経済入門』（汐文社）の刊行以来、数々の成果を公表し、世に問うてきました。機関紙『経済科学通信』の普及とそれを通じた共同研究の組織化がそのなかで大きな役割を果たしてきました。結果、今日では、基礎研の共同研究にたいする社会的な評価や期待も決して小さなものではありません。また、それだけに社会的な責務も重いものがあります。同時に、私たちの共同研究事業の成果も、経済科学にたいする今日的な要請からすれば、まだまだ端緒的で、不十分なものにとどまっていることも謙虚に認めなければなりません。

激動の80年代を切りひらく経済科学の創造と発展のうえでも、基礎研運動の新たな発展基盤を培養するためにも、いま必要なことの一つは、共同研究の組織化を一段と力強く、多角的かつ広範につくりだすことではないでしょうか。

所員の皆さん、所友の皆さん

研究教育委員会は、昨年10月に決定された1982年度活動方針にもとづき、11月の第1回基礎理論シンポジウムをはじめ、共同研究の組織化のためにとくに重点をおいてとりくんできました。そのなかで、支部や学科を基礎としながらも、問題別研究会を多角的かつ多面的につくりあげることを方針としてきました。いま、この方針を具体化するために、「現代資本主義研究会」の設立を新たに提案し、多数の参加をよびかけたいと思います。

当研究会は、第一に、経済理論部会と日本資本主義部会との二つの部会を設け、基礎研における共同研究の組織化と総合化の新たな中核としての役割を担わせようというものです。

私たちがすすめる共同研究会は、いうまでもなく、「基礎研らしさ」の継承であり、発展でなければなりません。そのために大切な一つことは、経済理論の創造と現状分析を結合させるという観点を重視するということです。たとえば、日本における「(経済)原論研究」の現状のなかに、これらを機械的に分離して、古典解釈学にとどまったり、あるいは、現状にせまればせまるほどブルジョア経済学への無批判な接近となりやすい傾向が散見されます。現状分析を扱うとされる経済科学の諸分野においても、同様です。これらの傾向は、私たち自身もややもすればおちいりがちであるといわなければなりません。それは、私たちの研究が、往々にして、社会変革のための運動の足場をもたなかつたり、哲学的、思想的な訓練を欠いていたりすることに起因しています。私たちは、新しい研究会を発足させるにあたって、いま、あらためて理論と現状分析との結合という観点を重視する必要があります。当研究会においても、二つの部会を相対的に自立させながらも、その相互乗り入れや総合研究会を適切に配置するなどの工夫が必要であると考えています。

第二に、当研究会は、基礎研における『講座現代経済学』完結以降の中長期プロジェクトとして、『基礎経済科学全書』(略称、基礎研全書)の刊行を企画し、そのなかに、共同研究の成果を結実させていくこうとするものです。

『基礎経済科学全書』は、(a)経済理論シリーズ(青帯)、(b)日本経済論シリーズ(白帯)の二つのシリーズをもち、各々、分冊の論文(例えは、1冊、200字×700枚程度)を数冊ずつセットにして刊行していくというスタイルが考えられています。この方法は、全体として、一定の観点から体系性や統一性が保たれるとともに、各執筆者からみれば、一つの独立の小冊子を書いていくことになります。こうして、共同研究を積みあげながら、個人研究も促進させるという形を追求したいと考えています。もちろん、あくまで、中長期プロジェクトであり、短期的な見地や問題別研究会からの成果の刊行とは独立したものです。

第三に、当研究会は、組織的には、研究教育委員会のもとにおかれます。そして、独自の事務局や運営組織をもち、創意と工夫にもとづく活動形態を創造していくものでなければなりません。

そのためには、次のような諸原則に留意することが必要です。(1)共同研究と研究者養成との結合 (2)相互扶助的な地域的結集の保障 (3)他専門分野及び所外の研究者との交流 (4)研究の計画性と情勢変化に対応できる即応性との統一、などです。

所員の皆さん、所友の皆さん

今年、1982年は、『日本資本主義発達史講座』刊行50周年にあたります。周知のとおり、『講座』は、1932年5月から33年8月にかけて、7巻が刊行されました。1回の配本ごとに6~10本の分冊された論文ないし文献解題、史料解説が一つの箱におさめられ、索引を含め合計48冊にものぼります。この偉業は、約30名の主として30歳代の若い研究者によってなしつげられました。この『講座』は、日本資本主義のマルクス主義的研究的一大画期となり、『講座』論文を主内容

現代資本主義研究会の発足について

としてのうちに著書となつた、山田盛太郎著『日本資本主義分析』(34年)、平野義太郎著『日本資本主義社会の機構』(34年)をはじめ6冊の単行本を含めて、日本社会と人民に大きな影響力を發揮しました。『講座』趣意書のなかで、野呂栄太郎は、次のように述べています。「われわれの期するところは、歴史の解釈ではなくしてその変革である。」また、「われわれが当面する諸問題の根本的解決のためには、本講座はわずかに解決のかぎを提供するにすぎない。われわれは、日本資本主義の危機からの革命的活路を身をもって切り開かんとする多数読者の積極的努力によってはじめて、さらに完成せられるべきことを期待する」。『講座』全7巻は、まさにこのような、労働者階級と住民の発達に奉仕するという革命的態度にこそ支えられていたのでした。基礎研の共同研究『現代資本主義研究会』を、いま、発足させるにあたって、私たちは、このことを思いおこし、これに勇気づけられ、新たな理論的、思想的な高みを築こうではありませんか。

皆さんの意欲的な参加を期待するものです。

1982年3月8日

基礎経済科学研究所
研究教育委員会

本誌最近号内容目次一覧（その2）

(45ページより続く)

● 第32号 (1981年9月) 800円

特集・地域における労働者発達の諸条件——現代の労働と民主主義(Ⅱ)——

戦後日本の労働基準行政	青木 圭介
戦後日本の高成長と労働者——主体形成に関する若干の論点——	光岡 博美
地域の中小零細企業と業者・労働運動の課題によせて	永吉 秀幸
ヨーロッパ社会の動向——留学から帰って——	池上 慶
日本鉄鋼業の資源・エネルギー戦略(上)	北条 豊
国家資本概念をめぐる諸説(下)	佐中 忠司
〔誌上討論〕「再生産論」と資本主義分析——二宮厚美・中村静治両氏への反論——	大島 雄一
現代資本主義分析の方法と技術論——中村静治氏の本誌論文によせて——	北村 洋基
〔基礎研と私〕地域と生きがい——自分自身の生き方から見て——	松崎 直敏
ひろし君、ガンバレ!!——あらぐさ教室の子どもたち——	橋 孝

● 第33号 (1981年12月) 800円

特集・現代世界の資本労働——現代の労働と民主主義(Ⅲ)——

フランス資本主義と労働問題(上)	安部 誠治
ユーゴスラヴィアにおける自主管理利益共同体	小山 洋司
総合商社における労働の動向とその明暗	宇多真揆也
現代資本主義分析の課題	置塩 信雄・相葉 洋一
〔誌上討論〕流通主義的「再生産論」と資本主義分析——大島雄一氏の批判に答える——	中村 静治
〔科学運動〕学生の「様変わり」と経済学教育——研究・討論集会(於北大)に参加して——	柳ヶ瀬孝三
教科としての経済学史	
——経済学史学会関西部会1981年大会共通論題シンポジウム——	中谷 武雄
〔書評〕島 恭彦監修『講座現代経済V—現代経済学論争—』	的場 信樹
〔基礎研だより〕第4回研究大会の成功と連帯の実績	実行委員会事務局

(86ページへ続く)

1982年春期合宿研究交流集会の報告

昨年夏に行なわれた研究大会にひき続き、遠くに生駒山を望む奈良市あやめ池の桃山荘で3月21・22日の両日、1982年春期合宿研究交流集会が行なわれました。参加者は約70名で、各種社会活動と重なったため昨年に比べ若干少なかったとはいえないなか充実した集会になりました。

第1日目の全体研究集会は、本多研究科委員長による開会あいさつ・日程説明に続き、森岡研究教育委員長から統一テーマの説明がありました。続いてシンポジウムに入り、第1報告は「未組織労働者の現状と組織化の課題」と題し大阪統一労組懇・代表委員の宮本和雄氏より報告をいただきました。氏はまず、組織労働者の組織率の問題から話を始められ、組織率が相対的に低下していることや、サービス業・製造業等で未組織労働者が多いことなどを具体例を上げて報告されました。また、女子パートの組織化が困難であること、未組織労働者は低賃金と無権利の状態におかれていること等々の報告、また早朝から駅でのビラ配布、ビラの工夫などビラ配布に関する苦労話など、ユーモアたっぷりにお話しいただきました。そしてこのような未組織労働者の組織化のカギは、まず第一にメリット=実利・実益、第二に魅力=めんどうみがよいなど、第三に安心感=組合に入っていれば自分を守ってくれる、首を切られないですむなどの三つが重要なカギであると述べられました。第2報告は、「トヨタ労働者の労働と生活—実態調査をふまえてー」と題し、立命館大学の中川勝雄氏に報告いただきました。この報告は、テーマからもおわかりいただけるように氏も所属される生活・労働研究会が行なった数年に渡るトヨタの調査報告をもとに報告されたもので、膨大な資料を含む十数枚のレジュメを用



意されての興味深い報告でした。〔詳しくは次号所収の同氏論文を参照のこと。〕最後に、夜の層別交流会の討論の素材として「共同研究の飛躍をめざして—現代資本主義研究会の発足を中心の一」の提案がなされました。

夕食懇親会は、上田（健）・川瀬両君による迷司会ぶりで例によって各学科からの出しもの、高知支部・上田（秋）氏のスペイン語での“ベサメムーチョ”，報告をしていただいた中川氏並びに（特別参加の）木田両氏による“がんばろう”など多彩な出しものがありました。

夜に行なわれた層別交流会では、①労働者②院生・若手③教員の各層に分かれて交流会がもたれ、①労働者交流会では、「職場の現状と研究活動」とのテーマを掲げ、報告としては職場で“働きつつ学ぶ”を身を持って実践してこられた北条氏から「階級的飢餓感を覚える貴方へ—民主的な研究・学習運動のすすめー」と題する報告をしていただき、氏はこの中で、職場での厳しい現状の中で10名位の有志が集まって研究会を行ない季刊雑誌を出している経験を報告され、きびしい職場状況の中でも学習・研究を続けていく糸口は、例えば日に2～3行でもいいから職場の問題や日頃考えていることを“実際に書く・まとめてみる”ということを続

けていくことだという報告をされました。②院生・若手交流会では「若手研究者の成長」というテーマで交流会がもたれ、小林・阿知羅両氏よりテーマにそった問題提起がなされました。③教員の交流会では「共同研究の発展をめざして」とのテーマで4月以降に予定されている現代資本主義研究会に向けてのつっこみ意見交換がなされました。

公的な交流会が終った後、あちこちの部屋でアルコールを囲みながら夜遅くまで（なかには朝方4時頃までのグループもあったようですが）語り合う姿が見受けられました。

第2日目は、3つの分科会に分かれて、研究報告交流分科会がもたれました。報告の詳しい内容については省略させていただきますが、報告者とテーマを列記すれば以下の通りです。

◎ 第1分科会（司会：横山）

①地域（向日市）における貧困化現象—子供の発達・ねたきり老人の発達を実例として
—— ……中村淑子（第2学科）

②低所得者層の発達保障

……伊藤與念子（第2学科）

◎ 第2分科会（司会：青木）

①郵政事業における効率化計画の展開

……橋本晴夫（第2学科）

②広告労働者論—案内広告労働について—

……広兼恒久（第3学科）

◎ 第3分科会（司会：中谷）

①研究課題「アメリカ独占形成期における証券金融と金融資本」について
……上田健作（第3学科）

②1925年第2次大阪市市域拡張

……川瀬光義（第2学科）

③昭和恐慌と都市財政

……久保勝賛（第2学科）

以上7本の報告が行なわれ、久保氏のみ修了論文の報告でしたが、あの6本はこれから修了論文を書かれる方の報告で、“これで今秋はまず6本の修了論文は固い”と事務局では喜んでおります。

午後の全体総括集会では、まず、大阪支部の安部誠治氏より「フランスにおける国有化問題」と題する報告、続いて昨秋修了論文をまとめられた杉山悟氏から「修了論文執筆経験報告」の2本の報告をいただきました。杉山氏の報告は、家庭での苦労話をまじえながらの報告で、後に続く執筆者へのなかなか示唆に富んだ報告でした。続いて、短時間ではありましたが、第1日目の層別交流会並びに2日目の分科会のまとめ報告があり、最後に重森理事長より更なる基礎研の展望を含めた閉会あいさつがありました。

（文責 西田達昭）

本誌最近号内容目次一覧（その3）

（84ページより続く）

● 34号 (1982年3月) 800円

特集* 現代の労働と民主主義、その理論的展望—現代の労働と民主主義（IV）—

ブレイヴィアマン『労働と独占資本』をめぐって

富沢 賢治

オコンナー『現代国家の財政危機』をめぐって

中谷 武雄

ブレイヴィアマンをどう乗りこえるか

藤岡 悅

オコンナーの財政危機論と主体形成論

藤岡 純一

ブレイヴィアマン・オコンナーの理論的交錯

二宮 厚美

戦後価値論論争の展開—宇野・久留間論争の系譜を軸として—

関根猪一郎

日本鉄鋼業の資源・エネルギー戦略（下）

北条 豊

〔書評〕重森暁『地域と労働の経済理論』

鈴木 文熹

〔誌上交流〕哀しみと怒りの北炭夕張をどう受けとめるか

喜多源三郎

講座・現代経済学の完結によせて

桜井香

『経済科学通信』の第13号（1975年10月）に掲載された「夜間通信大学院設立にあたってのお願い」の一節を読んだときに感じた鮮烈な印象を忘ることできません。本誌の読者には染みの文章とは思いますが、あえて引用させていただきます。

「私たちは、また、この夜間通信大学院の設立準備と並行して、『経済学教育学会』（仮称）の結成を全国的規模で推進していくべきだと考えています。国民諸階層に根をおろし、大学教育と社会教育を有機的に結びつけていく社会諸科学の自主的民主的教育団体は、経済学以外の分野では多くの経験と蓄積をもっていますが、残念ながら経済学においては見出すことができません。教育こそ科学研究にもっとも幅広い統一の基礎であり、研究の正しい発展の原動力の一つです。経験主義と個人の技能の領域におしこめられている経済学教育を、それ自体、科学的議論と研究の対象とし、科学的な経済学教育の方法と体系とを多数の英知で追求していくなら、学生と勤労者にとって経済科学がより身近で有意義なものとなり、経済科学の基礎理論と専門研究の発展にともに大きく貢献するであろうことは、疑いありません。私たちは、こうした主旨から、『経済学教育学会』を結成し、できれば、基礎経済科学研究所およびその大学院がこの『学会』と協力・提携関係をもつていけるようにしたいと考えています。」

このよびかけの発せられた前年（74年）は、「第一次石油ショック」～「物価狂乱」の現出した年で、出版界も例にもれず、紙不足、資

材・印刷費の高騰など大きな影響を受けました。が、営業的には、新刊本だけでなく既刊在庫本を含む定価の一斉大幅な引上げや読者の買い急ぎなどもあって各社とも好成績を上げ、季節外れの「高成長」を享受したのも束の間、翌75年はその反動で本の売れ行きは低迷し、以降、分野により、また時期により起伏はあるものの今までつづく長い“出版不況”を迎えることになります。“不況”はとりわけ人文・社会科学書分野でいち早く、しかも顕著で、私たちが教科書の見直しに始まり、出版物・企画内容の再検討に取り組み、活路を見いだすべく模索せざるを得なくなったのは、この時期を前後してと記憶しています。

講座・現代経済学の出版準備はちょうどこの時に始まりました。私のノートには1976年の4月と6月に「上洛、池上・尾崎・野村先生らと講座刊行打合せ。」「従来型の講座ではダメ。新機軸を打ち出すこと。」「お手軽な解説・手引書=悪しき啓蒙主義の克服。」「論文集ではダメ、共同研究の重視・その態勢重視」などの言葉がみられます。また「南木屋町レンコンヤで池上先生を囲んで飲む。坂井、森岡、柳ヶ瀬氏らと一緒に」とあり、私と同世代の三人の先生方の経済学にたいする情熱や真摯さ——それは同時にアカデミズムの現状にたいして鋭い批判をともなった——に強い印象と共感をもった様子が記されています。柳ヶ瀬先生はまだ愛媛大学在職中だったと記憶しています。併せて、「基礎研の経済学教育学会のよびかけ←重要」とも記しています。

私的な思い出話しを書かせていただきましたのは、実は講座・現代経済学の出版をお引き受

けしたのは、こんな出版状況下での一つの選択と申しましょうか、あえて決断であった、ということを申し上げたかったためです。

従来、講座といえば著名な先生方に編者になっていただき、全国的視野で実績のある先生方に執筆をお願いする、少なくとも青木書店ではこう相場が決まっておりました。講座という名の論文集。それがまた読者の関心を呼び、社の台所を支えるということで、講座はつねに社の“看板商品”の位置を占めつづけてきました。その講座の売れ行きにもカゲリが出てきたとはいえ、まだまだそうした大型企画——むしろ売れ行きの不振が実感された時期であったからなおのこと一層の大型企画——を待望する雰囲気の色濃い中で、当時、基礎研編集委員会のみなさまに「内容も人選もすべておまかせします。基礎研中心・若手中心でやってください」と申し上げるには少しばかり決断のいることだったと言っても、島先生・池上先生はじめ研究所のみなさまにはご理解いただけるだろうと存じます。1976年6月28日付の基礎研拡大編集委員会文書に、「6.18青木書店桜井氏来洛／確認と経過／1)青木書店としては大筋の点で、基礎研メンバーを中心とした企画に同意する／2)その理由は、実質的な共同研究を重視したいからである……」とあります。名前や全国への目配りよりも、共同研究の成果を大切に、中身で勝負、という気持、これが講座刊行によせた私たち、とりわけ江口（編集部長）と私の当時の意気込みでした。

あれから6年、いま完結した全6巻を目の当にして安堵と感慨が拡がります。内容上、専門的な評価はその道のプロにおまかせするほかはございませんが、本講座が営業的に成功しただけでなく、大胆な問題提起、とりわけ「発達の経済学」という斬新な視角を正面に据えた、共同研究の成果というふざわしい内実を誇ることができると確信しています。何よりも、第5巻と第6巻を入れ替えたほかは、予定の内容を予定の担当者にご執筆いただいて、ほぼ計画ど

おり完結したこと、これは私どもの大きな喜びです。さらに、一つの民間研究所が中心になって、経済学の基礎理論から現状分析にいたるまでの広範な問題を体系的にまとめられたということの意義は、はかり知れないとも考えます。

出版界の“不況”は今日なおつづいているだけでなく、「構造化」しつつ一層深刻になってきていることは、みなさまご存知のとおりです。私たち出版人の活路をさがしての必死の摸索はこれからが正念場といえるかと思います。講座刊行中に私も担当しておりました季刊誌『現代と思想』が終刊に追い込まれたことも、それが端的にあらわれています。この状況へ、いま「経済学教育学会結成のよびかけ」が一層身近に、一層切実なものとして感じられます。企画と働きかけの両面で読者を「つくりだす」努力、この努力にしか私たちの生きる途はないわけですが、「経済学教育学会」構想は、決して出版人の思い込みに矮小化してはなりませんが、私たちのめざす方向に一致し、その導き・指針だと私には思われます。昨年、北海道で開かれた「経済学教育研究会」が反響と共感を呼んで成功した、とおききして、いよいよ学会実現にむかっての歩みが始まったことに大きな喜びと期待を抱いています。いま改めて「よびかけ」の先見性に深く思い下ると同時に、それと講座の完結とが、私の中ではひとつづきのものと実感されますが、それは基礎研の活動に注目し、わずかながら出版の世界でお手伝いさせていただいている者として当然でしょう。今後、貴研究所のこの面でのご活躍にも大いに期待させていただきたいと存じます。冒頭に引用させていただいた所以です。

最後になってしましましたが、島恭彦先生はじめ講座の編集・執筆に当っていただいた先生方、刊行を支え推進してくださった基礎経済科学研究所の所員・所友のみなさまに心からお礼を申しあげます。ありがとうございました。

(筆者 青木書店編集部)

『経済科学通信』の本領

永吉 秀幸（大阪市）

ますます危機を深める資本主義世界での生存競争、生き残りを賭けて、日本資本主義の支配者階級は今、技術革新＝「合理化」と「行財政改革」＝福祉切り捨てと軍拡に狂奔しています。第34号の現代資本主義における技術革新と財政危機をとりあげた“2つの世界的労作”を、変革主体形成を焦点に論じた「特集・現代の労働と民主主義、その理論的展望」は、このことからも「現代の労働と民主主義」を締めくくるにふさわしい好企画でした。変革主体形成論では、（特に大企業の）労働の現場での労働者の結合にだけ着目して論じるのでなく、私達の労働と生活の状態の総体から出発し、その変革を展望しうる方向を示すことが重要と思います。この意味で、欲をいえば、現代日本の現実と切り結ぶ議論がほしかったと思いますが、それは私達一人一人の課題でしょう。

私事で恐縮ですが、昨年暮、矢野経済研究所より速達が舞いこんだ。『自動車部品メーカーの競争力分析』、1冊6万円也だがどうかといいうもの。『通信』32号に載せていただいた拙論を見てのことであろうが、決して部数が多いとはいえない『通信』を、このような財界サイドの機関が入手しているのは、『通信』を私達身内（？）よりも高く評価しているからではと驚かされた。財界にそれなりに評価してもらうのも『通信』の誌価を高めることであろうが、やはり働きつつ学ぶ人々に読まれてこそ『通信』の本領が發揮されるというもの。読者のみなさん。『通信』は財界の反面教師の道具などではなく、私達働きつつ学ぶ者の権利を担う雑誌であることを示すためにも、気概をもって拡大を取り組みましょう。

（団体役員）

“働きつつ学ぶ権利を担う”

伊藤與念子（神戸市）

“働きつつ学ぶ権利を担う”という基礎研にきはじめて1年9ヶ月になる。その間『経済科学通信』は7回発行された。

経済学を専門的に学んだことのない私にとって、『通信』はけっして簡単なものではなかった。しかし、私がいつも非常に感激するのは、「人間を大切にする」という考え方には、人々の「生活」があり、「生きざま」がある一がその根底にながれている。そんなところが理論的にはなかなかむずかしいような論文ばかりでも、少しづつでも読んでいこうと勇気をわかせるのです。

私は、この2年間「生活と健康を守る会」で専従として働いてきました。そのなかで私は、貧困問題を全身で感じました。貧困は、単に経済的なものだけにあるのではなく、それを土台にして精神的なものも含めて、色々に派生しており、まだ人生経験の少ない私にとってつらいこともたくさんあったように思います。けれど、基礎研での学習で少しづつ頭を整理していくことによって、頑張ることができたように思います。この経験を土台にして、修了論文を書こうと思っています。又、7月からは、基礎研の専従として、「働きつつ学ぶ」という権利を、労働者に真に保障していくよう頑張りたく思います。

◇ 編集後記 ◇

- ……第1巻発行78年3月から4年余の歳月を費やして、ついに『講座・現代経済学』全6巻が完結しました。労働者との結合を強めつつ「発達の経済学」という新たな理論的探究を深めた、この間の基礎研運動の集大成という性格をこの講座はもっています。この講座の成果と弱点は、基礎研運動全体のそれでもあります。本号ではこの画期的事業を総括し、今後の課題を探る座談会を企画しました。
- ……基礎研では、『講座』後の新たな共同研究をにらんで今春「現代資本主義研究会」を発足させました。折しも『日本資本主義発達史講座』出版から50年、この事業を凌駕する壮大な共同研究を志向する「現資研」の発足は、新たな歴史的第一歩となるものです。
- ……とはいえ恐らくは世界史的意義を担うであろうこの事業の完遂は、基礎研内外の総力をあげたとりくみが必要です。自らの労働体験・大衆運動や研究教育の場に依拠する多く

の人たちとの交流が絶対に不可欠です。今号でも梅垣・大島両氏からの誌上討論を収録したのはそのためです。大島一中村論争については、今後は第三者からの発言を求め、みのりある成果を刈りとりたいと思います。

- ……本年7月から、基礎研は2名の専従事務局体制になります。新たな専従者に妙齡の女性=伊藤さんを迎える、婦人問題に強い基礎研、攻勢的にうってでる『通信』編集局をめざします。伊藤さんを迎える読者サービス・編集実務も格段に強化され、いよいよ『通信』3000部体制をめざす条件も整備されてきました。母なる民衆の大地に深く根ざした・新たな経済学づくりの共同の機関誌として発展させるために、現在本誌350部拡大運動を推進中です。ぜひご協力をお願いします。
- ……基礎研運動最大の行事たる第5回研究大会がことしも7月16日から18日まで関西地区大学セミナーハウスでひらかれます。次号ではその内容をもりこむ予定ですが、読者の皆様のご参加を期待するものです。

経済科学通信 (季刊) 第35号 1982年7月10日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)
TEL (075) 255-2450

振替 京都1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集局員 青水 司 阿知懽隆雄 上野 俊樹
江尻 彰 竹味 能成 中谷 武雄
中村 雅秀 藤岡 淳 光岡 博美
森岡 孝二 柳ヶ瀬孝三

印刷所 新日本プロセス株式会社
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL (075) 661-5688

価格 1部 800円
定期購読費(年間4冊分) 3,200円(郵送料を含む)

『発達の経済学』の体系化をめざす講座——堂々と完結！

講座 現代経済学 全6巻

島 恭彦 監修

編集委員
池上 悅・尾崎芳治・中村 哲・野村秀和

「私たちは、『発達の経済学』が日本と世界における現実的諸問題にたいしてもつとも有効な解答を準備しうるものと確信し、はたらきつつ学ぶ権利をになう多くの労働者、研究者、教育者たちとともに、より厳密で、かつ総合的な経済学の進歩をめざして歩みつづけたい。」
(池上悦先生執筆 「第六巻の編集を終えて」より)

① 経 济 学 入 門

定価一五〇〇円

② 「資本論」と現代経済(1)

定価一五〇〇円

③ 「資本論」と現代経済(2)

定価一五〇〇円

④ 「帝国主義論」と現代経済

定価二〇〇〇円

⑤ 現代経済学論争

定価二〇〇〇円

⑥ 現代日本経済論

定価一四〇〇円

島 恭彦・池上 悅・重森 曜・二宮厚美編
〔青木現代叢書〕
定価一八〇〇円

行政改革

儀我壮一郎編
46判 定価二四〇〇円

公企業の国際比較

小林正雄著
46判 定価一九〇〇円

現代資本主義論

元島邦夫著
46判 定価一八〇〇円

大企業労働者の主体形成

平野喜一郎・尼寺義弘・島津秀典・角田修一編
46判 定価一八〇〇円

経済原論

A5判 定価二二〇〇円

会計の基礎知識

46判 定価一八〇〇円

小谷汪之著
46判 定価一八〇〇円

共同体と近代

青木書店

〒101 東京都千代田区神田神保町1-60
振替・東京 8-36582 電話03(292)0481